

現代福祉学部 福祉コミュニティ学科 臨床心理学科 設置の趣旨等を記載した書類

ア. 現代福祉学部「福祉コミュニティ学科」「臨床心理学科」の設置の趣旨及び 必要性

1) 「福祉コミュニティ学科」「臨床心理学科」の設置の趣旨

法政大学現代福祉学部は社会的弱者の救済という旧来型の福祉の枠を超え、健康で幸福な暮らし（ウェルビーイング）という幅広い福祉を教育・研究の理念に掲げて平成 12(2000)年 4 月に発足した。ウェルビーイングを学び、福祉マインドを身につけた 1000 人を超える人材を本学部は既に社会の各分野に送り出している。卒業生の進路は学部の教育理念を反映して、いわゆる狭義の福祉職にとどまらず、各種の一般企業、健康産業分野、地方公務員（福祉職、心理職など）、大学院進学者と多岐にわたっている。こうした点で、本学部が理念とするウェルビーイングは研究教育面のみならず、卒業生の具体的な進路面においても着実な成果を上げてきたと言える。

近年の日本の福祉行政や福祉サービスについては、様々な矛盾が表にあらわれており、そうした諸課題に対処できる福祉教育や人材育成が求められている。日本学術会議社会学委員会社会福祉学分会（以下、「社会福祉学分会」）は平成 20(2008)年 7 月 14 日に『近未来の社会福祉教育のあり方について－ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて－』という提言をまとめている。それによれば、近年の福祉系大学教育は社会福祉士養成教育に偏りすぎており、「今日的な福祉問題への対応は、社会福祉関係者のみの実践では対応できにくくなっており、学際的研究に基づく多職種間の連携を必要とする」と述べられている。こうした問題意識から、社会福祉学分会は近未来の社会福祉教育について次の 5 点の提言を行っている。①社会福祉士の養成を超えた人材の育成。②学部と大学院での教育のあり方。③教育内容での拡大化と固有性。④地方自治体レベルでの研究・教育・実践の連携。⑤社会福祉教育を進めていくうえでの多様な連携。**（資料 1 『近未来の社会福祉教育のあり方について－ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて－』**

現代福祉学部は平成 12(2000)年 4 月の設立当初から「社会福祉」「地域づくり」「臨床心理」の三分野の連携による幅広い福祉教育を既に行っており、学部名称の現代（福祉）とは単なる時代区分としての modern ではなく、幅広い福祉という現代の福祉教育が目指すべき方向性を含意していた。こうした本学部の教育理念は上記の社会福祉学分会の提言を先取りした試みと言える。大学院教育についても平成 14(2002)年 4 月に幅広い福祉を研究し、高度職業人を養成するために人間社会研究科博士前期課程（福祉社会専攻、臨床心理

学専攻)と人間社会研究科博士後期課程(人間福祉専攻)を設置し、高度職業人養成や研究者養成で着実な成果を上げてきた。現代福祉学部のこれまでの歩みは社会福祉学分会で提言されている、これからの福祉教育のあるべき姿、すなわち、コミュニティとの連携や多職種間の連携、大学院の接続教育などを先取りしたものである。しかしながら、現代福祉学部現代福祉学科の1学科制では、こうした現代福祉学部の先進的な試みを十分に社会に伝えることができず、社会福祉士の養成の側面からのみ、学部教育がとらえられるきらいがあった。これまで行ってきた現代福祉学部の幅広い福祉教育をより明確に示すために、学科を再編成して学部の設置理念である、ウェルビーイング(健康で幸福な暮らし)を一層明示的に社会に示す必要性が出てきた。社会福祉学分会の諸提言を受けて、幅広い視野から多職種と連携が行える人材を養成するために、「社会福祉」「地域づくり」「臨床心理」の基礎的科目を習得し、その上で「社会福祉」「地域づくり」の専門科目を体系的に学ぶ「福祉コミュニティ学科」と、「心理学」「社会福祉」「地域づくり」の基礎的科目を習得し、その上で臨床心理学の専門科目を体系的に学ぶ「臨床心理学科」を設置する。幅広い福祉知識を基盤にしながら、＜社会福祉／地域づくり＞、＜臨床心理学＞をそれぞれ専門的・体系的に学ぶ2学科を設置することで、学士力の一層の向上を図るとともに、現代福祉学部を母体とする大学院の2つの博士前期課程(人間社会研究科福祉社会専攻、人間社会研究科臨床心理学専攻)との整合性を明確にする。「社会福祉」「地域づくり」「臨床心理」の幅広い知識の習得と、＜社会福祉／地域づくり＞、＜臨床心理学＞の専門的・体系的な学習という相反する二つの教育的要請に応える2学科体制によって、多職種との連携を行い、現状の福祉制度やヒューマンサービスを利用者本位に改革していくことのできる総合的な視野をもった人材を育成する。こうした2学科を設置することで、学部の設置理念であるウェルビーイング(健康で幸福な暮らし)を社会に的確に示そうとするものである。

2)「福祉コミュニティ学科」「臨床心理学科」の設置理念と目的

現代の日本においては、福祉政策が年々増え続ける高齢者の福祉サービス費用を誰がどのように負担するのかという財源問題に矮小化されて議論される傾向にある。福祉の財源問題や社会負担はむろん重要な論点であるのは言うまでもないが、人々の「健康で幸福な暮らし」の実現を困難にしているのは単に経済的要因だけではなく、これまで伝統的に地縁・血縁で維持されてきた地域社会のネットワークの崩壊や人間関係の希薄化が重要な要素となっている。コミュニティの再生・創造なくして、福祉社会の実現は不可能であり、それは狭義の福祉施設や職員だけで実現できるものではない。そこでは福祉マインドを持ち、コミュニティを維持・発展させる専門的人材が不可欠であり、この点については平成20(2008)年7月の社会福祉学分会の提言にも明確に述べられているところである。

多職種間の連携という点では、臨床心理の専門家と連携した幅広い福祉教育・人材育成が、今後、ますます重要になる。そもそもウェルビーイングという用語が公式にはじめて使われたのは昭和21(1946)年のWHOの憲法草案であり、ウェルビーイングは「健康」を

説明する新しい概念として「身体的、精神的および社会的なウェルビーイング」として使われている。つまり、幅広い福祉にかかわるウェルビーイングという概念自体に既にメンタルな健康という要素が含まれている。ウェルビーイングの歴史や概念にとどまらず、現在の学校教育現場においては児童の援助のためには福祉的視点と臨床心理的視点の連携が不可欠になりつつある。文部科学省はこれまで児童の心の問題やその援助のために、臨床心理士を学校現場に配置してそれに対応してきたことは周知の事実である。しかし、近年、臨床心理の専門家である学校カウンセラー（臨床心理士）のみでは児童の援助に限界があることが明らかになっている。そうした限界を打開する対策として、福祉的な視点をもったスクールソーシャルワーカーの存在が着目されるようになってきている。文部科学省は平成20(2008)年から15億円の新規予算をスクールソーシャルワーカーの導入にあてており、平成20(2008)年7月の社会福祉学分科会の提言でもスクールソーシャルワーカーは福祉専門職の一つとして明確に位置づけられている。また、社団法人日本社会福祉士養成校協会が平成20(2008)年8月31日に出した報告書（『スクール（学校）ソーシャルワーカー育成・研修等事業に関する調査研究』）では福祉教育におけるスクールソーシャルワーカーの重要性、さらにはスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの役割分担や相互連携の必要性が詳細に報告されている。スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの連携といった教育目標は、学部教育のレベルから福祉的視点と臨床心理的視点の双方を幅広く学ぶことで初めて可能になるものである。福祉的視点と臨床心理的視点の連携の重要性は学校に限らず、精神科の病院臨床においても精神保健福祉士と臨床心理士の連携という点で重要な意味をもっている。福祉系学部である現代福祉学部が、学部発足当初から臨床心理という、こころの問題を扱う学問領域を包含していたのは、幅広い福祉の実現にそれが不可欠だと考えたからである。

平成20(2008)年7月の社会福祉学分科会の5つの提言は、まさに現代福祉学部が学部創設以来目指してきたものであり、現代福祉学部を母体とした大学院を平成14(2002)年に設置するにあたり、人間社会研究科博士前期課程（福祉社会専攻、臨床心理学専攻）、博士後期課程（人間福祉専攻）の3専攻制にしたのも、幅広い福祉教育やコミュニティの重視、あるいは多職種間の連携などの福祉教育理念にもとづいている。現代福祉学部では精神保健福祉にかかわる専門科目を履修した者が大学院の臨床心理学専攻に進学し、臨床心理士の資格を取得し、医療現場や学校現場で福祉的視野を生かした活躍を既に行っている。

コミュニティの再生と福祉サービスの供給を有機的に関連させて幅広い福祉社会の実現を目指す「福祉コミュニティ学科」と、豊かな福祉社会実現のために人びとのこころの問題にかかわる「臨床心理学科」を設置することで、健康で幸福な暮らし（ウェルビーイング）という学部創設以来の教育研究理念をさらに明確に継承・発展させることが今回の学科再編の目的である。**（資料2『スクール（学校）ソーシャルワーカー育成・研修等事業に関する調査研究』）**

3) 「福祉コミュニティ学科」「臨床心理学科」で養成する人材像

「福祉コミュニティ学科」「臨床心理学科」においても、幅広い福祉の視野をもって社会に貢献できる福祉マインドを身につけた人材養成を行う。「社会福祉」「地域づくり」「臨床心理」の三領域にわたるこれまでの現代福祉学部の教育実践を継承し、それを一層発展させる形で各学科において次のような人材養成を行う。

「福祉コミュニティ学科」では人びとの心の問題も視野に入れた豊かな福祉コミュニティの創造に貢献できる専門的人材を養成する。学生の卒業後の具体的な進路で言うならば、

- ①社会福祉士受験資格を取得して、社会福祉法人（社会福祉施設等）や民間非営利組織（福祉系 NPO）に進む。
- ②精神保健福祉士受験資格を取得して、精神保健分野（精神科病院、精神科診療所、福祉サービス提供施設等）に進む。
- ③社会福祉士受験資格を取得し、さらに、スクールソーシャルワーク、医療ソーシャルワーク、コミュニティソーシャルワークといった領域のアドバンスト実習を行って、より専門性を高めるべく大学院へ進学する。
- ④公務員（福祉職）、社会福祉協議会職員、政府系団体職員、地域振興と福祉にかかわる民間企業（有料老人ホーム職員、福祉機器製造会社などの広義の福祉系企業、さらには住宅関連会社・不動産会社・地域金融機関など地域福祉や地域振興にかかわる民間営利企業）に就職する。

現代福祉学部では毎年、卒業生の 8%程度が地方公務員として全国各地に就職しており、卒業生はコミュニティのマネジメントや福祉コミュニティの創造を担う重要な人材として幅広く社会で活躍している。卒業生の地方公務員への就職割合は法政大学の中では法学部について 2 番目に高い割合となっている。現代福祉学部が学部創設以来成果を上げてきた地方公務員の人材養成は平成 20(2008)年 7 月の社会福祉学分会で取り上げられた「地方自治体レベルでの研究・教育・実践の連携」という提言にまさに合致する。現代福祉学部の場合、地方公務員にとどまらず、広義の福祉関連企業や地域振興にかかわる住宅関連会社・不動産会社・地域金融機関、社会福祉法人・医療法人などの諸団体にも幅広く人材を供給してきた。卒業生のこうした多様な進路は福祉コミュニティの創造に不可欠な意味を有しており、保健・医療はもちろんのこと、「社会福祉教育を進めていくうえでの多様な連携」という社会福祉学分会の提言にまさに沿うものと考えられる。福祉コミュニティ学科では幅広い福祉の視野をもった人材を養成し、福祉コミュニティの創造に資する人材をこれまで以上に社会に供給していくことを学科再編によって、さらに明瞭に社会に示していく。

「臨床心理学科」では地域の暮らしや制度、人びとの生活や福祉サービスを視野に入れつつ、こころの問題にかかわる専門的人材を養成する。学生の卒業後の具体的な進路で言うならば、

- ①ソーシャルワーク、スクールソーシャルワーク、精神保健など福祉分野の活動を理解

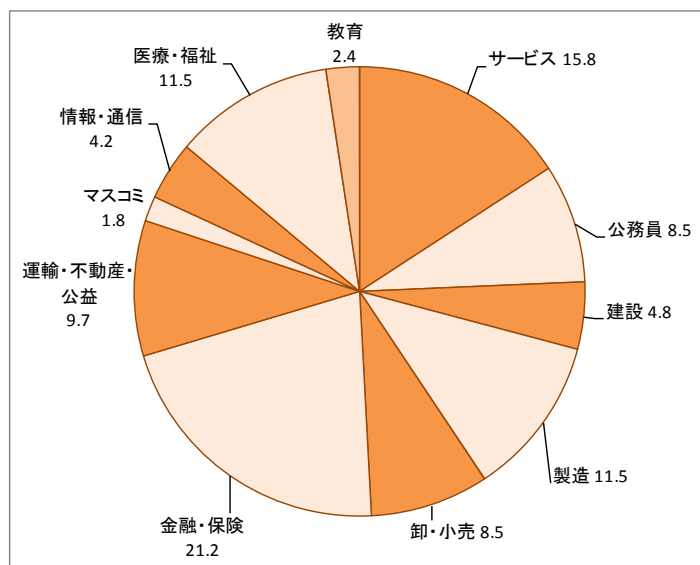
し、多職種間の連携が行える心理系公務員（矯正分野、家庭裁判所、警察関係など）、あるいはこころの問題と精神保健の知識が求められる一般企業の人事部門、医療・保健サービス関連の一般企業、医療法人などの民間非営利組織・団体。

②大学院人間社会研究科臨床心理学専攻（臨床心理士認定協会から第1種指定大学院の指定を受けている）との一貫教育の中で福祉コミュニティの実現に寄与する高度専門職業人（臨床心理士）。

などである。

「福祉コミュニティ学科」「臨床心理学科」の両学科とも人間社会研究科博士前期課程（福祉社会専攻、臨床心理学専攻）、博士後期課程（人間福祉専攻）との連携を深め、専門分野で活躍する研究者・教育者を目指す人材養成を行う。

（参考）現代福祉学部 就職状況 （平成19(2007)年度実績）



主な進路先（上位5業種）

- ①金融・保険 ②サービス ③医療・福祉 ④製造 ⑤運輸・不動産・公益

主な就職先

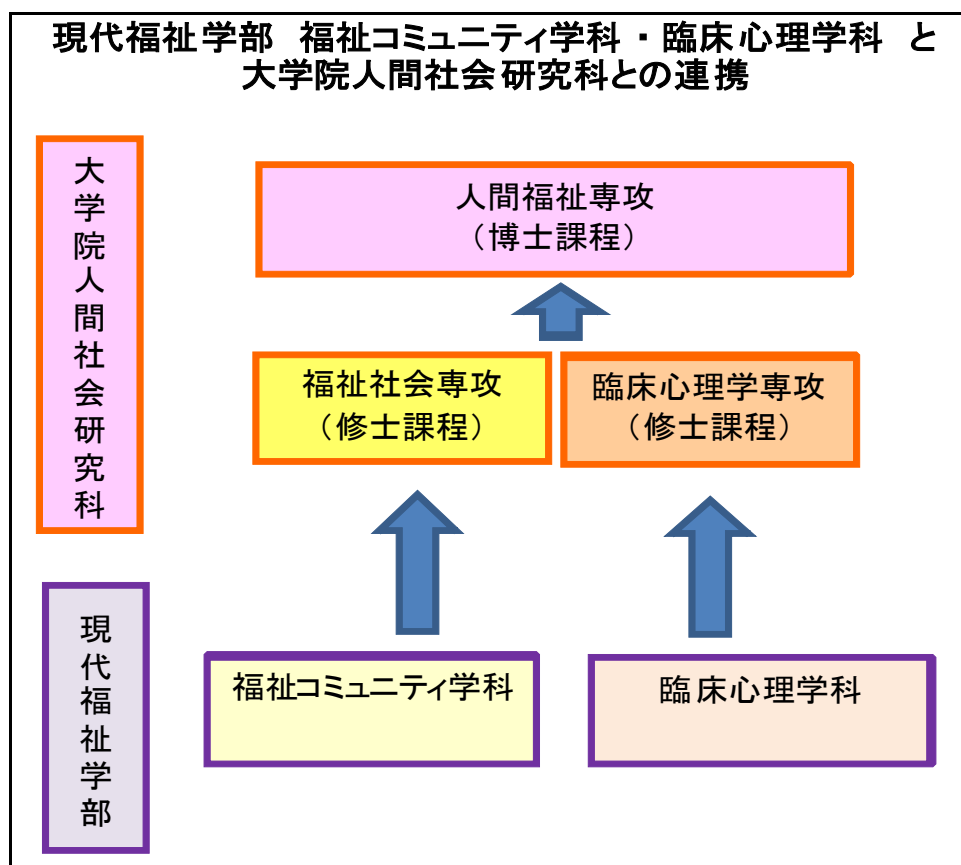
旭化成ホームズ、三井ホーム、積水ハウス、大和ハウス工業、ポッカコーポレーション、ヤクルト本社、キッコーマン、大塚製薬－大塚グループ、日本電気、富士通、松屋、西武百貨店、かんぼ生命保険、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、常陽銀行、千葉銀行、大和証券グループ本社、アメリカンファミリー生命保険会社、みずほ信託銀行、三井住友海上火災保険、中央三井信託銀行、中央労金、東京海上日動火災保険、日本興亜損害保険、日本生命保険、日本航空インターナショナル、東日本旅客鉄道、リクルート、ホテルオークラ東京、日本中央競馬会、横浜農業協同組合、郵便局、教員、医療法人、社会福祉法人、東京都特別区、政令指定都市、市区町村、警察官、消防官

イ. 「福祉コミュニティ学科」「臨床心理学科」における教育・研究の特色

現代福祉学部「福祉コミュニティ学科」と「臨床心理学科」は幅広い福祉・福祉社会の実現という社会的養成に応じる学部・学科を目指す、その特色は以下のようにまとめることができる。

1) 教育研究の対象課題：ウェルビーイング実現に必要な「社会福祉」「コミュニティづくり」「臨床心理」の連携—大学院博士前期課程との学問教育的な整合性を高める

現代福祉学部がこれまで実践してきた「社会福祉」「コミュニティづくり」「臨床心理」の3要素にかかわる教育研究をこれまで以上に明確にし、その相互連携を促進することで広義の福祉社会の実現を志向する学部アイデンティティを明瞭にする。さらに学部を福祉コミュニティ学科と臨床心理学科の2学科に再編成することで、大学院博士前期課程（人間社会研究科「福祉社会専攻」「臨床心理学専攻」）との教育的な連携を高め、学部と大学院の一貫性・接続教育の効果を確かなものとしていく。



2) 「社会福祉」「コミュニティづくり」「臨床心理」の連携と各種実習の活用による問題解決能力と幅広い視野の育成

「社会福祉」「コミュニティづくり」「臨床心理」の3領域にかかわる学部共通の学部共通科目や専門基礎科目、専門基幹科目、さらには基礎演習や3領域の要素を含んだ各種の実習を段階的、総合的に学習させることで幅広い福祉の知識を学習させ、問題解決能力の育成と幅広い視野の実現を目指す教育を行う。

3) 専門的、市民的に貢献する人材の養成

「コミュニティづくり」や「人びとの心の問題」も視野に入れた福祉を広義の福祉としてとらえ、コミュニティに根ざし、こころの問題も理解することによって幸福で健康な暮らし（ウェルビーイング）の実現を目指す。社会福祉士、精神保健福祉士、教師、あるいは福祉社会専攻や臨床心理学専攻の大学院進学を目指し専門職として貢献する人材だけでなく、公務員、地方公務員（福祉職、心理職を含む）、社会福祉協議会職員、政府系団体職員などの政府系団体、または、有料老人ホーム職員や福祉機器製作にかかわる福祉系企業、さらには、住宅・不動産・地域金融機関などの地域福祉・地域振興にかかわる民間企業、そして、社会福祉法人や医療法人職員、NPOやNGOの職員などの幅広い分野において福祉社会の実現に貢献できるような人材を養成する。

4) 障害を持つ学生への支援

障害をもつ学生の授業等の支援については、多摩校地の障がい学生支援室が現代福祉学部棟内に既に設置されており、現代福祉学部の学生ボランティアを中心に活発な支援活動が行われている。施設面では現代福祉学部棟は既にバリアフリー対応の校舎となっている。

以上のことから、中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）（平成17(2005)年1月)」が提言する高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化を踏まえ、本学部は、高度専門職業人養成の拠点として機能を果たすことができる。

ウ. 学部、学科の名称と構成、学位の名称

学部の名称は、学部創設時の教育研究理念をそのまま継承するので変更せずに、現代福祉学部とする。幅広い福祉という教育理念をより明確にするために「現代福祉学科」を廃して、「福祉コミュニティ学科」と「臨床心理学科」の2学科を設置する。両学科とも幅広い福祉人材の育成というこれまでの学部の教育理念を継承している。「福祉コミュニティ学科」は幅広い福祉をコミュニティの中でいかに実現していくかを教育研究する学科であり、現代福祉学部を母体とする大学院博士前期課程（福祉社会専攻）との教育的な接続性を考

慮して名称を「福祉コミュニティ学科」とし、学位は学士（社会福祉学）とする。「臨床心理学科」は旧来型の心理学を基盤とした臨床心理学ではなく、ウェルビーイング（健康で幸福な暮らし）にかかわる幅広い福祉を基盤とする新たなタイプの臨床心理学であり、現代福祉学部を母体とする大学院博士前期課程（臨床心理学専攻）との教育的な接続性を考慮して名称は「臨床心理学科」とし、学位を学士（臨床心理学）とする。また、学部学科及び学位の英訳名称は、以下のとおりである。

Faculty of Social Policy and Administration（現代福祉学部）

Department of Community Development（福祉コミュニティ学科）

Bachelor of Arts(Social Policy and Administration)（学士（社会福祉学））

Department of Clinical Psychology（臨床心理学科）

Bachelor of Arts(Clinical Psychology)（学士（臨床心理学））

なお、学部全体の入学定員はこれまでと同じ 220 名とし、学科ごとの内訳は、①福祉コミュニティ学科；140 名、②臨床心理学科；80 名とする。

エ. 教育課程の編成の考え方及び特色

1) 福祉コミュニティ学科の教育課程の編成の考え方

福祉コミュニティ学科では「教育研究上の理念と目的」で述べた事柄を実現するために以下のような基本構成でカリキュラムを編成している。①幅広い視野と市民的教養の育成にかかわる学部共通の「総合教育科目」、②「社会福祉」「地域づくり」「臨床心理」の3領域の基礎的な専門科目を幅広く学ぶことで、幅広い福祉（ウェルビーイング）を理解する学部共通の「専門基礎科目」と「専門基幹科目」。③幅広い福祉を体系的・総合的に学ぶことのできる「ソーシャルポリシー」「コミュニティマネジメント」「ヒューマンサポート」の3分野の専門科目群から構成された「専門展開科目」。

学部共通科目として全学部生に共通しているのは①と②の2つのみだが、「専門展開科目」については「福祉コミュニティ学科」「臨床心理学科」ともに一部の実験・実習・演習科目を除き互いに広く公開する。福祉コミュニティ学科のカリキュラムでは、①や②で喚起された幅広い興味関心に基づいて「ソーシャルポリシー」「コミュニティマネジメント」「ヒューマンサポート」の3分野の専門展開科目を選択履修することで幅広い福祉が系統的・総合的に学べるようになっていく。また学生の興味関心に応じて臨床心理学科の専門展開科目も履修できるよう配慮している。

上記の講義科目に連動する形で以下のような学部共通科目や演習・実習を用意している。講義科目と演習・実習の相互連関によって学習の効果を高め、幅広い福祉と系統的な「地

域づくり」と「社会福祉」の双方の学習を可能としながら、同時に問題解決能力の育成を図るものである。④基礎演習（学部共通）、⑤フィールドスタディ入門（学部共通）、⑥専門演習、⑦ソーシャルワーク実習、精神保健ソーシャルワーク実習、スクールソーシャルワーク実習、医療ソーシャルワーク実習、コミュニティソーシャルワーク実習、コミュニティスタディ実習。学部共通の④⑤の講義・演習によって学習の基礎的スキルを学ばせるとともに、幅広い福祉を実際のフィールドの中で多面的に体験させ、問題解決能力の育成を図る。こうした基礎的総合的な講義・演習の上にたち、「地域づくり」と「社会福祉」にかかわる⑥～⑦の演習・実習を履修することで系統的な学習を効果あるものとしていく。

（資料3 現代福祉学部福祉コミュニティ学科カリキュラム構成図）

2) 福祉コミュニティ学科の教育課程

a) 総合教育科目

総合教育科目（30単位以上修得）の目的は、リベラルアーツの観点から、人間的な価値・理念を教育し、人間性の涵養を図るとともに、市民として社会の中に生きるために必要な基礎学力と体力を育成することにある。総合教育科目は学部共通科目、視野形成科目、情報・調査系科目、言語コミュニケーション科目の4カテゴリーから成っている。

この中でも、学部共通科目に配置されている「フィールドスタディ入門」では、「社会福祉」「地域づくり」「臨床心理」の現場で活躍している専門家を招いて、講演してもらい、学生が進路選択を考える際の参考に供している。

b) 専門教育科目

専門教育科目（80単位以上修得）は、①専門基礎科目、②専門基幹科目、③専門展開科目と④演習・実習の4カテゴリーから成るが、演習・実習については、別に項目を立てて説明する。

(i) 専門基礎科目には学部全体に共通する専門科目として、福祉・地域・心理に関する基礎的な科目が配置されている。本学部を卒業する学生に共通に学んで欲しい科目はここに置かれており、5科目10単位が必修である。専門教育への導入部として、ここで幅広い領域を学んで将来の学習方向や進路を考えるための契機を提供する狙いを有する。

(ii) 専門基幹科目は、①福祉の代表的な分野論と社会福祉援助の理論、および、地域づくりのマネジメント基幹的な科目（福祉コミュニティ科目群：内2科目4単位必修）と、②心理の臨床にかかわる基幹的な科目（臨床心理科目群）から構成されている。両方の科目群にまたがって、全体で6科目12単位を選択必修としている。

(iii) 専門展開科目は、専門基礎科目を踏まえて、さらに専門的に学習を深め展開するための科目群であり、社会的な広い視野から福祉政策や地域政策などを学ぶ「ソーシャルポリシー」、コミュニティレベルでの運営のあり方を検討し、また、高齢者などカテゴライズされた人々へのサービスを学ぶ「コミュニティマネジメント」、対人援助の基本やサポー

トのあり方などを学ぶ「ヒューマンサポート」の3群に整理され、学生の関心に応じて、可能な限り学科横断的に履修することができるように配慮されている。

c) 演習・実習

演習・実習に分類されるのは、「専門演習Ⅰ～Ⅲ」「卒業論文」「英語専門演習Ⅰ・Ⅱ」と、「ソーシャルワーク演習Ⅰ～Ⅴ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ～Ⅲ」「ソーシャルワーク実習」と、「精神保健ソーシャルワーク演習Ⅰ～Ⅱ」「精神保健ソーシャルワーク実習指導」「精神保健ソーシャルワーク実習」と、「スクールソーシャルワーク演習・実習・実習指導」，「医療ソーシャルワーク演習・実習・実習指導」，「コミュニティソーシャルワーク演習・実習・実習指導」，「企業・自治体インターンシップ」，そして「コミュニティスタディ演習・実習・実習指導」である。

本学部では、専門演習と実習関係演習が同時並行で開講されているので、少人数教育が徹底しており、学生へのきめ細かな対応が可能である。

(i) 専門演習は教員の専門分野に即して開講される。学部教育の根幹をなす科目であり、大学院への進学に途を開く位置にもある。2年次に専門演習Ⅰ，3年次に専門演習Ⅱ，4年次に専門演習Ⅲを開設し、いずれも必修とする。また，4年次には，卒業論文を必修科目として専門教育の総括を行う。

(ii) ソーシャルワーク演習Ⅰ～Ⅴと精神保健ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱは，対人援助技術の習得を目的としており，ソーシャルワーク実習と精神保健ソーシャルワーク実習の事前・事後における学習を通して社会福祉専門職として必要な職業倫理・専門的知識・援助技術の習得と自己覚知を高めることを目的としている。

同時に社会福祉士と精神保健福祉士の国家試験受験資格を取得するための演習でもあり，実習と相互補完の関係にある。

(iii) ソーシャルワーク実習と精神保健ソーシャルワーク実習は，福祉関連施設（児童・高齢者・障害者などの施設，医療機関，社会福祉協議会・行政機関，精神科病院・診療所，精神障害者社会復帰施設など）での実習であり，これによって福祉施設の運営，具体的な援助活動，地域社会との関係などについて理解を深めるための科目である。

(iv) ソーシャルワーク実習指導Ⅰ～Ⅲと精神保健ソーシャルワーク実習指導は，ソーシャルワーク実習，精神保健ソーシャルワーク実習とセットになって事前指導・実習期間中の指導・事後指導を行う科目である。

(v) スクールソーシャルワーク演習・実習・実習指導は，子どもたちや教職員が日々過ごしている教育現場の現状と背景を理解し，学校現場を中心として活動するスクールソーシャルワーカーの基本的態度と援助技術の習得を目的とするものである。

(vi) 医療ソーシャルワーク演習・実習・実習指導は，病院や診療所等の医療機関について，その現状と背景を理解し，医療ソーシャルワーカーに必要とされる基本的態度や援助技術の習得を目的とするものである。

(vii) コミュニティソーシャルワーク演習・実習・実習指導は、地域住民の置かれている現状と背景を理解し、社会福祉協議会でのコミュニティーケアや地域での住民活動をサポートするコミュニティソーシャルワーカーの基本的態度と援助技術の習得を目的とするものである。

(viii) コミュニティストアディ演習・実習・実習指導は、将来、中央政府、地方自治体、NPO、研究機関（シンクタンク）、企業などで働くことを希望し、地域づくりの仕事に関心をもつ学生を対象に、地方自治体やNPO、シンクタンク、企業などで実践を通して地域づくりを習得することを目的とする。

3) 福祉コミュニティ学科の特色

「福祉コミュニティ学科」では、福祉を福祉コミュニティの創造とのかかわりで理解する。こうした目的に相応しい教育研究を行うために「福祉コミュニティ学科」では「ソーシャルポリシー」「コミュニティマネジメント」「ヒューマンサポート」の3要素から構成される専門展開科目群を用意した。従来の社会福祉教育では社会福祉の政策・制度を扱うソーシャルポリシー的要素と個別的援助を扱うソーシャル・ワーク的要素が必ずしも十分に連携していたとはいえない。社会福祉教育におけるこうした問題点は前出の「社会福祉学分科会」の提言で既に指摘されているところである。本学科の特色は幅広い社会福祉教育のために、コミュニティの運営や組織化にかかわる諸学問と福祉を結びつけ、さらには住民の心の問題を理解するために臨床心理学的要素を入れ込んで、公・共・私にわたる福祉の諸課題を総合的に理解できる人材育成を行う点にある。本学科は狭義の福祉専門職としてのソーシャルワーカー養成にとどまらず、広義の福祉社会実現のために福祉マインドをもったコミュニティの再生・創造にかかわる幅広い視野と問題解決能力を有する人材育成を特色とする。

加えて、希望者には正規科目以外のプログラムとして福祉先進国の北欧（スウェーデン）への海外福祉研修プログラムや国内福祉研修プログラムを用意している。本学科の特徴は、幅広い分野の講義科目と多彩なフィールドワーク関連の演習・実習を用意している点にある。こうした教育を通して幅広い視野を備えた地方公務員や地域福祉・地域振興にかかわる民間営利企業人、さらには社会福祉協議会職員、NPO職員、社会福祉法人職員などの非営利の組織人を養成するとともに、問題解決能力を備えた福祉専門職としてのソーシャルワーカー養成を目指すことを特色とする。

4) 臨床心理学科の教育課程の編成の考え方

臨床心理学科では「教育研究上の理念と目的」で述べた事柄を実現するために以下のような基本構成でカリキュラムを編成している。①幅広い視野と市民的教養の育成にかかわる学部共通の「総合教育科目」、②「社会福祉」「地域づくり」「臨床心理」の3領域の基礎的な専門科目を幅広く学ぶことで、幅広い福祉（ウェルビーイング）を理解する学部共通

の「専門基礎科目」と「専門基幹科目」。③「精神保健・福祉分野」「臨床心理分野」「教育・社会心理分野」「認知・学習心理分野」を総合的に学習して、福祉的な視野をもった臨床心理的援助を学ぶ「専門展開科目」。

学部共通科目として全学部生に共通しているのは①と②の2つのみだが、「専門展開科目」については「福祉コミュニティ学科」「臨床心理学科」ともに一部の実験・実習・演習科目を除き互いに広く公開する。こうしたカリキュラム構成によって、臨床心理学科の専門展開科目で臨床心理にかかわる系統的学習が可能となるばかりでなく、①や②で喚起された幅広い興味関心に基づいて、福祉コミュニティ学科の専門展開科目を選択履修することで幅広い福祉を学べるように配慮している。

上記の講義科目と連動して次のような学部共通科目や演習・実習を用意している。

講義科目と演習・実習の相互連関によって学習の効果を高め、幅広い福祉と系統的な臨床心理の双方の学習を可能にし、同時に問題解決能力の育成を図るものである。④基礎演習（学部共通）、⑤フィールドスタディ入門（学部共通）、⑥専門演習、⑦臨床心理実習。学部共通の④～⑤の演習・講義によって学習の基礎的スキルを学ばせるとともに、幅広い福祉を実際のフィールドの中で多面的に体験させ問題解決能力の育成を図る。こうした基礎的総合的な演習・実習の基盤の上にたち、臨床心理にかかわる⑥～⑦の演習・実習を履修することで臨床心理の系統的な学習を効果あるものとし、大学院進学（臨床心理学専攻）の要請にも対応していく。（資料4 現代福祉学部臨床心理学科カリキュラム構成図）

5) 臨床心理学科の教育課程

a) 総合教育科目

総合教育科目（30単位以上修得）の目的は、リベラルアーツの観点から、人間的な価値・理念を教育し、人間性の涵養を図るとともに、市民として社会の中に生きるために必要な基礎学力と体力を育成することにある。総合教育科目は学部共通科目、視野形成科目、情報・調査系科目、言語コミュニケーション科目の4カテゴリーから成っている。この内、最も基礎的な科目である「心理学」、および、情報調査系科目の「心理データ解析Ⅰ・Ⅱ」については必修（3科目6単位）としている。

また、学部共通科目に配置されている「フィールドスタディ入門」では、「社会福祉」「地域づくり」「臨床心理」の現場で活躍している専門家を招いて、講演してもらい、学生が進路選択を考える際の参考に供している。

b) 専門教育科目

専門教育科目（80単位以上修得）は、①専門基礎科目、②専門基幹科目、③専門展開科目と④演習・実習の4カテゴリーから成るが、演習・実習については、別に項目を立てて説明する。

(i) 専門基礎科目には学部全体に共通する専門科目として、福祉・地域・心理に関する基礎的な科目が配置されている。本学部を卒業する学生に共通に学んで欲しい科目はここ

に置かれており、5科目10単位が必修であるが、臨床心理学科では、心理学の基礎を習得するために、さらに学科専門基礎科目を配置し、4科目8単位を加えて計9科目18単位を必修とする。専門教育への導入部として、ここで幅広い領域を学んで将来の学習方向や進路を考えるための契機を提供する狙いを有する。

(ii) 専門基幹科目は、①福祉の代表的な分野論と社会福祉援助の理論、および、地域づくりのマネジメント基幹的な科目（福祉コミュニティ科目群）と、②心理の臨床にかかわる基幹的な科目（臨床心理科目群）から構成されている。②の臨床心理科目群からは、3科目6単位を必修とし、その上で、両方の科目群にまたがって、全体で6科目12単位を選択必修としている。

(iii) 専門展開科目は、専門基礎科目を踏まえて、さらに専門的に学習を深め展開するための科目群であり、「精神保健・福祉分野」「臨床心理分野」「教育・社会心理分野」「認知・学習心理分野」に整理されている。臨床心理学の学問体系を系統的に学べるよう配置するとともに、学生の関心に応じて、可能な限り学科横断的に履修することができるように配慮されている。

c) 演習・実習

演習・実習に分類されるのは、「専門演習Ⅰ～Ⅲ」「卒業論文」「英語専門演習Ⅰ・Ⅱ」と「臨床心理実習指導」「企業・自治体インターンシップ」「臨床心理実習」である

本学部では、専門演習と実習関係演習が同時並行で開講されているので、少人数教育が徹底しており、学生へのきめ細かな対応が可能である。

(i) 専門演習は教員の専門分野に即して開講される。学部教育の根幹をなす科目であり、大学院への進学に途を開く位置にもある。2年次に専門演習Ⅰ、3年次に専門演習Ⅱ、4年次に専門演習Ⅲを開設し、いずれも必修とする。また、4年次には、卒業論文を必修科目として専門教育の総括を行う。

(ii) 臨床心理実習は、大学で学んだ臨床心理学を中心とした心理学関連科目について、実習を通して、その理解を深めることを目的とする。この実習は、大別して①臨床心理現場見学、②臨床心理研修（自己研修型体験学習）、③臨床心理フィールド実習（心理臨床に関するボランティア等を中心とした現場実習）の3種類の実習から成っている。このうち、①と③は必修であり、②は選択科目である。

(iii) 臨床心理実習指導は通年であるが、前期には、①臨床心理実習全般にかかわる基礎的なマナー・知識・技能の習得、②外部講師の講義、③実習先の決定がなされる。後期には、上記3種類の実習についてそれぞれ報告がなされ、それをもとに共通理解が深められる。臨床心理フィールド実習については実習報告書を作成し、学習の定着を図る。

6) 臨床心理学科の特色

臨床心理学科は伝統的な臨床心理学を系統的に学ぶ機会を保障するとともに、「社会福祉」「コミュニティづくり」の多彩な科目、さらには、臨床心理実習や専門演習をとおして

幅広い視野と問題解決能力を備えた人材を育てることを特色とする。こうした幅広い福祉を基盤とした実践的な臨床心理教育を行えるのは福祉系学部の中にある臨床心理学科ならではの特色である。またこれからの福祉教育や福祉臨床で注目されているスクールソーシャルワークを重視し、臨床心理やコミュニティ心理との関連から教育研究していく点も本学科の特色になっている。希望者には正規科目以外のプログラムとして福祉先進国の北欧（スウェーデン）への海外福祉研修プログラムを用意し、福祉心理的援助が福祉先進国でどのように実践されているかを見聞する機会を設ける。

オ. 教員組織の編成の考え方及び特色

入学定員 220 名（収容定員 880 名）の現代福祉学部は、在学生在がいなくなるまでの間、現行の「現代福祉学科」が存続し、新たに「福祉コミュニティ学科」「臨床心理学科」が設置されるため、当面は 3 学科で構成されるという事情に基づき、また、各学科の特色及び入学定員を考慮して、以下のように専任教員 31 名（助教 4 名を含む）を配置する。なお、教員組織については、全員が既設の現代福祉学部現代福祉学科から移籍するものである。

1) 福祉コミュニティ学科の教員組織の編成の考え方

入学定員 140 名（収容定員 560 名）の福祉コミュニティ学科には、助教 2 名を含む 14 名の専任教員を配置する。内訳は、従来の「地域づくり」関連科目担当者が 4 名、国家資格である社会福祉士の受験資格関連科目担当者が 9 名であるが、国際性を養う視野の獲得も目指しているため、英語教育担当者を 1 名配置する。

2) 臨床心理学科の教員組織の編成の考え方

入学定員 80 名（収容定員 320 名）の臨床心理学科には、10 名の専任教員を配置する。内訳は、臨床心理関連科目担当者が、精神科医 2 名、臨床心理士 5 名、精神保健・福祉関連科目担当 2 名であるが、国際性を養う視野の獲得も目指しているため、英語教育担当者を 1 名配置する。

2 学科の教育課程における、中核的な専門分野を担当するのはすべて専任教員である。また、本学の定年は 65 歳であり、定年延長により 70 歳まで専任教員として勤務が可能である。現在、配置している専任教員は、すべて平成 25（2013）年度の完成年度までに 70 歳を超えることはない。平成 22（2010）年 4 月時点の専任教員の年齢構成は次の通りである。

	福祉コミュニティ学科	臨床心理学科
30～39 歳	3	0

40～49 歳	5	4
50～59 歳	3	3
60～64 歳	1	2
65～69 歳	2	1

なお、現代福祉学科に所属する専任教員の内、上記 2 学科に配置しない 7 名は、学生募集を停止する現代福祉学科の教育に責任を持つ。

カ. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

1) 福祉コミュニティ学科の教育方法、履修指導方法及び卒業要件

1 年次履修の「基礎演習」は、学部共通科目として位置づけ、2 学科混合のクラス編成を行う。学部全体で 12 クラス開講し、1 クラスの定員が 20 名を超えないように配慮しながら、学籍番号順に配属を行う。(資料 5 福祉コミュニティ学科 履修モデル)

2 年次以降の「専門演習Ⅰ～Ⅲ」は、基本的には同一教員のクラスを履修することとし、2 年次 4 月の最初に希望を提出させ、面接等による選考を行う。原則として、専任教員（英語専門演習Ⅰ・Ⅱ担当者を除く）全員が開講することとし、1 ゼミの履修者が 15 名を超えないよう調整する。

2 年次後期配当の「ソーシャルワーク演習Ⅰ」は、4 クラス程度を開講し、1 クラス 20 名程度になるよう調整を行う。

同じく 2 年次後期配当の「コミュニティスタディ演習」および 3 年次配当の「コミュニティスタディ実習・実習指導」は、それぞれ 3 クラスを開講し、1 クラス 20 名程度になるよう調整を行う。

3 年次配当の「ソーシャルワーク演習Ⅱ～Ⅴ」は、「ソーシャルワーク実習・実習指導」の履修を前提として地域別に 8 クラス程度を開講し、1 クラス 10 名程度になるよう調整する。

4 年次配当の「精神保健ソーシャルワーク演習」「スクールソーシャルワーク演習」「コミュニティソーシャルワーク演習」「医療ソーシャルワーク演習」は、いずれも、3 年次に「ソーシャルワーク実習」を終えていることを前提として履修を認め、それぞれ 1 クラスを開講する。いずれの実習も専門性の高いアドバンスト実習として位置づけられている。

卒業要件は、以下の通りである。

総合教育科目 合計 30 単位

基礎演習

4 単位必修

言語コミュニケーション科目	10 単位必修
「スポーツ総合」	2 単位必修
その他（情報調査・視野形成・学部共通科目）	14 単位

専門教育科目	合計 80 単位
専門基礎科目	10 単位必修
専門基幹科目	12 単位選択必修 (内 4 単位必修)
専門演習・卒業論文	16 単位必修
その他（専門展開科目・実習・演習）	42 単位
その他	14 単位
総合計	124 単位

また、隔年時の科目履修については、下記の通り単位数登録の上限を定め、4 年間にわたって計画的に科目を履修するよう指導する。

1 年次	48 単位
2 年次	48 単位
3 年次	48 単位
4 年次	40 単位

2) 臨床心理学科の教育方法、履修指導方法及び卒業要件

1 年次履修の「基礎演習」は、学部共通科目として位置づけ、2 学科混合のクラス編成を行う。学部全体で 12 クラス開講し、1 クラスの定員が 20 名を超えないように配慮しながら、学籍番号順に配属を行う。**(資料 6 臨床心理学科履修モデル)**

2 年次以降の「専門演習Ⅰ～Ⅲ」は、基本的には同一教員のクラスを履修することとし、2 年次 4 月の最初に希望を提出させ、面接等による選考を行う。原則として、専任教員（英語専門演習Ⅰ・Ⅱ担当者を除く）全員が開講することとし、1 ゼミの履修者が 15 名を超えないよう調整する。

3 年次配当の「臨床心理実習・実習指導」は、3 クラスを開講し、1 クラス 10 名程度になるよう調整を行う。

卒業要件は、以下の通りである。

総合教育科目	合計 30 単位
基礎演習	4 単位必修
言語コミュニケーション科目	10 単位必修
「心理学」「心理データ解析Ⅰ・Ⅱ」	6 単位必修

「スポーツ総合」	2 単位必修
その他（情報調査・視野形成・学部共通科目）	8 単位
専門教育科目	合計 80 単位
専門基礎科目	18 単位必修
専門基幹科目	12 単位選択必修 (内 6 単位必修)
専門演習・卒業論文	16 単位必修
その他（専門展開科目・実習・演習）	34 単位
その他	14 単位
総合計	124 単位

また、隔年時の科目履修については、下記の通り単位数登録の上限を定め、4 年間にわたって計画的に科目を履修するよう指導する。

1 年次	48 単位
2 年次	48 単位
3 年次	48 単位
4 年次	40 単位

キ. 施設、設備等の整備計画

本学部は、法政大学の多摩キャンパスの施設を利用するものであり、必要な校地、校舎は確保されている。多摩キャンパスの校舎敷地面積は、555,232.57 m²、運動場の敷地面積は、167,348.00 m²であり、近隣の城山地区運動場を含めた全体では 752,208.57 m²の校地を有している。現在、現代福祉学部現代福祉学科が利用している、多摩キャンパス内にある施設をそのまま利用するものであり、学部専用棟の校舎面積は 4,683.06 m²となる。本学部の教育理念に基づき、教育課程を展開していく上で必要となる施設はすべて整備されており、教育研究を展開するうえで支障となるものはない。

また、図書等の整備計画について、本学には、市ヶ谷、多摩、小金井の各キャンパスに図書館があり、三館体制で運用されている。運営には全体を統括する館長以下 2 名の副館長、ならびに図書館事務部があたっている。図書所蔵数は 3 館合せて現在約 165 万冊で、学術雑誌を主体にした定期刊行物は 39,000 種類を超えている。視聴覚資料の所蔵数は 3 図書館で 10,000 種類以上であり、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、ビデオテープ、DVD、CD-ROM が主なものとなっている。視聴覚資料については、図書館以外に学務部が語学関係などの AV 資料の収集を行っている。本学図書館では「法政大学図書館資料収集方針」（平成 13(2001)年 4 月制定）に基づき資料選定・収集を行っているが、特色ある選書方式

として、選書委員会（図書館長または副館長，各学部教員による図書選書委員，図書館管理職・主任で構成）を設け，教員と連携して蔵書構築に努めている。このうち多摩図書館は，経済学部・社会学部・現代福祉学部・スポーツ健康学部を擁する多摩キャンパスにあり，社会科学系の図書館として機能してきた。今回設置する福祉コミュニティ学科，臨床心理学科の関連図書については，平成 12（2000）年の現代福祉学部設置時，平成 14（2002）年の大学院人間社会研究科設置時に専門図書の充実を図っているが，継続して図書資料の充実化を図る。

また，IT 技術の発展・普及は，ジャーナルの形態に変化をもたらし，冊子体から電子ジャーナルへと転換している。本学では，平成 17（2005）年 3 月 31 日現在で電子ジャーナルを 15,593 タイトル（欧文 15,465，和文 128），データベース（以下 DB）を 56 種類（欧文 38，和文 18）利用者に提供している。その電子ジャーナル・DB の契約においては，PULC（私立大学図書館コンソーシアム）に加盟し，加盟校との連携を図り，教育研究情報の適切かつ適正な市場流通と価格モデルの形成を促進することを念頭に置き，版元との契約交渉にあたっている。このうち，平成 17（2005）年度からは新たに Web of Science の導入を開始しデータベースの充実を図った。今後，研究・教育への前項で例示した電子ジャーナル化に移行しつつある洋雑誌なども含めて，さらに環境整備を推進していく。

ク. 入学者選抜の概要

1) 受け入れる学生像

本学部においては，学部理念やカリキュラムにふさわしい学生を確保するため，以下のような観点から学生確保を目指し，入試方法を行う。

- ①一定の学力を有する者
- ②特定の分野における優れた学力や能力を有し，入学後の学業成果が期待できる者
- ③「社会福祉」「地域づくり」「臨床心理」といった本学部の教育に特に強い関心を有する者
- ④法政大学に対して特に強い帰属意識や志望を有する者
- ⑤本学部と地域との交流実績を踏まえて，特定地域との結びつきが強い者

2) 福祉コミュニティ学科の選抜方法

入学者の選抜は次の方法で行う。

- ①大学入試センター試験利用入試（前期）
- ②法政大学 T 日程入試
- ③現代福祉学部 A 方式入試
- ④付属高推薦入試

- ⑤指定校推薦入試
- ⑥自治体推薦入試
- ⑦スポーツに優れた者の特別推薦入試
- ⑧大学入試センター試験利用入試（後期）

受験生には、本学部の基本理念やカリキュラムを理解し賛同してもらえることが前提条件である。その上で、一般入試（①～③，⑧）も推薦入試（④～⑥）も、大学生に必要な基礎学力を有するかどうかを選抜の基準としている。スポーツに優れた者の特別推薦入試（⑦）では、アスリートとしての実績で所定の基準を満たした者を対象に、書類審査と筆記試験（小論文）、面接試験により選抜を行っている。

3) 臨床心理学科の選抜方法

入学者の選抜は次の方法で行う。

- ①大学入試センター試験利用入試（前期）
- ②法政大学T日程入試
- ③現代福祉学部A方式入試
- ④付属高推薦入試
- ⑤指定校推薦入試
- ⑥スポーツに優れた者の特別推薦入試

福祉コミュニティ学科と同じく、一般入試（①～③）も推薦入試（④～⑤）も、大学生に必要な基礎学力を有するかどうかを選抜の基準としている。スポーツに優れた者の特別推薦入試（⑥）では、アスリートとしての実績で所定の基準を満たした者を対象に、書類審査と筆記試験（小論文）、面接試験により選抜を行っている。

ケ. 資格取得を目的とする場合の具体的な計画

1) 福祉コミュニティ学科で取得可能な資格

- ・社会福祉士（国家試験受験資格）
- ・精神保健福祉士（国家試験受験資格）
- ・高等学校教諭（第一種免許状）（地理歴史・福祉）（予定）
- ・中学校教諭（第一種免許状）（社会）（予定）
- ・図書館司書
- ・学校図書館司書教諭
- ・社会教育主事
- ・博物館学芸員

【任用資格】

- ・社会福祉主事
- ・児童福祉司
- ・身体障害者福祉司
- ・知的障害者福祉司

2) 臨床心理学科で取得可能な資格

- ・認定心理士（学会認定資格）
- ・高等学校教諭（第一種免許状）（公民）（予定）
- ・図書館司書
- ・学校図書館司書教諭
- ・社会教育主事
- ・博物館学芸員

【任用資格】

- ・社会福祉主事
- ・児童福祉司
- ・身体障害者福祉司
- ・知的障害者福祉司

コ. 実習の具体的計画

本学部では、資格取得を目的とする実習として、社会福祉士の受験資格を得るための「ソーシャルワーク実習」と、精神保健福祉士の受験資格を得るための「精神保健ソーシャルワーク実習」とを行う。なお、本学部では既に実習教育に関する実績を有しており、実習先の確保、実習先との連携体制、教員及び助手の配置や巡回指導体制、事前事後における指導体制、成績評価・単位認定体制に問題はない。また、これまで実習を行ってきた施設との信頼関係も厚く、新たに実習先を確保する必要はない。**（資料7 2009年度 実習ガイドンス全体資料）**

1) ソーシャルワーク実習

本学部のソーシャルワーク実習は、Community based social work というコンセプトのもとに、利用者を地域に根ざした生活者として援助する視点を養うことに力点をおいている。それゆえ、本学部では、福祉系大学が一般に行っているような専門分野別の実習編成の仕方はせず、地域（八王子市、横浜市、川崎市、調布市、町田市、相模原市など8地域）単位で実習を編成する方式を立案し、専任教員8名がそれぞれ一地域を担当して実習クラスと演習クラスを指導する体制をとることにした。いわば地域別総合型の実習指導である。

ここに、本学部のソーシャルワーク実習教育の最大の特長を求めることができる。

ソーシャルワーク実習は、「福祉コミュニティ学科」の学生向けであり、「ソーシャルワーク演習Ⅰ～Ⅴ」，「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ～Ⅲ」，「ソーシャルワーク実習」の9科目で構成されており，全ての科目を履修しなければならない。

ソーシャルワーク演習Ⅰ（2年次後期：2単位）とソーシャルワーク演習Ⅱ・Ⅲ（3年次前期：各2単位）は，ソーシャルワーカーとしての基本的な態度やコミュニケーション・スキルを学び，事例研究等を通じてクライアントに対する援助方法を習得するための演習である。また，ソーシャルワーク演習Ⅳ・Ⅴ（3年次後期：各2単位）は，相談援助実習における学生の個別的な体験も視野に入れつつ，集団指導並びに個別指導による実技指導を行うものである。

ソーシャルワーク実習指導Ⅰ～Ⅲ（2年次後期と3年次：各1単位）は，3年次に行われるソーシャルワーク実習（4単位：180時間以上を大学が指定した施設や機関で実習する）のために事前指導と巡回指導と事後指導を行うものである。特に事後指導は，実習で得られた体験や知識の振り返りを行うとともに，実習成果を報告書にまとめ，実習報告会を開催している。この報告会には，実習生ならびに実習施設の実習指導者，次年度実習を行う予定の学生の参加があり，関係者にとって貴重な成果の確認と反省の機会になる。

2) 精神保健ソーシャルワーク実習

精神保健ソーシャルワーク実習は，「精神保健ソーシャルワーク演習Ⅰ」「精神保健ソーシャルワーク演習Ⅱ」「精神保健ソーシャルワーク実習指導」「精神保健ソーシャルワーク実習」の4科目で構成されており，全ての科目を履修しなければならない。ただし，社会福祉士の国家試験受験資格を取得見込みであることが履修要件となる。

精神保健ソーシャルワーク演習Ⅰ（4年次前期：2単位）と精神保健ソーシャルワーク演習Ⅱ（4年次後期：2単位）は，精神保健の領域で働くソーシャルワーカーに要求される基本的態度やコミュニケーション・スキルを学び，事例研究などを通じてクライアントに対する援助方法を習得するための演習である。精神保健ソーシャルワーク実習指導（4年次：2単位）は，4年次に行われる精神保健ソーシャルワーク実習（4単位：180時間以上を大学が指定した施設で実習する）のために，事前指導，巡回指導，事後指導を行うものである。

特に事後指導は，実習で得られた体験や知識の振り返りを行うとともに，実習成果を報告書にまとめ，実習報告会を開催している。この実習報告会には，実習生ならびに，実習施設の実習指導者，次年度実習を行う予定の学生の参加があり，関係者にとって貴重な成果の確認と反省の機会になる。

なお，精神保健ソーシャルワーク実習は，専任教員1名で担当しているが，学生定員は，10名であり，福祉コミュニティ学科の学生に限定される。

サ. 学外実習を実施する場合の具体的な計画

(資料8 2008年度ソーシャルワーク実習先一覧(実績))

(資料9 2008年度精神保健ソーシャルワーク実習先一覧(実績))

(資料10 2008年度臨床心理実習先一覧(実績))

1) コミュニティスタディ実習

福祉コミュニティ学科には、資格取得とは直接関わらないが、特定のコミュニティやエリアについて、多角的に把握することを目指す実習科目として、「コミュニティスタディ演習」(2年次後期:2単位)「コミュニティスタディ実習指導」(3年次:2単位)と「コミュニティスタディ実習」(3年次:2単位)をおく。

現場実習は、公務員や国際機関・NPOの職員として活躍したい学生の実践思考力を高めるために、地方自治体の地域づくり部門やまちづくり団体・環境保護団体等のNPOを実習先に指定しており、夏期休暇期間に原則10日間から2週間行われる。

実習指導は、前期の事前学習と後期の事後学習に分かれる。事前学習では、①地域づくり関連の機関・施設・団体・企業の概要についての講義、ワークショップ等による討議、調査内容をとりまとめる学習をしたあと、②学生の実習先での仕事の概要や実習の課題について教員が指導する。事後学習では、①夏休みに実施された現地実習の成果を発表し討議したあと、②実習先となった地域の概要やまちづくりの内容について取りまとめをし、③最後に報告書を作成する。

なお、コミュニティスタディ実習は、専任教員3名で担当しているが、学生定員は、60名であり、福祉コミュニティ学科の学生に限定される。

2) スクールソーシャルワーク実習

スクールソーシャルワーク実習教育は、「スクールソーシャルワーク演習」「スクールソーシャルワーク実習指導」「スクールソーシャルワーク実習」の3科目で構成されており、全ての科目を履修しなければならない。ただし、社会福祉士の国家試験受験資格を取得見込みであることが履修要件となる。

スクールソーシャルワーク演習(4年次前期:2単位)は、学校等の教育領域で働くソーシャルワーカーに要求される基本的態度やコミュニケーション・スキルを学び、事例研究などを通じてクライアントに対する援助方法を習得するための演習である。スクールソーシャルワーク実習指導(4年次:2単位)は、4年次に行われるスクールソーシャルワーク実習(2単位:80時間以上)のために、事前指導、巡回指導、事後指導を行うものである。

特に事後指導は、実習で得られた体験や知識の振り返りを行うとともに、実習成果を報告書にまとめ、実習報告会を開催する。この実習報告会には、実習生ならびに、実習施設の実習指導者、次年度実習を行う予定の学生の参加があり、関係者にとって貴重な成果の確認と反省の機会になる。

なお、スクールソーシャルワーク実習は、専任教員1名で担当しているが、学生定員は、10名であり、福祉コミュニティ学科の学生に限定される。

3) 医療ソーシャルワーク実習

福祉コミュニティ学科には、資格取得とは直接関わらないが、医療機関で活動する医療ソーシャルワーカーになることを目的として、「医療ソーシャルワーク演習」「医療ソーシャルワーク実習指導」「医療ソーシャルワーク実習」の3科目を置く。ただし、社会福祉士の国家試験受験資格を取得見込みであることが履修要件となる。

医療ソーシャルワーク演習（4年次前期：2単位）は、医療現場で働くソーシャルワーカーに要求される基本的態度やコミュニケーション・スキルを学び、事例研究などを通じてクライアントに対する援助方法を習得するための演習である。医療ソーシャルワーク実習指導（4年次：2単位）は、4年次に行われる医療ソーシャルワーク実習（2単位：80時間以上）のために、事前指導、巡回指導、事後指導を行うものである。

特に事後指導は、実習で得られた体験や知識の振り返りを行うとともに、実習成果を報告書にまとめ、実習報告会を開催する。この実習報告会には、実習生ならびに、実習施設の実習指導者、次年度実習を行う予定の学生の参加があり、関係者にとって貴重な成果の確認と反省の機会になる。

なお、医療ソーシャルワーク実習は、専任教員1名で担当しているが、学生定員は、10名であり、福祉コミュニティ学科の学生に限定される。

4) コミュニティソーシャルワーク実習

福祉コミュニティ学科には、資格取得とは直接関わらないが、社会福祉協議会に所属したり、住民主体の活動などをサポートするソーシャルワーカーになることを目的として、「コミュニティソーシャルワーク演習」「コミュニティソーシャルワーク実習指導」「コミュニティソーシャルワーク実習」の3科目を置く。ただし、社会福祉士の国家試験受験資格を取得見込みであることが履修要件となる。

コミュニティソーシャルワーク演習（4年次前期：2単位）は、地域で活動するソーシャルワーカーに要求される基本的態度やコミュニケーション・スキルを学び、事例研究などを通じてクライアントに対する援助方法を習得するための演習である。コミュニティソーシャルワーク実習指導（4年次：2単位）は、4年次に行われるコミュニティソーシャルワーク実習（2単位：80時間以上）のために、事前指導、巡回指導、事後指導を行うものである。

特に事後指導は、実習で得られた体験や知識の振り返りを行うとともに、実習成果を報告書にまとめ、実習報告会を開催する。この実習報告会には、実習生ならびに、実習施設の実習指導者、次年度実習を行う予定の学生の参加があり、関係者にとって貴重な成果の確認と反省の機会になる。

なお、コミュニティソーシャルワーク実習は、専任教員1名で担当しているが、学生定員は、10名であり、福祉コミュニティ学科の学生に限定される。

5) 臨床心理実習

臨床心理学科には、臨床心理士や心理関係職をめざす学生を対象とする「臨床心理実習」(3年次:2単位)と「臨床心理実習指導」(3年次:2単位)をおく。

臨床心理実習指導は、少人数クラスによる演習形式で行われている。前期は臨床心理実習全般にかかわる基礎的なマナー・知識・技能を修得するとともに、外部から講師や現場責任者を招いて「臨床心理研修」や「臨床心理フィールド実習」についての事前学習を行う。

臨床心理実習は大きく①教育相談センターや精神保健福祉センターなどを見学する「臨床心理現場見学」、②エンカウンター・グループや内観療法などを学ぶ「臨床心理研修(自己研修型体験学習)」、③不登校児キャンプや養護学校で心理臨床について学ぶ「臨床心理フィールド実習(心理臨床に関するボランティアを中心とした現場実習)」の3つに分かれる。

このうち、臨床心理現場見学と臨床心理フィールド実習は必修であり、臨床心理研修は選択である。臨床心理研修の研修内容としては、エンカウンター・グループ、内観療法、箱庭療法、フォーカシング、ワールド・ワークなどが用意されている。後期は3つの実習で得た成果を報告しあい、報告書を作成する。

なお、臨床心理実習は、専任教員3名で担当しているが、学生定員は、40名であり、臨床心理学科の学生に限定される。

6) 企業・自治体インターンシップ

学部共通の科目として、両学科に「企業・自治体インターンシップ」(3年次2単位)をおく。ここでは、将来の進路を考えた目に、企業や自治体等の職場で実際の仕事を体験し、働いている人々の考え方や仕事の進め方などについて研修(5日間、40時間以上)して、現実のビジネス事情や仕事の意義を学ぶことを目的としている。

本学のキャリアセンターと連携をとりながら、インターンシップ先の概要を調べたり、ビジネスマナーを身につけたり、目標の設定などを事前学習において行う。

インターンシップ先は、既にキャリアセンターが協定している企業(約30社)だけでなく、ネット公募などによって学生が自己開拓した企業・自治体なども含む。

終了後は、実習日誌や出勤簿の提出を求め、事後学習として、実習報告書の提出および実習報告会でのプレゼンテーションを行うよう指導する。

ツ. 管理運営

本学部においては、意思決定機関として、教授会をおく。すべての教学事項はここで審議され決定される。長期休暇期間を除き、通常は毎月2回水曜日に開催される。学部の教学に関わる事項はすべてここで決定する。教育課程や人事に関してもすべてここで決定する。学部長は教授会の代表として学部長会議の審議に参加すると同時に、学部長会議の決定を誤りなく教授会に報告し必要な審議事項を教授会に諮る義務を負う。学部長会議の審議用資料は教授会資料の一部として各教員に配布され、学部長が学部長報告という形で資料説明を行い、必要な案件は教授会の審議に付す。学部長は学校法人法政大学評議員会の委員でもあり、この面からも法人の意思決定に参画している。

学部を円滑に運営するために、学部執行部4名（学部長、教授会主任、教授会副主任、実習委員長）が選出される。学部長は教授会の代表者である。教授会主任は学部の教務関係事項全般を管轄する。教授会副主任は学生生活全般を担当する。実習委員長は実習委員会の長である。

執行部を補佐するために、学部内専門委員会が設置される。学部内専門委員会のうち、重要なものは、①教務・学生生活委員会、②実習委員会、③研究環境整備委員会、④フィールドワーク運営委員会、⑤就職委員会、⑥紀要編集委員会、⑦広報委員会である。

学部執行部会議は事務職員の管理職も参加して定例で月2回、教授会のある週の月曜日に開かれる。ここで教授会に諮るすべての議案が選定される。この議案は次に教務・学生生活委員会で審議され、この委員会で承認された場合に正式に教授会の議題として採択される。

実習委員会には、三種類の委員会（ソーシャルワーク実習委員会、コミュニティスタディ実習委員会、臨床心理実習委員会）があり、それぞれの実習参加者の募集と選定がここが担当する。三者の連絡調整機関として実習調整委員会が設けられている。研究環境整備委員会は学部資料室に配架される洋・和雑誌の選定を中心として学部資料室の備品購入や広く教員の研究条件の改善に関わる事項を担当する。フィールドワーク運営委員会は海外福祉研修と国内福祉研修の参加者を決定する。前者の引率者はここから選任される。就職委員会は、キャリアセンターと連携して、学生の進路指導と学部主宰の就職関係行事を企画・運営する。紀要編集委員会は学部紀要（『現代福祉研究』）の編集・出版の全体に責任を負う。最後に、広報委員会は学部紹介小冊子の編集とホームページを担当する。

テ. 自己点検・評価

本学では、平成6(1994)年から自己点検・評価委員会を設置していたが、全学的に大規模な点検・評価を開始したのは平成12(2000)年からであり、平成12(2000)年度の「法政大学

自己点検・評価報告書」(平成 13(2001)年 7 月刊行)により、(財) 大学基準協会の相互評価を受けた。

平成 14(2002)年から平成 16(2004)年の間は、毎年平成 12(2000)年度の報告書をベースにして、各部門における「改善改革実施状況」を取りまとめ、相互評価実施 5 年目に要求される「相互評価に関する改善報告書」への準備作業とした。

平成 16(2004)年の学校教育法の改正により、大学は 7 年以内に 1 回、文部科学省の認証を受けた認証評価機関から評価を受けることが義務づけられることとなった。この改正を機に、本学は平成 17(2005)年度に全学的な点検・評価を実施し、平成 18(2006)年度の申請を行った。

点検評価項目は、同協会で設けられている 15 項目に加え、環境問題や研究所といった本学の特色ある取り組みを加えている。審査の結果、同協会の定める大学基準に適合しているとの認定を受けた。その際、同協会から示された各学部・研究科等での到達目標の設定、実行及びその検証(いわゆる PDCA サイクル)システム構築の重要性に鑑み、平成 20(2008)年 11 月には「大学評価室」を設置し、PDCA サイクルを前提とした新たな自己点検・評価体制を構築し実質化させることで、次期認証評価に備え、大学の質を社会に対して保証していくこととしている。

こうした自己点検・評価活動に並行して、本学は、平成 15(2003)年 2 月にわが国の学校法人ではじめて(株)格付投資情報センター(R&I)の長期優先債務格付(AA マイナス)を取得し、単に財務内容の審査ばかりでなく、教育研究内容や将来への持続可能性が審査され評価されている。また、平成 15(2003)年 6 月に「法政大学第三者評価委員会」を設置した。「法政大学第三者評価委員会」は、学外の有識者 8 名を委嘱して独自の第三者評価を受けるために設けたものである。評価は本学の自己点検・評価を基礎とし、委員会による実地調査と面接により検証することからなる。同委員会は平成 15(2003)年 6 月から平成 20(2008)年 7 月までに 15 回の審議および各キャンパス視察を行っている。

ト. 情報の提供

研究活動の報告として、現代福祉学部では「現代福祉研究」を毎年発行しており、平成 20(2008)年度末までに 9 号を重ねている。また、教員の研究内容や社会的活動、業績等は「法政大学学術研究データベース」を通じて一般に公開しており、本学部の教員もこのデータベースに情報を公開している(<http://kenkyu-web.i.hosei.ac.jp/scripts/websearch/index.htm>)。本学部の教育内容や教育活動に関する情報は、冊子「現代福祉学部履修の手引き」や Web シラバスを通じて開示している。教育活動の評価については、平成 16(2004)年度から施行している「学生による授業評価アンケート」等により実施する。その結果の概要は「FD 推進センター」ホームページに公表されている。

ナ. 授業内容方法の改善を図るための組織的な取組

教育の内容及び方法の改善を図るため、本学では平成 15(2003)年 11 月に「全学 FD 推進委員会」を組織し、教育の質向上に向けて踏み出した。翌年平成 16(2004)年度には全学的に「学生による授業評価アンケート」を実施し、教員自らが学生の声から「気づき」を得ることを第一の主眼に置いた。授業評価アンケートをはじめ、更なる FD（ファカルティ・ディベロップメント）への社会的要請に応えるため、平成 17(2005)年 4 月には全学組織として「FD 推進センター」を設置し、専任スタッフを配置のうえ、本格的活動を開始した。「学生による授業評価アンケート」は実施 5 年目を迎え、9 割程度の高実施率となっている。アンケートの分析結果は各科目担当教員に対し、個別にフィードバックされ、教員はそれに基づき、授業上の問題点を分析すると同時に改善策を検討・実施に移すこととなる。

上述のセンターによる全学的活動に加え、教育内容・方法の改善に向けて本学部では次に挙げる 4 点について独自の取り組みを準備している。

- ① 本学部の教育重視の姿勢を担保するために学部内に教授会主任を長とする「FD 委員会」を設置し、学部における FD のあり方、内容について不断に検討を行う。
- ② 「学生による授業評価アンケート」の集計結果の有効活用を行う。
 - ・評価結果を可能な限り学生に公開する。
 - ・個別教員の評価結果は教授会執行部（学部長、教授会主任）が閲覧し、評価結果の低い教員に対しては面談を行い、授業改善を促す一助とする。
- ③ 前期・後期に各 1 回、「授業見学ウィーク」を設け、専任・兼任問わず学部教員が自由にお互いの授業を見学・意見交換する機会を設ける（原則として専任全員が行う）。
- ④ FD 推進センターと連携し、FD 意識の啓発、授業実践の工夫などについて年間 2 回程度、学部独自の研修を企画・実施する。学外の研究会やシンポジウム等にも積極的に参加する。

さらに、教育改善については、専任教員が少人数授業で吸い上げた学生のニーズを教授会等で恒常的に紹介しており、それに対する教育的な取り組みも相互に共有されている。本学は、平成 17(2005)年度に大学基準協会による第三者評価を受けているが、今後は、社会福祉領域における大学団体である「日本社会福祉教育学校連盟」で検討が進められている第三者評価などについても、整備され次第、積極的に取り入れていく予定である。

研究活動に関わる様々な財政的支援、教員の国内外留学支援も積極的に行っている。専任教員が個人で行う研究活動を助成し、学術研究の充実を図るものとして個人研究費が支給されている。現在、金額は教授、准教授、助教、専任講師が年額 22 万円、助手が年額 21 万である。この他に学会参加のための旅費として、国内は交通費、宿泊料、弁当料が支給され国外は渡航費用（30 万円以内）の補助がある。国内は年間 2 学会、国外は 1 学会（学会の役員、報告者、司会者は別に 1 学会）が補助対象である。研究活動に必要な自己啓発

の機会として、在外研究員及び国内研究員制度がある。在外研究費として1年間で最大330万円支給される。国内研究員（1年間）は全学部で2年間に37名以内、一人当たり補助額は25万円を限度としている。特に在外研究員制度は在職20年間で最大4年間の国外留学が可能である。

以上

提 言

近未来の社会福祉教育のあり方について
—ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて—



平成 20 年 (2008 年) 7 月 14 日

日 本 学 術 会 議
社会学委員会社会福祉学分科会

この提言は、日本学術会議 社会学委員会 社会福祉学分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議 社会学委員会 社会福祉学分科会

委員長	白澤 政和	(第一部会員)	大阪市立大学大学院教授
副委員長	古川 孝順	(連携会員)	東洋大学ライフデザイン学部学部長
幹事	住居 広士	(連携会員)	県立広島大学大学院教授
幹事	中野 いく子	(連携会員)	東海大学教授・健康科学部長
幹事	中野 敏子	(連携会員)	明治学院大学教授
	市川 一宏	(連携会員)	ルーテル学院大学学長
	上野谷 加代子	(連携会員)	同志社大学教授
	大橋 謙策	(連携会員)	日本社会事業大学学長
	小川 全夫	(連携会員)	山口県立大学大学院教授
	京極 高宣	(連携会員)	国立社会保障・人口問題研究所長
	坂田 周一	(連携会員)	立教大学副総長
	高橋 重宏	(連携会員)	東洋大学教授・社会学部長
	武川 正吾	(連携会員)	東京大学大学院教授
	直井 道子	(連携会員)	東京学芸大学教授
	二木 立	(連携会員)	日本福祉大学教授、大学院委員長
	平岡 公一	(連携会員)	お茶の水女子大学教授
	牧里 每治	(連携会員)	関西学院大学教授

要 旨

1 作成の背景

国民の生活課題が多様化・拡大化・複合化する中で、これらの課題に対応するソーシャルワーカーの人材確保が社会的に強く要請されている。一方、社会福祉基礎構造改革や地方分権化の推進による新たな社会福祉システムへの改革のもとで、利用者の権利を保障していくソーシャルワーカーには高度な専門性が求められている。同時に、労働、司法、教育等の新たな領域においても、ソーシャルワーカーに対する期待が高まっている。

2 現状及び問題点

ソーシャルワーカーが社会的に求められている高度で広範な役割を遂行していくためには、ソーシャルワーカー養成教育のあり方を問い直す必要がある。現状では、社会福祉士を養成する教育に限定されがちであり、必ずしも高い実践力をもった人材が養成されていない。ひいては、ソーシャルワーカーの活動内容が見えにくく、ソーシャルワークの社会的認知度が低い状況にある。

3 提言の内容

- (1) 社会福祉教育の体系を価値、支援技術、政策でもって位置づけ、教育方法およびその評価システムについて再検討することでもって、基本的な社会福祉教育の見直しを図っていく。具体的には、以下の5点での見直しを図る。
 - ① 国家資格である社会福祉士養成を超えた教科内容でもって人材を育成していく。
 - ② 大学院教育では、研究者養成だけでなく、高度専門職教育としてスペシフィックな福祉課題に関する専門知識についての教育を推進していく。
 - ③ 教育内容としては、社会科学や人文科学等の幅広いカリキュラムで編成できる教育体制として整備し、同時に社会福祉学およびソーシャルワーク実践の固有性についての深みのある教育を行っていく。
 - ④ 地方自治体レベルでの研究・教育・実践を連携していくよう、全国レベルではできている職能団体、教育研究機関、地方自治体等が連絡調整するソーシャルケアサービス協議会を、各都道府県レベルでも設置していく。
 - ⑤ 職能団体や他専門職との密接な関係を作り、国際社会福祉教育連盟や国際ソーシャ

ルワーカー協会の国際的基準を発展させ、東アジアでの国際基準に基づくソーシャルワーカーの養成教育の推進に積極的な役割を果たしていく。

- (2) ソーシャルワーク専門職資格の再編成を図り、社会福祉士をジェネリックな基礎資格と位置付け、スペシフィックな領域に対応する認定ソーシャルワーカーを養成するとともに、時代の要請に応えた機能別の認定制度を創設していく。具体的には、第1に、社会福祉士をベースにして、精神保健福祉士に加えて、認定医療ソーシャルワーカー、認定高齢者ソーシャルワーカー、認定障害者ソーシャルワーカー、認定児童家庭ソーシャルワーカー、認定スクール・ソーシャルワーカー、認定司法ソーシャルワーカー等の様々な領域でのスペシフィックな認定ソーシャルワーク専門職を創設することである。第2には、ソーシャルワークの機能の中で重要と考えられる機能に特化して設定される認定資格制度を創設していくことであり、現状では権利擁護対応ソーシャルワーカー、退院・退所対応ソーシャルワーカー、虐待対応ソーシャルワーカー、就労支援ソーシャルワーカーなどを資格認定していくことの検討が必要である。

目 次

はじめに	1
1 ソーシャルワーカーを必要としている社会的背景	1
(1) 生活課題が多様化・拡大化・複合化する現状への対応	1
(2) ソーシャルワーカーの社会的必要性	2
2 社会福祉教育の課題と見直しについて	4
(1) 社会福祉教育における基本的な課題	4
(2) 社会福祉士の養成を超えた人材の育成	4
(3) 学部と大学院での教育のあり方	5
(4) 教育内容での拡大化と固有性	6
(5) 地方自治体レベルでの研究・教育・実践の連携	7
(6) 社会福祉教育を進めていくうえでの多様な連携	7
3 ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて	9
(1) 社会福祉に関連する資格間の関連性	9
(2) ソーシャルワーク専門職資格の将来の方向	10
4 まとめ	12
<付図>	
図 ソーシャルワーク専門職の資格制度の再編成	11
参考文献	13

はじめに

本提言は、「近未来の社会福祉教育のあり方について」の提言であるが、ここで言う近未来とは、ここ5～10年をめぐにしたものであり、ある意味では、目標指向性が高く、ソーシャルワーク専門職の資格制度の再編についての提言を含むものである。本提言で言う社会福祉教育とは、大学等の高等教育であり、単に社会福祉士や精神保健福祉士といった既成の国家資格取得のためではなく、それを越えた、あるべき社会福祉教育について言及するものである。そのため、ここで述べる社会福祉教育はソーシャルワーカー養成教育を包含したより包括的な教育を指す。

1 ソーシャルワーカーを必要としている社会的背景

(1) 生活課題が多様化・拡大化・複合化する現状への対応

近年、家族や近隣等のインフォーマルサポートが脆弱となり、さらには一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯が急増しており、人々の生活問題は多様化・拡大化してきている。家族の介護機能や養育機能は低下し、人々の生活意識や家族意識の変化とも相まって、生活問題そのものが複合化している。

一方、自殺者や路上生活者と呼ばれるいわゆるホームレスが増加し、地域や会社等の社会システムが従来から有してきたセーフティネットは崩れつつある。多くの人々は人間関係に疲弊し、自分の拠り所を家庭、地域、会社に見つけられず、孤独・孤立のただ中にあると言っても過言ではない。明日への漠然とした不安を抱えた社会のなかで、引きこもりや孤立といった現象はますます増え、虐待や自殺を生み出す温床にもなっている。一方、貧富の差が大きくなり、ワーキングプアと言われる若者層が増加し、社会システムの変化がもたらした新しい貧困問題となっている。

さらに、大都市は、経済におけるグローバル化のただ中にあり、都市生活は国際化し、都市空間に様々な文化が存在し、住民間での様々な軋轢が生み出されている。他方、中山間地域では、過疎化が進行し、さらには、いわゆる限界集落が多数生み出され、高齢者が半数を超え、地域の存続自体が危ぶまれる状況にある。

これらの課題は、地域社会が従来もっていた住民相互の支援システムを喪失したことによって生み出されてきたものでもある。住民関係も一種のソーシャル・キャピタルとして、その重要性が指摘されてはいるが、実際には虐待や孤立を発見するシステム、さらには各種のサービスと協働した総合的生活支援システムとしての役割を果たせていない状況にあるといえる。

そして、教育現場では、不登校、いじめ、貧困による経済的不平等、虐待、精神的不安定等の問題が顕在化し、現状の人材ではそれに対応できない事態が頻

繁に生じている。また家族からの要望や要求に対して、現状の教育機関だけでは十分な対応ができない状況になっている。

したがって、これらの課題に取り組むためには、生活問題に直面する人々を発見し、相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するとともに、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図ることで、地域の社会資源を掘り起こしたり、新たに構築していくと同時に、そうした人々自らの問題解決能力を高めていくよう支援する専門職であるソーシャルワーカーの人材確保が社会的に強く要請されていると認識している。

(2) ソーシャルワーカーの社会的必要性

近年の社会福祉に関する制度改革についても、ソーシャルワーカーの重要性を再認識させるものであり、その高度化が求められている。具体的には、以下の6点が指摘できる。

第1に、社会福祉法や介護保険法では、すべての人々に対する尊厳の保持が求められている。福祉課題をもった人々に対して尊厳を保持しながら、自ら問題に取り組もうとする意思を支援していくことは、ソーシャルワーク支援の基本原則である。とりわけ、こうした人々に対する尊厳といった社会全体の意識が崩れつつある時代にあって、ソーシャルワーク支援が強く求められている。

第2に、社会福祉基礎構造改革を通じて、従来の措置制度に代わり、利用者はサービス事業者との契約でもって福祉サービスを利用することになった。こうした時代にあって、利用者が円滑かつ安心して福祉サービスを契約し、適切に利用できるよう支援していくためには、利用者の権利擁護を特徴とするソーシャルワーカーからの支援が必要不可欠となっている。

第3に、障害者自立支援法に見られるように、自立支援に向けての専門性が期待されている。そのため、福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、利用者が自己責任でもって自己決定していく自立支援の技術が求められることとなる。とりわけ、ノーマライゼーション思想のもと、施設や病院から自宅といった地域社会の中での自立生活を支えていくことが大きな潮流となっており、地域での人々の自立生活を支えるソーシャルワーカーが必要不可欠となってきた。同時に、「Welfare から Workfare」への動向のもとで、ニート、障害者、母子家庭、生活保護受給者、刑期を終えた人々に対して、就労を核とした自立生活支援をいかに進めていくかが大きな課題となっている。これについては、今までは必ずしもソーシャルワークの範疇に含まれていなかった側面もあるが、今後はソーシャルワークの領域となってきた。

第4に、サービス提供組織の多元化の動向から、ソーシャルワーカーの必要性が生じてきている。従来のサービス提供組織は、行政、社会福祉法人といった公益性の高い組織が多くを占めていたが、現在の社会福祉サービスには指定事業者としての資格要件を満たした民間非営利団体や営利企業の参入が著しい。

こうした供給主体の民営化は世界的な動向であり、各種サービスが、PFI (Private Finance Initiative) のもとで、公的経営から民間経営へと移行しているが、そこでは一定のサービスの質を担保しながら、従来にも増して質が高まることが求められている。こうした中で、既にPFIのもとで、民間刑務所で社会福祉士や精神保健福祉士といった専門職の配置が制度化されている。今後ハローワーク等の労働分野でも民営化テストが進められていくが、就労を中核とした生活を支援する専門職としてのソーシャルワーカーに期待されることが大きい。

第5は地方分権化の観点からであるが、市町村のサービス実施に対する責任が強化される一方、小学校区等の日常生活圏域を軸にした包括的生活支援システムの構築が急がれている。そのため、地域に密着した専門職であるソーシャルワーカーを確保できていれば、そうした専門職がキイ・パーソンとなり、地域住民のニーズの発見やサービスの調整、そして住民やボランティア、保健医療福祉サービス等の社会資源の動員と連携の仕組み作りができつつあるが、そうした専門職員を確保できない地域との格差が広がってきている。そのため、市町村レベルでのソーシャルワーカーの配置が必要不可欠な状況が生じてきている。

第6は、生活上の困難に直面してサービス利用を求めている人々に対する権利保障システムとして、適正なサービス利用の保障、日常生活支援事業（地域権利擁護事業）や成年後見制度による利用者の権利保障、第三者評価制度、苦情対応システム、サービスの透明性の確保等が開始されたことに関連して、ソーシャルワーカーの必要性が生じている。こうした状況は権利擁護の推進者としてのソーシャルワーカーの必要性と関連しており、ソーシャルワーカーは一層専門職としての高い自覚や倫理のもとで、利用者本位の立場に立脚した活動が求められている。そこでは、利用者の代弁者としての役割や、日常生活支援事業（地域福祉権利擁護事業）での専門員や成年後見人としての役割をもソーシャルワーカーに期待されることになっている。

社会福祉に関する制度改革によって、従来型の社会福祉領域でのソーシャルワーカーの活動に高度な専門性が必要とされている一方、労働、司法、教育等の新たな領域でのソーシャルワーク活動の汎用性が求められている。刑務所や保護観察所、家庭裁判所といった司法領域、小学校や中学校といった学校領域、ハローワークといった労働領域では、従来の専門職等では対応困難な利用者の問題や新たな課題が生じており、その解決に向けて広範囲なソーシャルワーク機能が求められている。

2 社会福祉教育の課題と見直しについて

(1) 社会福祉教育における基本的な課題

以上のようなソーシャルワーカーに求められている高度で広範囲な役割を遂行していくためには、社会福祉教育のあり方そのものが問い直されなければならない。つまり、社会福祉教育の体系を価値、支援技術、政策でもって位置づけ、教育方法およびその評価システムについて再検討することが必要である。

具体的に言えば、価値とは、生活文化、生活の質、利用者理解等の基本的な理念の学習である。また支援技術とは、社会的に存在する利用者への多様な支援方法を学ぶことを目標とした、利用者への直接的および間接的な支援に関する教育である。そして、政策とは、計画、参加システム、サービス供給体制を含む、実践的内容に関する教育である。

具体的な教育方法については、価値や政策は講義形式を軸にしなが、具体的な適用においては、事例やワークシートを用い、実習や演習を通して、実践現場との関係を強化した教育を行う。支援技術については、より実践的な内容である演習を通して学び、実習の効果性を高めるために、演習と実習との連携を図っていく。言い換えれば、講義・演習・実習を各場面で統合していくことが求められる。さらに、こうした教育効果について、評価・点検していく仕組みが不可欠である。

また、ソーシャルワーカーに期待されることが多い反面、実際に担っている活動内容が社会からは見えにくく、ソーシャルワーカーに対する社会的認知度が低い現状にある。そのため、社会的な認知度を高め、ソーシャルワーカーに対する信頼性を確保していくことは、ソーシャルワーカーだけでなく、教育関係者にとってもきわめて重要な責務である。

同時に、実際のソーシャルワーカー養成教育の中で、必ずしも高い実践力を有したソーシャルワーカーが養成されていないのではないかという反省点もある。これは、大学等での高等教育の責任も大きいだが、同時に生涯にわたって自己研鑽し、専門的な能力の向上に努める能力開発やキャリアアップを支援するための研修体系等の整備が進んでいないことも関連している。相談援助に係る専門的な知識及び技術を有し、適切な福祉サービスの提供が可能な実践力の高いソーシャルワーカーを養成していくことが重要とされている中で、社会福祉教育を再検討することが求められている。

以下では、ソーシャルワーカー養成教育を包摂した社会福祉教育のあり方について、具体的な提案をしていく。

(2) 社会福祉士の養成を超えた人材の育成

ともすれば社会福祉制度の網の目からこぼれ落ちてきている今日的な福祉問題への対応は、社会福祉関係者のみの実践では対応できにくくなっており、学際的研究に基づく多職種連携を必要としている。こういう状況を見ると、隣接

の社会科学や人文科学との協働研究による学際的アプローチが必要不可欠となっている。つまり今日広く取り組まれている社会福祉士養成教育とあわせて、リベラル・アーツ（教養教育）としての基礎教育の見直しと、それらを社会福祉教育のなかに取り入れることの重要性を再認識すべきである。

そもそも福祉系大学の責務は、社会福祉現象をめぐる理論的・実証的研究の積み重ねを基礎に、その実践的応用として教育プログラムを開発し、社会福祉士を基礎にして多様なソーシャルワーカーを世に輩出する人材養成を行うことにあるといえる。しかしながら、1987年に成立した「社会福祉士及び介護福祉士法」による社会福祉士国家資格制度の定着化とともに、福祉系大学の教育プログラムはややもすると社会福祉士養成教育に偏りすぎ、国家試験科目に限定されるカリキュラムとなり、固定化した養成教育になっているきらいがある。戦後およそ60年にわたって築かれてきた社会福祉制度の既存の枠組みでは対応困難な生活問題が現出しはじめてきた現状でこそ、生活問題を顕在化させる社会構造にかかわる理解やグローバル社会に生きる人間像や人権に関する理解など、ソーシャルワークに寄与する基礎学問の修得が次世代には強く求められている。

現状では社会福祉士養成教育の見直しも進められているところではあるが、近未来の社会福祉教育では、特に現状の社会福祉制度を利用者本位の制度に改革していくことができるための基礎知識を加え、学際的にソーシャルワークを展開していく総合化の視点をもった人材養成カリキュラムに変えていく必要がある。また、少子高齢時代の社会構造についての理解のみならず、グローバル化した今日の状況を踏まえるならば、国際的に通用する人材の養成教育と情報化社会に対応できる人材の養成教育の強化が喫緊の課題である。

（3）学部と大学院での教育のあり方

社会福祉研究を推進する機関は、後期博士課程を中心とする大学院にあることはいうまでもないが、大学院教育では、研究者養成としてだけでなく、高度専門職教育としても充実させることが求められている。とりわけスペシフィックな福祉課題への対応に関しては、ジェネラリストとしての福祉教育を中心にした学部教育には限界もあり、専門知識を究め、修士の学位を取得できる実践家の養成が必要である。特に海外でソーシャルワークを行う者や国内で国際的なソーシャルワークを行う者、あるいは労働、医療、教育、司法、住宅・環境などの福祉に関連する領域で社会福祉の専門家として認められ、信頼される学際実践を展開するには実践的な研究能力や国際的コミュニケーション能力がなければ不可能である。

また、大学全入時代を迎え、大学教育も高等教育サービス化してきた感もあるなかで、今後ますますリカレント教育を含めた社会人教育プログラムの充実も要請されてきている。学部教育に関しては社会福祉士国家資格受験資格の修

得のための学士入学が増えているが、大学院教育に関しては研究者を旨とする者、高度専門職へのキャリアアップを希望する者など多様化している。そのため、隣接領域から学士入学や社会人入学してくる学生のニーズにも応えうるカリキュラムや、パートタイム学生に仕事と学業が両立できるように配慮した抜本的な改革も必要である。しかしながら、高学歴ワーキングプアが増加しているという指摘にもあるように、修士・博士の学位を修得しても非正規雇用の職にしか就けない修了者が増え続けている現状を鑑みるならば、いたずらに学位取得者を増産するのではなく、質の高い学位修得者の輩出を旨すとともに、研究職・高度専門職の職場確保もあわせて取り組んでいかなければならない。

さらに、社会福祉研究・教育の国際化については、研究では国際比較研究をはじめ、教育では単位互換も含めた国際教育プログラムの開発も積極的に進めなければならない。従来からの欧米との交流のみならず、中国や韓国などアジア世界との交流が近年さかんになってきているが、日本の福祉系大学は海外からの留学生プログラムの開発や諸外国からの留学生受入など社会福祉研究・教育のグローバル化、クロスオーバー研究・教育の推進が求められるところである。

これらの学部と大学院につながる連続した研究・教育の構築のためには、単独機関で促進することもさることながら、学部をつなぐダブル・デグリー取得プログラム制度や一大学を超えた連合大学院、連携大学院などの構想も視野に入れた取り組みを積極的に推進していく必要がある。

(4) 教育内容での拡大化と固有性

社会福祉士養成教育に偏りすぎるきらいのある福祉系大学教育の是正には、社会思想・社会哲学・社会史、社会学、経済学、経営学、政治学などの社会科学や、生命倫理、人権思想、文化人類学などの人文科学等、幅広いカリキュラムで編成できる教育体制の構築が求められる。社会福祉制度の多元化に対応するためには社会会計論、社会運動論、社会起業論、福祉経営学など研究・教育内容を広げる必要があり、スピリチュアリティやホスピスなど現代社会が抱える人間科学的な内容やユニバーサルデザインなど行動科学的な内容にもリンクしたカリキュラム改革も必要とされる。

幅広く学際的に活躍するには修得すべき教育内容のウイングを広げる必要があるが、学際実践チームの一員として認められるには、社会福祉学およびソーシャルワーク実践の固有性をあわせて追究しなければ適切なポジションは得られない。伝統的には医療現場への精神保健福祉士や医療ソーシャルワーカーの配置も一定の成果をみせてきているといえるが、学校現場へのスクールソーシャルワーカーの配置や、社会福祉協議会、福祉施設、介護施設などでのコミュニティ・ソーシャルワーカーの配置など、様々な地域で新しい職域の開発も始動している。一方、古くは司法領域では家庭裁判所調査官などの専門職もな

いわけではないが、多発する犯罪や虐待防止あるいは権利擁護や権利保護を進め、さらには受刑者に障害者が多くを占めることなどに鑑み、司法ソーシャルワーカーの創設も考えてもよい。ともかく労働、医療、教育、司法などの領域にソーシャルワーカーが配置され、そこをソーシャルワーク実践のフィールドとするソーシャルワーカーは、それぞれの領域で専門職としてビルドアップできる力量がなければならない。このソーシャルワーカーとしての力量は、個々の利用者に対するケアマネジメント（ケースマネジメント）能力もさることながら、利用者に加えて、他の専門職、管理者、地域住民などのステークホルダーを含みこんだ機能的コミュニティの形成に寄与できる専門性が発揮できなければならない。そのため、専門職連携教育（inter-professional education）を試行する中で、専門性や専門能力とはなにかを理解し、研究レベルでも理論的・実証的データの蓄積と分析の精度を高める必要がある。

（５）地方自治体レベルでの研究・教育・実践の連携

地方分権、ローカル・ガバナンスの潮流は、確実に社会福祉の世界にも押しよせてきていることは周知のことである。地方自治体の政策担当部門に福祉教育を受けた行政職員が少ないことや、そもそも福祉系大学の卒業生は現場の求める政治経済・行政運営に疎く、福祉系大学は政策実践のできる人材養成を充分には果たせてこなかったのではないかと思われる。地方自治体での教育研究機関と社会福祉実践の現場をつなぐ取組みのためには、既に全国レベルではできている社会福祉に関わる職能団体、教育研究機関、地方自治体等が連絡調整するソーシャルケアサービス協議会を、各都道府県レベルでも設置する必要がある。同時に、実際に大学の地域連携事業の展開や社会福祉実習や福祉系インターン・プログラムの開発も推進されなければ、研究と教育と実践は実効性のある連携にはならないであろう。具体的には、地方自治体の地域福祉システム形成を政策的に担える、あるいはコミュニティ・サービスなど社会起業できる人材養成のためのインターンシップ制度の創設など地方自治体との協働研究体制づくりが急務であるといえる。

（６）社会福祉教育を進めていくうえでの多様な連携

上述したように、ソーシャルワーカーはこれまで以上に職域を拡大し、高度専門化を図ることが求められている。しかしながら、従来の社会福祉士の養成教育では、福祉系大学間での教育内容にバラツキがみられ、高度な専門性および実践力を有した人材が育成されていないという認識から、社会福祉士養成教育の改革が進められてきた。

ソーシャルワーカー養成教育の標準化のためには、法令により一定水準の確保のための枠組みを設定することは効果的である。2007年11月の「社会福祉士及び介護福祉士法の改正」では、福祉系大学等ルートに対しても、実習等の

教育内容、時間数等の基準を設定することで、一定の標準化が図られることになった。

しかしながら、社会福祉教育は、社会福祉士を養成する教育に限定されるものではない。福祉系大学等は、社会福祉士養成教育をコアカリキュラムの中心としながらも、それぞれの教育理念・方針に基づき、独自性のある社会福祉教育を行う自由が保証されている。それにより、豊かな人間性と教養に裏打ちされた質の高いソーシャルワーカーの養成や社会福祉教育の発展が図られることになる。そのため、福祉系大学等は、各々が独自性のある社会福祉教育カリキュラムや教育方法等の開発に努めるとともに、(社)日本社会福祉教育学校連盟、(社)日本社会福祉士養成校協会、日本精神保健福祉士養成校協会等のもとに連携して、社会福祉教育の標準化と質の向上を図るための取り組みを進めていく必要がある。また、実践力を高める教育を行うには、実践現場との連携が不可欠であり、福祉専門職の職能団体である(社)日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、(社)日本医療社会事業協会、NPO 法人日本ソーシャルワーカー協会、また、実践現場の組織・機関である地方自治体、全国社会福祉協議会、種別社会福祉施設協議会等々とも連携して、専門的援助技術を身につける実践的教育内容・システムの開発およびその実践に取り組んでいく必要がある。

一方、実践現場では、利用者の生活の自立に向けて、保健・医療・福祉の専門職の連携によるトータルな支援が求められるようになっているが、教育現場においても実践を想定した専門職連携教育を推進する必要がある。それにより、学生の時期から、他専門職と協働する意識を涵養し、専門職相互の役割関係を理解できるようになるであろう。専門職連携教育を実現するために、保健・医療・介護等の専門職養成の教育機関・団体、職能団体などと対人援助職全体の教育システムのあり方を協議し、協働して教育に取り組んでいくことが必要である。

同時に、2004年に国際社会福祉教育連盟と国際ソーシャルワーカー協会の総会で、ソーシャルワーク教育および養成に関するグローバルスタンダードが承認された。このグローバルスタンダードに基づいて国際的に共通する教育や養成を推進し、世界各国で通用するソーシャルワーカーの資格ないし認定へと発展させていくために、日本は主導的な役割を果たすべきである。とくに、東アジア諸国の中では、先んじて国家資格の福祉専門職を制度化したことからも、2003年に国家試験による1級社会福祉士資格を導入した韓国、近々国家資格を導入する中国などとの交流を深め、国際的基準に基づくソーシャルワーカーの養成教育の推進に積極的な役割を果たしていくことが求められる。

3 ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて

(1) 社会福祉に関連する資格間の関連性

以上の社会福祉教育を進めていくに当たって、社会福祉におけるソーシャルワーク専門職資格のあり方について言及する必要があるが、まずはその前提となる社会福祉に関連する資格の整理をしておく。

社会福祉に関連する専門職を列挙すると、法制化された専門職資格としての社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、それに準ずる専門職資格である介護支援専門員、任用資格としての社会福祉主事、児童指導員など、多様な専門職が存在しており、これらの専門職間の区別や関連についての整理が求められる。

これらの専門職資格のうち名称独占をとともう、その意味で他の専門職と区別される社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士についていえば、それらは法制度上の資格としては相互に区別される位置関係にある。ただし、それらの専門職はそのいずれもが社会福祉に関わる専門的職務の一部分を担っているという意味においては、相互に通底する部分を有している。実態としては、これら4つの国家資格それぞれの担う職務内容は相互に重なりあい、連続する部分が存在する。

しかし、4つの資格がそれぞれ独立した資格として設定されてきた背景には、それぞれの専門職ごとに、その職務内容を規定する固有の視点、行動原理とそこに形成される一定の知識ならびに技術の体系が存在しており、同時にその体系を発展させることが期待されているからである。その意味において、それぞれの専門職資格に関わる養成課程は、個別の資格を超えて社会福祉に関わる専門職として要請される共通基盤にあたる部分と、それぞれに固有の内容をもつ部分との統合されたものとして構成されているといえる。

以上のことを前提にソーシャルワーク専門職資格の将来を展望するためには、これら4つの国家資格の関係についても一定の整理が必要である。これら4つの資格は、それぞれに歴史的な経緯、また想定されている業務の目的や内容に違いがあり、相互に独立した資格として設定されている。しかしながら、その職務内容の側面からいえば、おのずとそこには社会福祉士と精神保健福祉士、介護福祉士と保育士という分類が可能である。このうち、前者の社会福祉士と精神保健福祉士は相互に重なり合う関係にあり、一つの範疇として扱うことが可能である。後者の介護福祉士と保育士についてはケアワークという概念を導入することで一つの範疇として捉えられる。社会福祉のフィールドに照らしていえば、これらそれぞれの資格が前提にしている領域は相互に連続しており、その意味において、4つの資格間で相互に互換することの方向性が必要である。これについては、介護福祉士や社会福祉士の国家資格制度ができる前に、第13期の日本学術会議 社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告『社会福祉におけるケアワーカー（介護職員）の専門性と資格制度について（意見）』（1987（昭

和 62) 年 2 月) において、現状では存在していない主任介護士という資格と社会福祉士の相互互換について要望している。

(2) ソーシャルワーク専門職資格の将来の方向

社会福祉士と精神保健福祉士の関係については、成立の背景と経緯、援助対象や活動領域に違いがあるが、その差異は相対的なものである。職務内容を規定する理念や原理、知識ならびに技術の体系はほとんど重なり合っている。そのことを前提にしていえば、社会福祉士と精神保健福祉士の違いは横並びの関係にある資格の違いというよりも、ターゲットにしている領域や機能の違いとして理解することが妥当である。社会福祉士のターゲットはより一般的であり、精神保健福祉士のそれはより特殊である。

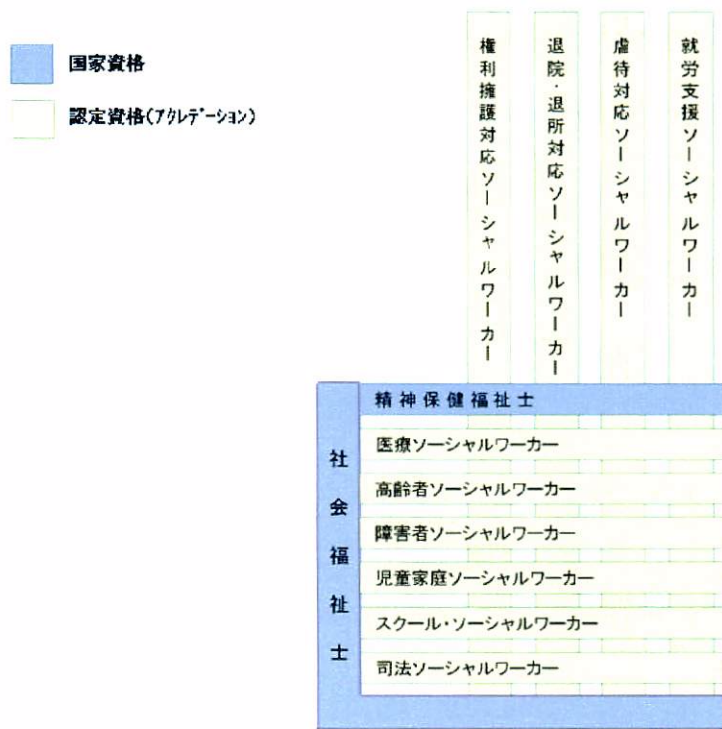
すなわち、社会福祉士が社会福祉の多様な領域に一般的に適用されることが想定されているジェネリックな社会福祉専門職資格であるとすれば、精神保健福祉士は精神保健福祉という社会福祉のよりスペシフィックな領域における運用を想定した社会福祉の専門職資格である。そして、このようなジェネリックな専門職資格とスペシフィックな専門職資格との関係は、他の領域についても同様に想定することが可能である。同時に、社会福祉士が修得しなければならないカリキュラムが、スペシフィックな専門ソーシャルワーカー専門職のコアカリキュラムとなり、そこに必要不可欠な新たなカリキュラムが追加されることになる。また、社会福祉士のカリキュラムは、基本的な範疇である地域を核にして、そこでの住民を支援することを想定している以上、ジェネリックなコミュニティ・ソーシャルワーカーの養成を目指すことになる。

そのため、図のようなソーシャルワーク専門職の資格制度の再編成を提案するものである。図に示してあるように、スペシフィックなソーシャルワーカーは領域ごとに設定される資格として、精神保健福祉士に加えて、養成機関を認証する制度を取り入れることにより、認定医療ソーシャルワーカー、認定高齢者ソーシャルワーカー、認定障害者ソーシャルワーカー、認定児童家庭ソーシャルワーカー、認定スクール・ソーシャルワーカー、認定司法ソーシャルワーカーなどの認定資格を作りだし、社会福祉士をベースにした様々な領域でのスペシフィックなソーシャルワーク専門職の創設が考えられる。

スペシフィックな専門職には、社会福祉士に求められる理念、原理、知識、技術を有することに加え、想定される領域や機能に関わる当該領域や機能に関わって必要とされる独自の高度な専門的な知識や技術を修得することが求められる。

この提案は、第 17 期の日本学術会議 社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告『社会サービスに関する研究・教育の推進について』(2000 (平成 12) 年 5 月) で提唱された社会福祉専門職のいわゆる「二階建て構想」が前提となっている。ソーシャルワーク専門職資格の一階 (ベースメント) 部分を構成するの

図 ソーシャルワーク専門職の資格制度の再編成



がジェネリックな専門職資格である社会福祉士であるとすれば、二階の部分構成するのは社会福祉の多様な領域や職能ごとに特化（スペシファイド）された理念、原理、知識、技術をもつ社会福祉専門職である。

他方、図に示してあるように、ソーシャルワークの機能の中で重要と考えられる機能に特化して設定される認定資格の創設も可能である。これらの特化する機能は、社会の変化によって変わっていく側面があり、時代の要請に応えるものであり、現状では権利擁護対応ソーシャルワーカー、退院・退所対応ソーシャルワーカー、虐待対応ソーシャルワーカー、就労支援ソーシャルワーカーなどを資格認定していくことが考えられる。

以上のことから、ソーシャルワーカーの類型としては、社会福祉士を基礎にし、領域別のソーシャルワーカー、機能別のソーシャルワーカーを認証資格として想定することができる。それぞれの類型について例示したもののほか、現在の社会の多様なニーズを勘案すると、多様な領域や機能を想定することが可能である。

領域別や機能別のソーシャルワーカーは社会福祉士とは異なり、既に国家資格として成立している精神保健福祉士を除いては、国家資格として設定するものではない。しかしながら、社会的な承認を得ていくことは必要であり、現状では既存の職能団体ないしは認定を行なうことを目的に設定された認定機構等による認定ならびに登録を要件とするものとして構想されることが望ましいといえる。

領域や機能別に認定されるソーシャルワーカーは、一定の知識や技術の習得を社会的に担保するための団体・機構等による科目履修、継続研修などが要件となろう。研修の場や教育課程の内容、研修を担当する職員（教員）については、（社）日本社会福祉士会といった職能団体等と（社）日本社会福祉教育学校連盟や（社）日本社会福祉士養成校協会といった養成団体との連携により、一定の基準を前提にして認証機能を果たしていく必要がある。

上述してきたように、スペシファイされた社会福祉の専門職資格とは別に、ソーシャルワーカーには、その専門職としての職責上、常に知識や技術の向上のための自己研鑽が求められる。職場、職能団体、大学においては、そのような自己研鑽をバックアップし、それを可能にする研修やリカレント教育の場と機会を提供することが必要不可欠である。同時に、キャリアパスをもとに、施設長等の管理職へと昇進していく資格制度の創設も必要不可欠である。

以上の結果、ソーシャルワーク専門職での資格制度の再編を図ることになり、資格面においてもソーシャルワーカーとしてのアイデンティティを確立することができる。

4 まとめ

近未来の社会福祉教育のあり方について述べてきたが、結論として、既存の国家資格の受験科目でもって、社会福祉教育の全体であるかのごとく捉えられがちであるが、それらの教育は当然としても、それに加えられるカリキュラムや、それに対応した研究の重要性を指摘してきた。これは、ある意味、今後あるべきソーシャルワーカー像をモデル化したものであり、ひいては、現代社会で求められているソーシャルワーカーを社会に輩出していくことを可能にすることになる。

参考文献

- ・日本学術会議 社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告『社会福祉におけるケアワーカー（介護職員）の専門性と資格制度について（意見）』（1987（昭和62）年2月）
- ・日本学術会議 社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告『社会サービスに関する研究・教育の推進について』（2000（平成12）年5月）
- ・日本学術会議 社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告『ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案』（2003（平成15）年6月）
- ・IASSW and IFSW “Global standards for the education and training of the social work profession” 2004
- ・「特集2 社会福祉教育の近未来」『学術の動向』10月号、65～84頁、日本学術会議（2007（平成19）年）

スクール（学校）ソーシャルワーカー 育成・研修等事業に関する調査研究

< 報 告 書 >

財団法人社会福祉振興・試験センター委託事業
(平成20年度社会福祉振興関係調査研究委託事業)

平成20年8月31日
社団法人日本社会福祉士養成校協会

＜もくじ＞

はじめに	1
第1章：スクール（学校）ソーシャルワーク教育の現状とこれからの展望	3
1. ソーシャルワーク教育の広がり	3
2. スクール（学校）ソーシャルワーク（以下、SSW）教育の展開	3
3. SSW研究の展開	4
4. スクールソーシャルワーカー活用事業の開始	5
5. 専門性を担保されたスクール（学校）ソーシャルワーカー（以下、SSWr.）の確保へ	6
第2章：SSWはなぜ必要になってきたのか	7
1. 児童・家庭福祉の動向	7
1) SSWを必要とする背景	7
2) SSWを必要とする根拠	9
2. 不登校・虐待・いじめ等に対するSSWの必要性	9
3. SSWとスクールカウンセラーとの関係	10
第3章：SSWr.はどのようなことをする専門家か	12
1. SSWr.とは	12
2. ミクロ実践	13
3. メゾ実践	14
4. マクロ実践	15
第4章：スクール（学校）ソーシャルワーカー養成とカリキュラム	16
1. SSWr.養成に求められる教育内容	16
2. SSWr.養成のための推奨カリキュラムと養成課程	17
3. SSWr.養成カリキュラムと科目	18
第5章：SSWr.を支える仕組みづくり	28
1. SSWr.の発展課題	28
2. SVの役割	29
1) SSWr.が活動しやすい環境整備	29
2) SSWr.へのスーパービジョン体制	30
3. 関係機関によるSSWr.への支援づくり	32
おわりに	34

はじめに

文部科学省が今年度からスクールソーシャルワーカー活用事業を約 15 億円の予算で、全国 141 地域で開始することになった。同時に、厚生労働省は、昨年度の社会福祉士制度改正の中で、司法、教育、労働、保健医療分野での社会福祉士の職域拡大を図っていくことが謳われた。さらに、現実には、こうした動向に関わらず、社会福祉士の養成を行っている多くの大学では、スクール（学校）ソーシャルワークの必要性に鑑み、そうした科目を置いている実態が明らかになった。

これら文部科学省と厚生労働省の動向、さらには大学側での実態に因應べく、(社)日本社会福祉士養成校協会は、「スクール（学校）ソーシャルワーカー養成事業企画準備委員会」を組織し、あるべきスクール（学校）ソーシャルワーカー像を明らかにし、そこで大学等の養成施設終了者について、どのような教科を修得すべきかを検討してきた。結果として、社会福祉士というジェネリックなソーシャルワーク教育に加えて、スクール（学校）ソーシャルワーカーとして仕事を始めるのに追加的に必要な科目、さらには個々の科目ごとのシラバスを明らかにしてきた。結果として、社会福祉士と一部共通科目を取得している精神保健福祉士についても、その履修科目に積み重ねることにより、スクール（学校）ソーシャルワーカーとしての仕事を始められることを示した。

但し、ここでの科目履修は、社会福祉士なり精神保健福祉士という国家資格を取得していることが前提であり、基本的なソーシャルワーカーとしての資質を有している者が認定されることになる。具体的に言えば、社会福祉士というジェネリックな基礎資格の上に、スクール（学校）ソーシャルワーカー教育はスペシフィックな教育として位置づけられる。但し、スクール（学校）ソーシャルワークと精神保健福祉士のスペシフィック教育には多くの重複がみられ、結果として精神保健福祉士も社会福祉士を前提としたスクール（学校）ソーシャルワーカーを養成するものとなった。

さらに、個々の養成機関の教育内容を担保するために、認証機関を設置し、そこでは大学なりの社会福祉士・精神保健福祉士養成施設の教科内容について審査し、申請のあった各養成施設が認定スクール（学校）ソーシャルワーク課程修了者を出せることを認証することとしている。同時に、個々のスクール（学校）ソーシャルワーカーの質を担保するために、一人職場となる可能性が高いスクール（学校）ソーシャルワーカーに対して、地域で継続的にスーパービジョンできる体制づくりを進めていくことを企画している。

本報告をまとめる中で、現在学校現場で仕事をされているスクール（学校）ソーシャルワーカーに対しても、本教科科目とシラバスの枠組で研修機会を提供し、社会福祉士や精神保健福祉士資格を有する者に対しては、「認定スクール（学校）ソーシャルワーク課程修了」を認定していこうと考えている。

本報告書を活用いただくことで、スクール（学校）ソーシャルワーカーがそれぞれの地域で育ち、定着していくことを願うものである。

最後になるが、本委員会を立ち上げ、報告書作成に至るまで、活発にご議論いただいた

委員の皆さんにお礼申し上げます、またこうした研究委託を頂いた、(財)社会福祉振興・試験センターに対して、心から感謝申し上げます次第である。

(社)日本社会福祉士養成校協会
会長 白澤政和

第1章

スクール（学校）ソーシャルワーク教育の 現状とこれからの展望

1．ソーシャルワーク教育の広がり

我が国においては、人々の暮らしを守る専門職として、ソーシャルワーカーの養成を体系的に行ってきた。とくに、1987（昭和 62）年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定されたことにより、ソーシャルワーカーの養成は法令に基づいて統一的基準のもとでなされることになり、また、その養成課程を持つ学校（以下、養成校）は急増することとなった。現在では、社団法人日本社会福祉士養成校協会（以下、社養協）が組織化されており、正会員校数は 276 校を数えるに至っている（2008 年 9 月現在）。

また、時代の要請に応答的な社会福祉士養成のため、今回、社会福祉士養成カリキュラムの大幅な見直しがなされた。その内容は多岐にわたるが、とくに専門職養成には欠かせない実習・演習科目について質・量の両側面から充実化が図られてきたことは特筆すべきことである。こうした動向を受けて、社養協としても、社会福祉援助技術教育に関する委員会を設置し、そこで理論教育、演習・実習方法、そして教員研修について検討を重ねることにより、養成校の教育水準の向上を図ってきた。

このような教育体制の中、今では毎年 1 万人以上が社会福祉士国家資格試験に合格し（表 1）、社会福祉行政機関・施設を中心として、ソーシャルワーク機能を必要とする諸機関・施設に対して専門的人材の供給が行われるようになってきている。

とくに精神保健福祉の領域で活動するソーシャルワーカーに対しては、1997（平成 9）年に「精神保健福祉士法」が制定されたことにより、社会福祉士養成と同様に、統一的なカリキュラムのもとで精神保健福祉士養成が全国的に展開されるようになった。また、精神保健福祉士養成校協会が組織化されており、正会員校数は 166 校である（2008 年 7 月現在）。このような体制のもと、毎年約 4,500 人が国家試験に合格している。

表1 社会福祉士の登録者数の推移（過去5年分）

	H13	H14	H15	H16	H17
総計	29,979	38,157	48,409	58,952	70,698
各年	5,973	8,178	10,252	10,543	12,016

出所）厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/index.html>）. 2008 年 6 月参照 .

注）人数は、各年度の 9 月末の登録者数 . 総計は、制度開始当時の総計を表す .

2．スクール（学校）ソーシャルワーク（以下、SSW）教育の展開

社会福祉士養成教育の普及と標準化が進む一方、各養成校においては、それぞれの教育方針を打ち出し、独自のカリキュラム編成を行うようになってきている。たとえば、医療機関に就職する社会福祉士養成のために、独自に医療福祉論や医療ソーシャルワーク論を設置

している養成校は珍しくなくなっている。あるいは、政策策定現場でも活躍できる社会福祉士を養成することを視野に入れて、社会政策系の科目を強化している養成校も見られる。子ども家庭福祉に力を入れる養成校では、保育士資格と社会福祉士国家試験受験資格をあわせて取得することができるコースを設置したりしている。

こうした取り組みの一つとして、ここ数年で、SSW論を設置している養成施設が社養協の会員校の中に散見されるようになってきている（図1）。今後も、文部科学省のSSW制度化を受け、より多くの養成校において、学校で活動することを希望する学生や社会人に対して講座が開講されることが予想される。

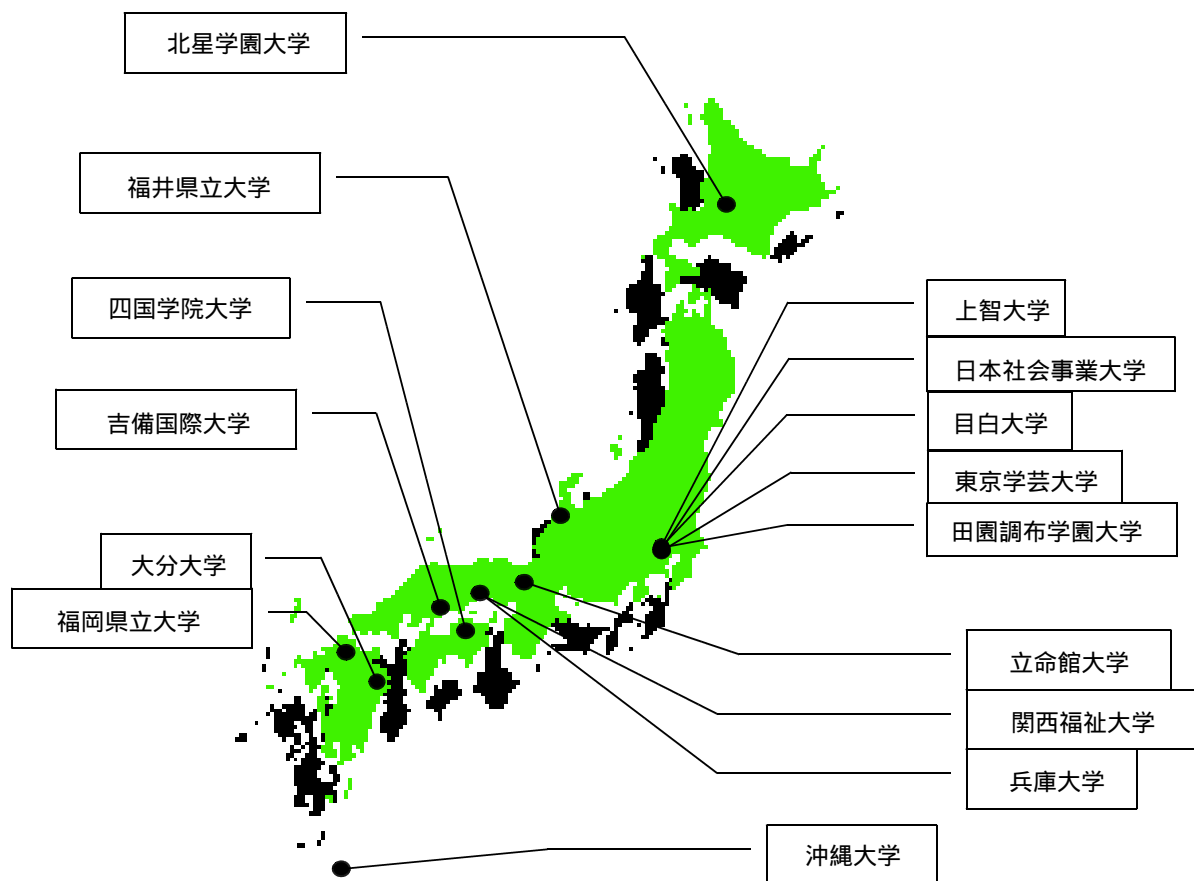


図1 スクール（学校）ソーシャルワーク論を開講している社会福祉士養成施設一覧
注）日本社会福祉士養成校協会 SSW 養成企画準備委員会調べ．2008年3月現在

3 . SSW研究の展開

SSW研究が活性化されたことも、SSWを教授する養成校の増加の背景にはある。

1990年代になると、日本スクールソーシャルワーク協会が立ち上げられ（現在はNPO法人）、SSWの考え方に関心を持つ者を会員として、SSWに関する刊行物の編集・発行や公開研修活動を展開するようになった。

また、2002年に入ると、学校ソーシャルワーク研究会が発足し、毎年のように日本社会福祉学会でSSWの自主企画シンポジウムを実施していく。そして、その研究会は2006年3月に日本学校ソーシャルワーク学会を設立する。ここでは、学術団体として、最新

の研究及び実践成果を検討するとともに、SSWの専門雑誌の発刊も行うようになってきている。

これら団体の構成員には、社会福祉士、精神保健福祉士をはじめとして、ソーシャルワークを学問的背景に持つ者たち、スクールソーシャルワーカー、さらには教員も含まれており、実際、その構成員が、SSWに関する刊行物の編集・発行の中心的役割を担ったり、養成校におけるSSW教育展開のリーダーシップを担っている。

SSWに関する刊行物の多さも、当該領域における研究の著しい展開を表している。表2は、「スクールソーシャルワーク」「学校ソーシャルワーク」をタイトルに掲げた一般刊行物一覧である（2008年8月現在 発行予定を含む）。これら刊行物の出版時期は、上述の団体が活動をし始める時期と一致しており、SSW研究が具体的な形となり始めていることがわかる。

表2 SSWをタイトルに冠した一般刊行物一覧

日本学校ソーシャルワーク学会	スクールソーシャルワーカー養成テキスト	中央法規出版	2008
大塚美和子	学級崩壊とスクールソーシャルワーク	相川書房	2008
日本スクールソーシャルワーク協会編	スクールソーシャルワーク論	学苑社	2008
中典子	アメリカにおける学校ソーシャルワークの成立過程	みらい	2007
山野則子・峯本耕治	スクールソーシャルワークの可能性	ミネルヴァ書房	2007
日本スクールソーシャルワーク協会編	スクールソーシャルワークの展開	学苑社	2005
古橋啓介・門田光司・岩崎宗哉	子どもの発達臨床と学校ソーシャルワーク	ミネルヴァ書房	2004
山下英三郎	スクールソーシャルワーク 学校における新たな子ども支援システム	学苑社	2003
門田光司	学校ソーシャルワーク入門	中央法規出版	2002
岩崎久志	教育臨床への学校ソーシャルワーク導入に関する研究	風間書房	2001
日本スクールソーシャルワーク協会編	学校におけるソーシャルワークサービス ポーラ アレン ミアーズほか（翻訳）	学苑社	2001
山下英三郎（監訳）	スクールソーシャルワークとは何か	現代書館	1998

（注）いじめや不登校、非行等生徒指導上の諸問題に対するソーシャルワーク実践報告・研究は、このほかにも多く存在する。

4．スクールソーシャルワーカー活用事業の開始

こうした社会福祉士養成施設の取り組みと並行するかのよう、平成20年度より、文

部科学省でスクールソーシャルワーカー活用事業が予算化された。

児童生徒の問題行動については、これまでも諸々の事業が組み立てられていたが、そのうちのひとつである「問題を抱える子ども等の自立支援事業」の予算を用いるなどしてSSWを独自に配置していた自治体（群馬、大阪、兵庫、香川など）でその具体的成果が現れ始めていた^{注1}。また、これまで福祉的取り組みに委ねられるところの多かった児童虐待についても、文部科学省において独自に調査研究を展開し、SSWの必要性について言及する報告書をまとめていることも見逃せない^{注2}。

こうしたバックグラウンドを持ちながら、「児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている様々な環境に着目して働き掛けることができる人材や、学校内あるいは学校の枠を超えて、関係機関等との連携をより一層強化し、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためのコーディネーター的な存在が、教育現場において求められている」という認識に基づき、スクールソーシャルワーカー活用事業は導入された^{注3}。そして、SSWの職務内容としては、具体的には以下の5項目があげられている^{注4}：問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築、支援、保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供、教職員等への研修活動。

注1 たとえば、大阪府教育委員会児童生徒支援課．SSW配置小学校における活動と地区での活用ガイド．2006．

注2 学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議．学校等における児童虐待防止に向けた取組について（報告書）．文部科学省．2006．

注3 文部科学省．スクールソーシャルワーカー活用事業（予算説明文書）．

注4 同上．

5．専門性を担保されたスクール（学校）ソーシャルワーカー（以下、SSWr.）の確保へ

このようにしてSSWは制度化された。しかしながら、人材養成と確保の施策が具体的に展開しているわけではない。文部科学省では、「スクールソーシャルワーカーの職務上、社会福祉の専門性を有していることは望ましい」としながらも、「教育現場における実績や経験等を有することもスクールソーシャルワーカーの重要な要素」と述べ、具体的な任用のあり方に含みを持たせている^{注5}。すでに事業はスタートしているが、社会福祉の専門性と教育現場で具体的にアクションを起こせる実績の双方を兼ね備えた人材が限られていることから、その人材確保のあり方は実施自治体ごとにバラバラな状態である。

スクールソーシャルワーカー活用事業が適正に展開されていくために、ソーシャルワークの専門性と学校教育にかかる専門的・実践的知識を融合していくことは喫緊の課題である。本報告書は、今後のSSWr.の養成のあり方について、人材養成を担う社養協の立場から検討を重ねたものである。

注5 児童生徒課【シリーズ】生徒指導の車窓から（第7回）「スクールソーシャルワーカーについて」．文部科学省初等中等教育局メールマガジン第77号．平成20年1月31日．

第2章 SSWはなぜ必要になってきたのか

1. 児童・家庭福祉の動向

ソーシャルワーク領域におけるSSWに対する関心は、全国各地で見られる取り組みや、第1章で紹介した関連書籍の出版、さらに大学における科目設置などに見られるように、近年その高まりの度合いを強めてきた。しかし、SSWが活動の場である学校での認知度は、十分と呼べる段階にはほど遠いのが実状である。したがって、文部科学省が2008年4月から導入することを決定した「スクールソーシャルワーカー活用事業」の報に接した学校関係者が、戸惑いを覚えたとしても無理はないといえる。

しかしながら、社会的な認知度が十分ではないSSWが、唐突ともいえるような形でなぜ導入されるに至ったのかということを考えてみると、そこには当然のことながら以下に述べるような背景と根拠がある。

1)SSWを必要とする背景

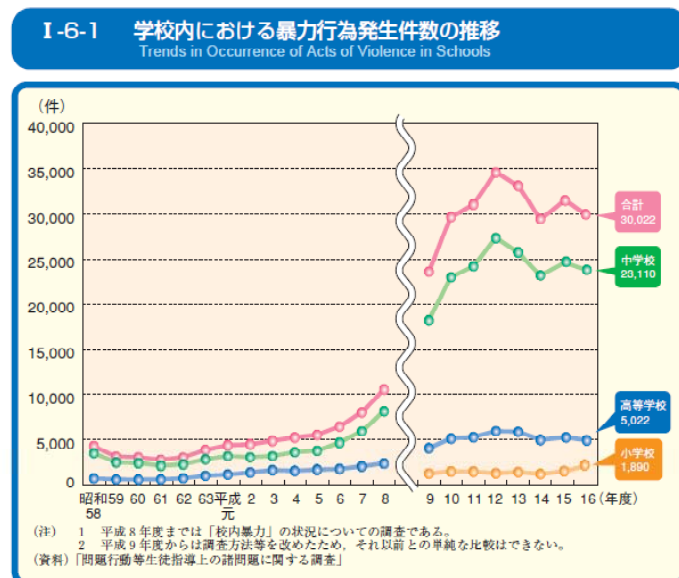
学齢期の子どもたちが直面する課題は、時代や社会の状況を反映し、さまざまな形態をとって顕在化してきた。特に1970年代以降の高度経済成長社会においては、それまでの貧困や疾病といった課題が、行動や精神的な問題にとって代わられるようになった。

学校現場では、70年代以前には経験することがなかった校内暴力現象やいじめ・不登校などの問題が相次いで生じてきた。それらの問題に対して90年代の半ばまでは、教育

関係者のみによる解決が試みられ、生徒指導体制の強化や、教育相談、適応指導教室の設置など、さまざまな対応策がとられた。だが、そうした努力にもかかわらず、図2-1、2-2、2-3「データから見る日本の教育(2006)、文部科学省より」に見られるように、いずれの問題も軽減化に向かうことはなく、むしろ上昇のカーブを描き続けてきた。

90年代の半ば以降は、スクールカウンセラー制度が導入され学校現場に教育関係者ではない専門家が入り、問題解決にむけた取り組みがなされ始めた。しかしながら、それもデータで見る限り(図2-1、2-2、2-3参照)、生起する問題に歯止めをかけるまでの効果を発揮したといえる段階までには至っていない。

図2-1



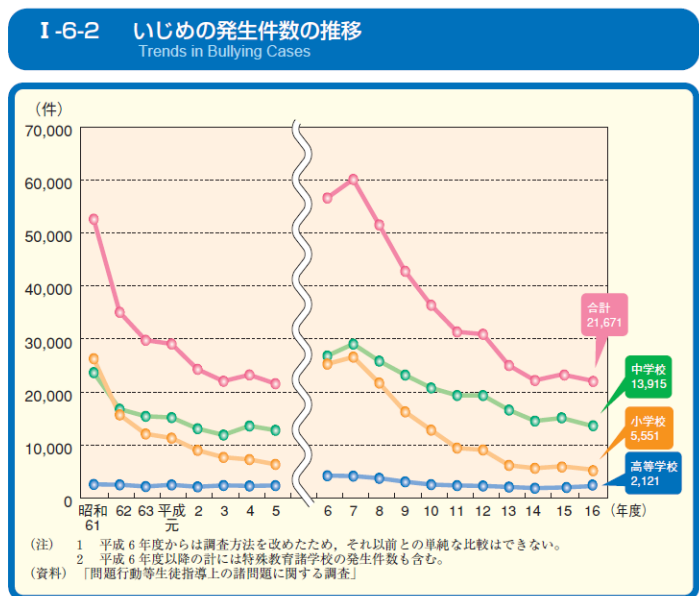
さらに、学校において対応策を整備するペースを上回る形で、新たな課題が続出してきている。90年代の後半頃からは、小学生を中心として授業が成立しない学級崩壊という現象が見られるようになり、また家庭における児童虐待の増加も無視できない状況もあり、さらには軽度発達障害と称されるコミュニケーションをとることが難しい子どもたちの顕在化などという問題もある。

学齢期の子どもたちの数は、1990年の20,365,793人から2005年には14,429,115人となっており（平成18年版文部科学統計要覧）15年間に500万人以上が減っている。こうした深刻な社会問題となるほど著しい少子化現象があるにもかかわらず、子どもたちを巡る問題は逆に増加し多様化している。

加えて、子どもたちの生活の場である家族の変容が、課題の解決を困難にしている。大家族制の中で、緊密な地域社会の相互扶助システムが存在していた社会とは異なり、家族の単位は細分化され、核家族どころか単親家族が増加し、しかもお互いの支え合いを期待しうる地域共同体も存在しない。そのような社会的な支援ネットワークが乏しい環境の中で、子どもも親も生活している。

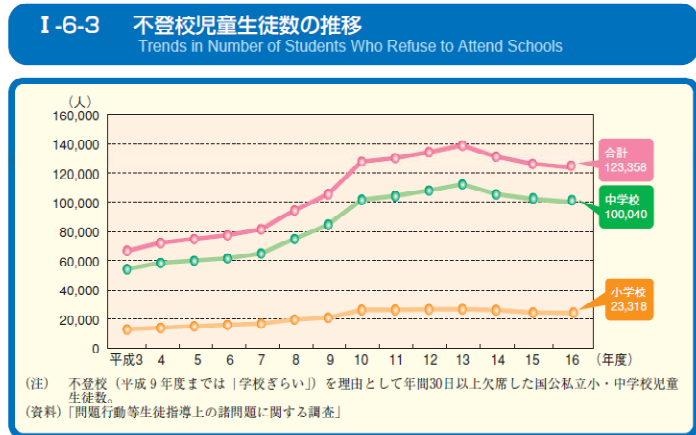
孤立した家庭状況の中で暮らし、十分な支援ネットワークを持たない子どもたちは、危機的な状況に曝されやすいといえる。したがって、表面に現れている課題への直接的な対応もさることながら、子どもと家族、地域を視野に入れた予防的な側面と、問題解決型を包含した幅広い関わりが、問題の軽減化には不可欠だといえる。

図2-2



*平成17年度には124,514件に急増し、決して状況が好転していなかったことが明らかになった。

図2-3



2)SSW を必要とする根拠

子どもたちが直面している困難に対処するためには、眼前に現れている現象と特定の個人だけに焦点を当てるだけでは、表層的な対症療法に留まらざるをえないという限界がある。表出している問題は、子どもたちと彼らの生活環境との相互作用によって生じているのであって、特定の人や現象にのみ働きかけて解決できるほど単純な構造にはなっていない。抱えている課題が深刻であればあるほど、子どもと彼・彼女と環境との関係は複雑に絡み合っているといえる。

そうした事実を念頭に置くなれば、複雑に絡み合った関係のインターフェイスに介在して、人間同士あるいは個人と集団や組織との関係を仲介したり調整したりする機能に、当然注目すべきである。昔から、子どもたちの問題を論議する際には、家庭と学校、地域の連携の必要性が唱えられてきた。その必要性については異論を述べる者はなく、社会的な合意事項として認識されてきたといえる。しかし、そうした共通理解があるにもかかわらず、三者の連携は実現されることなく、長年にわたって課題として掲げ続けられてきた。その理由は、誰が連携役を担うかという具体的な人材が不在であり続けたことである。学校も、家庭も地域社会も、連携の役割を果たす人材にイメージを呈示することができないままにきた。

SSW では、そうした間隙を埋め合わせる機能を有する。ソーシャルワークの機能や技法は複数あるが、それらの中でも調整や仲介、連携機能はソーシャルワークの核心部分である。そういった意味では、まさに社会的なニーズに合致した専門職であるということが出来る。文部科学省が「スクールソーシャルワーカー活用事業」を導入することになったのは、まさにソーシャルワーク機能の独自性に着目してのことであり、時代状況を反映した動きだといえる。

2. 不登校・虐待・いじめ等に対するSSWの必要性

学齢期の子どもたちが直面している問題は、前述したように多様である。個々の問題には、それぞれに複雑な背景と要因があるため、SSW の必要性を論じるには、それらを個別に取り上げ検討することが必要である。しかし、同時にすべての問題に共通の観点から必要性を唱えることもできる。ここでは紙数の関係から、後者に限定して必要性を述べることにする。

私たちの社会では、何か問題が生じると、その原因を個人に求める傾向が強い。問題の当事者が子どもであると、親にまで原因の枠組みが広げられる。不登校・いじめなど伝統的に当事者に原因や責任が求められてきたし、虐待の場合は親の行為の理不尽さばかりが喧伝される。

ある意味では非常に分かりやすい、個人あるいは問題に焦点をあてるとらえ方とは異なり、ソーシャルワークでは問題を個人と、個人を取り巻く環境との関係不適合としてとらえ、当事者と彼・彼女を取り巻く環境との相互関係に注目する。つまり、問題を個人レベルに留めるのではなく、私たちの生態系のなかでとらえる。こうした包括的な見方は、問題を生み出す環境的な要素や、周囲の人々の関係の取り方にまで視野を広げさせることになり、問題をより重層的に把握し、さまざまな選択肢を案出することにつながる。

複雑・多様化しているといわれる問題が、安易に当事者を決めつけたり非難して済ませ

れるはずはなく、子どもたちの生活環境を視野に入れた見方がなければ、問題の適切にとらえ方も対処法も見いだすことはできないと思われる。そういった意味で、SSWの生態学的な視点は、従来の対策に新たなとらえ方をもたらすことが可能だといえる。

さらに、当事者に原因を求めるという傾向は、直接的な対応の場面でも個人の弱さや未熟さなどネガティブな側面に焦点が当てられ、それをいかに治療したり矯正したりするかといった観点から、問題解決が図られる。しかし、ソーシャルワークにおいては一人一人の人間が有する可能性に着目し、その可能性を發揮できるような条件をいかに創出するかというアプローチをする。それは、子どもについても同じである。不登校をしている子、いじめられている子、あるいはいじめている子、また虐待をしている親、誰であろうと同じであり、自らが問題解決ができる存在としてとらえる。

こうしたスタンスも、これまで見られる関わり方とは異なる。SSWrの立場は、専門家として当事者の問題の解決を代行する存在というよりは、パートナーとして共に問題解決に取り組む存在だといえる。連携や調整、仲介といった機能も、子どもたちを無力な存在としてとらえ、大人である関係者がつながり合って救いの手を差し伸べるためではなく、彼らが自らの可能性を發揮できるような条件を作り出すために展開されるとする。

この可能性指向の視点も、伝統的な問題解決のアプローチとは異なるところである。限界や問題、あるいは病理現象にばかり関心が向けられ、その対応策も、そこから生み出されてきたわけであるが、その結果は決して思わしいものではない。先に述べたように、問題はむしろ増加している。個々人が有する可能性に着目する考え方は、そうしたネガティブな流れを断ち切り、学校現場に新たな方向性を呈示できると考えられる。SSWの必要性は、一面化した問題対策に多様性と柔軟性をもたらすという点からも窺うことができる。

ソーシャルワークにおける問題の生態学的なとらえ方や、可能性に焦点を当てたアプローチの根底には人間尊重という価値観があるが、SSWにおいてこの人間尊重という命題を基盤に置いた活動を展開することは、ややもすると皮相的な現象にとらわれて対策や対応がとられがちな風潮に歯止めをかけるという点においても、意義があることである。

3. SSWとスクールカウンセラーとの関係

1995年からモデル的に導入されたスクールカウンセラー制度は、今日学校現場に定着したといえる。そうした状況に、今年度から新たにSSWが導入されることになった。SSW導入の背景や必要性は、さまざまな角度から論じることができるとしても、既存のスクールカウンセラーとの相違点や関係性については不明確なままに、制度が始動した。そのために、学校現場ではスクールカウンセラーとSSWrの違いや役割分担に関して、どのように整理をすればいいのか戸惑いがあるに相違ない。

まずSSWとスクールカウンセラーの違いであるが、カウンセラーは問題に対してカウンセリングという手法を通して解決を試みる。基本的には臨床心理士がスクールカウンセラーとして任用されている。したがって、個々人が抱えている課題を心理の問題としてとらえ、内面の葛藤を心理技法を通して解決を図る。問題解決のプロセスも、相談室という閉じられた空間の中で展開される。

ゆえに、個人と環境との相互影響によって問題が生じるとするソーシャルワークの考え方とは異なる。ソーシャルワークにおいては、個人だけではなく、その人を取り巻く様々

な環境的な要素に着目し不適合状態を特定し介入するため、幅広い視野をもって問題の分析や解釈が行われ、関与する対象も個人が生活する環境内のあらゆる要素にまで及ぶ。

分かりやすくいうと、スクールカウンセラーは内面指向で静的な側面を有するのに対して、SSWr.は外面指向で動的な側面を有するといっている。このふたつの職種のいずれがもう一方より優れているなどということはなく、問題や状況に応じてその適性が変わるといえる。ただし、学校現場で活動をする場合に、双方が他方の領域における機能を担うことがありうるため、役割分担が不明瞭になり、両者の間に対立が生じる怖れがある。そういった意味では、SSWr.とスクールカウンセラーの役割を明確にして置くことが求められる。

個人の内面的な葛藤に焦点を当てるカウンセリングという方法が、妥当だと判断されるケースにおいてはスクールカウンセラー主導、家庭や諸機関との連絡調整などを要するケースではSSWr.、さらに同一のケースにおいても役割分担をして活動することも想定される。たとえば、虐待ケースにおいて被害者である子どもの精神的なケアをカウンセラーが担い、家族との関わりや児童相談所などとの連携活動などをSSWr.が行うなどという場合がそうである。

両者が近接領域であるため、役割分担の設定が難しい場面が生じることも懸念されるが、両者を含むミーティングを定期的、あるいは事例に応じて対応することにより、意思の疎通を図ることが不可欠であろう。誰がどのように関与するかという判断は、教員や専門職の都合によって判断されるのではなく、当事者である子どもの最善の利益を考慮してなされるという共通認識をしておくことが、多様な職種が関与するチームケアにおいては不可欠である。

SSWr.とスクールカウンセラーを対立的にとらえるのではなく、双方の持ち味を生かし、さらに学校教職員との協働関係を構築することがなければ、子どもたちの生活の場としての学校は安全と安心を保障する場とはならないのであり、SSWr.の役割にはそのような場を創造することも含まれる。

第3章

SSWr.はどのようなことをする専門家か

1. SSWr.とは

SSWr.とは、ソ・シャルワ・クの専門知識を所持し、その理念に基づいて、子どもの問題に生活の視点で関わる、学校という場を実践基盤とする専門職である。そのアプロ・チの方法は、子どもの抱えるさまざまな問題を家庭や地域、友人関係などあらゆる視点で見極め、子どもや家族への対応だけでなく、関係機関との連携や調整を含めながら、子どもを取り巻く環境との関係に介入する。

今までの子どもに関する福祉は、保護サービスが中心であり、特別な事例にしか対応できる機会がなかった。SSWの導入は、学校という多くの子どもたちの生活の場にワーカーが関与することにより、多くの子どもたちを支援でき、問題を予防できる機会が増大することになる。スクールソーシャルワーカー活用事業の意義は大きい。

ソーシャルワークの専門性は、価値、知識、技術で説明される。価値とは、個人としての価値や時代の流れにも影響される社会的価値に左右されない、「人間尊重の理念」であるソーシャルワークの価値を指す。SSWに関連して例示すると、児童虐待問題に遭遇したときに、個人の価値や社会的価値に基づく虐待行為の悲惨さ、非情さから親への批判、子どもへの同情に傾きがちである。あるいは非行少年に出会うと、上からの指導に力が入る。しかし、ソーシャルワークの価値に基づく、虐待者である親、非行少年の生活そのものや周囲の状況、問題の成り立ちのプロセスに眼を向け、親の立場や非行少年の代弁も含めて援助活動を行なう。SSWr.が基盤とする知識は、さまざまな福祉制度やサービスに関する知識、児童福祉の知識である。さらに、子どもの発達、さまざまな問題行動そのものの知識、精神医学的知識や学校組織の知識も当然必要になる。技術とは、ソ・シャルワ・ク援助技術であり、ミクロ、メゾ、マクロ領域それぞれにある援助理論に基づく多数の方法がある。本人だけではなく、広く環境という視点を持っており、ミクロの個別事例への対応だけが技術ではないことが、カウンセラーとは違うソーシャルワークの特徴の1つである。そして、基本的に、インテーク（援助の始まり）、情報収集、アセスメント（事前評価）、プランニング（計画）、介入、モニタリング（見直し）、エバリュエーション（事後評価）、終結といった過程に基づき進めていく。

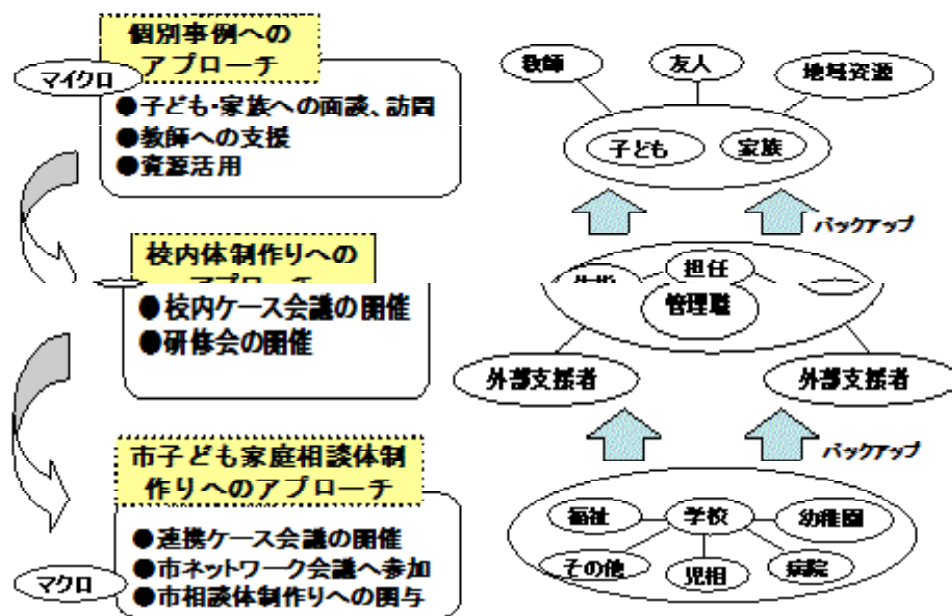
SSWr.は、こういったソ・シャルワ・クの枠組みに基づいて、不登校、非行、児童虐待、発達問題等のさまざまな子ども・家族の困難に対応する。このときの視点は、問題事象そのものを取り上げるのではなく、社会生活上の困難を問題にする。すなわち、個人が結びつさまざまな関係機関との関係つまり社会関係に着目し、実際的な解決としてのサービス提供を含めた援助を提供する。そうした場合に、複数の問題を併せ持つ場合も少なくないが、生活している主体として1人の人間の生活問題という視点で統合的にみていく。また、社会生活上の困難は本人が認識している場合に限らず、認識を促すことも仕事に含まれる。

SSWr.は、学校配置であったり、教育委員会や教育センター配置であったりと、形態は様々であるが、主に学校という現場で実践を展開していく。SSWr.が働きかける先は、子ども・家族だけではなく、学校や他の専門職にも及び、子どもたちの環境として応答性を高めるように働きかける。環境とは、学校も当然含まれ、家族、親戚、友人、近隣、地域機関、さらに経済状況、幼稚園時代など過去の経緯、など子どもに関わるすべてを指す。

つまり、SSWr.は、福祉の専門家として、単に経験だけでなく、背景にさまざまなソーシャルワーク理論、社会システム理論など理論的基盤を持つ。

次に、実際にSSWr.が行う実践をミクロ、メゾ、マクロに分けて説明する（図1）。

図2. 3つのレベルにおけるマネージメントと相互作用



出典：山野則子（2006）「子ども家庭相談体制におけるスクールソーシャルワークの構築」『ソーシャルワーク研究』32（2），相川書房，p28

2. ミクロ実践

SSWr.は、ミクロ実践として、個別事例への対応として、直接子どもや家族への援助を行う。問題のとらえ方は、個人を原因とする考え方をとらず、個人とその取り巻く周囲の種々の環境との絡み合いによって生じるという考え方に立ち、アセスメントを行い、プランを立て援助を実施する。

実際、本人や家族、教員から相談があると、子どもの最善の利益を優先する価値観から、教員とは違った視点で友人との関係、教員との関係、さらには家族との関係を探っていく。必要があれば、校内の保健室や特別支援学級などの資源、児童相談所や福祉事務所、市町村子ども家庭相談機関、保育所、民生委員や主任児童委員、地域ボランティア、NPOなどの関係機関や地域資源を活用し、援助を展開する。つまり、個別事例において、場合によっては、地域という大きなフィールドを視野に入れて援助を展開していくことになる。

活動は、当然子ども本人との面接や家族との面接や訪問、担任との面接も含み、丁寧に個別事例の情報収集、アセスメント、そして、全体調整を行う。教員や他の専門家と連携

することが常態化するが、社会福祉の視点の固有性を明らかにする必要がある。つまり、SSWr.は学校の中で1人職種で多数の教員の考え方に巻き込まれやすいが、福祉の価値にのっとり、子どもや家族の視点にたった、学校とは違った視点を対立せずに伝え、調整していくことによって、初めてソーシャルワーク機能を担うことができる。

SSWr.が学校にいる強みは、子どもの日常の実態を観察することができることであり、教員にとって外部者でなく身近な人間として、安心して協働できる存在となれることである。ソ - シャルワ - クの対象は、社会生活上の困難を本人が認識していない場合も含まれ、子どもに身近な教員との協働を進めていくことは必須である。

たとえば、文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業を先行して2005年から始めている大阪府のデータでは、2005年4月から2006年2月までの相談件数の集計によると、相談者の75.0%が教員であり、SSWr.が活動している総件数のうち39.4%が児童相談所や福祉機関と連携している¹⁾。外部福祉機関では学校からの相談が数%に過ぎない実態²⁾と比較してSSWr.は教員からの相談をキャッチしやすいことを表わしている。また、SSWr.が、子ども本人や家族に働きかけるのみでなく、教員を含む環境に働きかけている実態が明確である。

3. メゾ実践

メゾやマクロ実践とは、機関やコミュニティシステムに関わる作業である場合が多く、間接的援助のことをいう³⁾。ここでは、SSWの特徴から、フィールドである学校という機関へ働きかけることをあえてメゾ実践としてとらえる。なぜなら、学校は子どもたちの多数が通い、子どもたちの生活に大きな影響と機会を与える場であるからである。しかし、学校ではともすると担任まかせとなり、教員が孤立し、学校自体が閉鎖的になりやすい組織構造を有する。また、学校は教育職の職場であり、学校における子どもや家庭への対応は教育の専門性のみによる視点となりやすい。場合によっては、これは家庭の問題という理由で放置されてしまい、対応の遅れから子どもの重大な事件に発展するという可能性にもつながる。

SSWr.は、この学校の特徴を把握し、メゾレベルの実践として、学校の校内体制づくりを行う。具体的には、気になる当該の事例に関係する担任や学年の教員、生活指導、管理職、養護教諭などと事例検討を行い、複数メンバー共同でアセスメントやプランニング、モニタリングを行うことである。SSWr.は、このケース会議をベースにして、外部の関係機関を新たなメンバーに加えていくこともある。このようなケース会議を継続することは、校内で混沌としていた問題がなぜ起きているのか、また当該事例の家族像が見え始め、何を目標にどのように誰が関わるのか明確にでき、援助の実行が行いやすくなる。

ケース会議が学校に定着することで、学校の閉鎖性や一面的な見方に変化を起すことが可能になる。教員も今まで混沌と取り組んできたことが、その意味や成果、限界が明確になり、取り組みに対する自信を持つことができる。あるいは、チームによる対応が実施しやすく、結果的に校内の検討や対応体制ができ、子どもたちに当然利益が生じる結果となる。

たとえば、実際にSSWr.が複数入っている地域で行った調査によるとSSWr.が有効であると答えた教員は86.9%、そのうち事例に有効62.2%、校内体制作りにも有効である

が 25.5 % という回答であった⁴⁾。この結果は、SSWr.は校内体制作りにも有効であると教員が感じている実態を表し、SSWr.がメゾ実践に機能しているといえる。

4. マクロ実践

マクロ実践とは、クライアントの社会生活の営みを規定する福祉サービス・制度、さらには社会福祉機関、地域社会あるいは全体社会といった社会環境に働きかけて、正常な社会環境づくり、その維持発展や変革を目指すソーシャルワーク領域である⁵⁾。SSW というと、学校組織に留まらず市町村行政へのアプローチのレベルである。単にひとつの学校のみで機能しているのでは、校長が変われば方針や対策が変わるのが実際である。また、市町村教育委員会の担当者によっても左右される。基盤をしっかりと位置づけるには、SSW を市町村子ども家庭相談体制に組み込むことが重要である。そして、子どもの最善の利益のために、システムを策定したり、政策に反映させていく。

マクロ実践を可能にするポイントは、教育行政との協働である。教育委員会とどのように仕組みを作るか、市町村やその地域、学校の特徴を把握して戦略を立てる必要がある。今までの SSW 活動の実践報告を見ても、教育委員会にこの視点があるかどうかは成否を分けている。たとえば SSWr.採用にあたっては学校にお任せ、あるいは市町村教育委員会にお任せでは、学校では有益な人物であっても、制度維持・発展のためにマクロ実践までの視点を持つことができず、学校内の一資源に終わってしまうことが懸念される。

SSW が市町村子ども家庭相談体制に組み込まれることによって、地域や関係機関と学校との連携がスムーズになったり、学校で起きている問題を地域全体で考え検討するような仕組みづくりをすることである。これは、子どもの最善の利益を保障していくことにつながり、SSW 制度の維持発展、市町村子ども家庭相談体制の発展・変革にもつながる。

以上、ミクロレベルにおいて教員とともに丁寧に子どもや家族と対応し、決してその子どもや家族の個別の問題とせず、学校や他機関に還元しながら、メゾレベルにおいて校内にパワーを育成し、マクロレベルにおいて市町村子ども家庭相談体制に位置づける、まさに各レベル間の相互作用を起こすことを模索する。根底に、SSW が外部者でなく「学校」に存在するからこそ可能となる内発的な力が、マクロを含む相互作用を起こすソーシャルワーク実践の原動力となる。この3つのレベルにおけるマネジメント機能とレベル間相互作用を起こさなければ、SSW 活動が個人の実践に終始し定着することは難しい。

<注>

1) 大阪府教育委員会児童生徒支援課(2005)「SSW 配置小学校における活動と他校での活用ガイド」.

2) 厚生労働省(2004)「社会福祉行政業務報告」.(2005年から統計の変更したため2004年分)
相談経路で福祉事務所が学校から受けるのが2.4%、児童相談所が学校から受けるのが4.0%であった。

3) Johnon, L.C. and Yanca.S.J, (2001)*Social Work Practice: A Generalist Approach Seventh Edition*, Peason Education Inc.(=2004、山辺朋子・岩間伸之訳「ジェネラリスト・ソーシャルワーク」ミネルヴァ書房、p475.)

4) 山野則子(2008)「スクールソーシャルワークの実証的研究」平成19年度文部科学研究報告書」p7.

5) 定藤丈弘(1988)「コミュニティオーガニゼーションの理論的枠組の発展」社会福祉研究 43、7-14.

第4章

スクール(学校)ソーシャルワーカー養成とカリキュラム

1. SSWr.養成に求められる教育内容

今日の教育現場で生じている児童生徒を中心とした諸問題は、今まで以上に社会との結びつきの中で取り組みを考える必要がある。事実、教育現場で起きている諸問題は、これまでのような教師による生徒指導や、生活指導といった学校教育だけで対応しきれなくなっているのが現状である。また、導入されて久しいスクールカウンセラーもカウンセリングといった心理的アプローチによる児童生徒自身の変容を促す働きかけは行えても、職種の性格上、調整等ソーシャルワーク技法を用いて環境へ働きかける視点が弱いため、具体的に問題解決を進めていくには限界がある。

ちなみに、教師やスクールカウンセラーの限界は、それぞれの職種が持つ機能や役割の違いによることが多い。よって、児童生徒を中心に取り扱われるべき諸問題に対しては従来の教育的指導や心理的働きかけに加え、社会的、福祉的視点と援助技術をもった専門家、いわゆる、ソーシャルワーカーによる専門的な働きかけが必要となる。

以上のことから、SSWr.の養成にあっては、社会福祉に関する専門知識とソーシャルワークに関する専門的技術に加え、児童生徒の心身の発達や思春期特有の心性の理解、克服課題といったメンタルヘルスに関する知識や学校教育におけるチームの一員として働くための組織的・管理運営的理解といった、教育現場で機能するに相応しい教育内容が求められる。(図4-1)

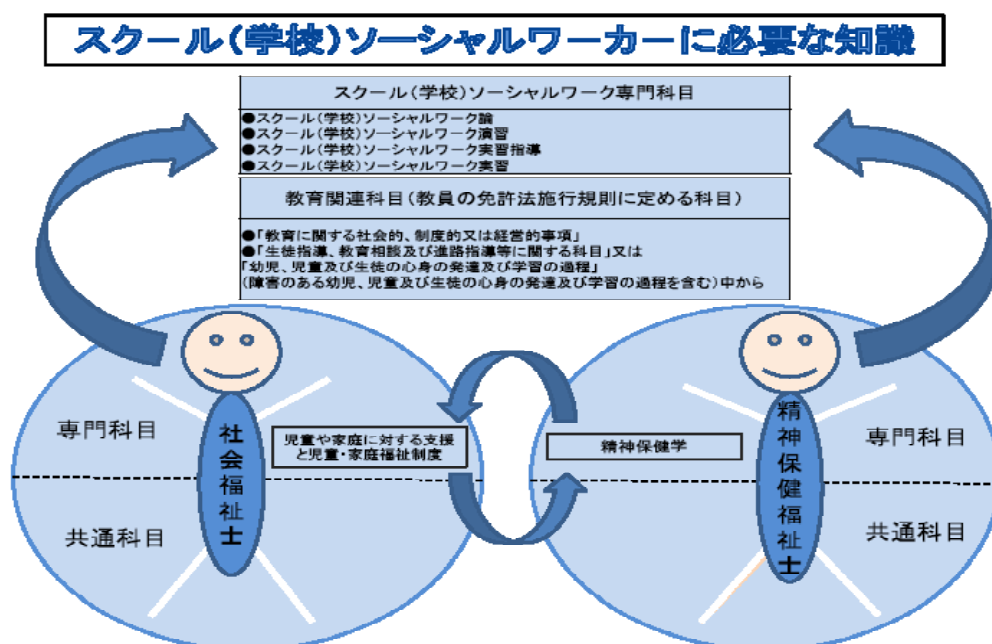


図 4-1 スクールソーシャルワーカーに必要な知識

2. SSWr.養成のための推奨カリキュラムと養成課程

SSWr.が、学校において効果的に機能するには、社会福祉に関する専門知識に加え、思春期児童の心理特性や教育に関する知識が必要であることを考慮し、SSW に関する講義科目のみならず、学校に特化した演習および実習(実習指導を含む)を設けることによって、SSWr.として最低限必要な知識と技術の修得を目的とした養成カリキュラムを設定した。

SSWr.は、社会福祉士あるいは精神保健福祉士を基礎資格として想定しているため、両国家資格について履修モデルを提示した。カリキュラムの詳細は、表 4-1、表 4-2 に示す通りである。

表 4-1 養成カリキュラム 社会福祉士モデル

社会福祉基礎科目群 (社会福祉士国家試験受験指定科目)	スクール(学校)ソーシャルワーク専門科目群	教育関連科目群	追加科目
<p>【共通科目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現代社会と福祉 ・福祉行財政と福祉計画 ・社会保障 ・低所得者に対する支援と生活保護制度 ・地域福祉の理論と方法 ・心理学理論と心理的支援 ・社会理論と社会システム ・権利擁護と成年後見制度 ・人体の構造と機能及び疾病 ・保健医療サービス <p>【専門科目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの組織と経営 ・就労支援サービス ・社会調査の基礎 ・更生保護制度 ・高齢者に対する支援と介護保険制度 ・障害者に対する支援と障害者自立支援制度 ・児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 ・相談援助の基盤と専門職 ・相談援助の理論と方法 ・相談援助演習 ・相談援助実習・実習指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクール(学校)ソーシャルワーク論 ・スクール(学校)ソーシャルワーク演習 ・スクール(学校)ソーシャルワーク実習指導 ・スクール(学校)ソーシャルワーク実習 	<p>選択必修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育行財政学 ・学校経営論 ・教育社会学 <p>等</p> <p>教育に関する社会的、制度的又は経営的事項に関する科目から1科目選択</p> <p>選択必修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達心理学 ・教育支援学 <p>等</p> <p>生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、又は幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目から1科目選択</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健学

表 4-2 養成カリキュラム 精神保健福祉士モデル

社会福祉基礎科目群 (精神福祉士国家試験受験指定科目)	スクール(学校)ソーシャルワーク専門科目群	教育関連科目群	追加科目
<p>【共通科目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現代社会と福祉 ・福祉行財政と福祉計画 ・社会保障 ・低所得者に対する支援と生活保護制度 ・地域福祉の理論と方法 ・心理学理論と心理的支援 ・社会理論と社会システム ・権利擁護と成年後見制度 ・人体の構造と機能及び疾病 ・保健医療サービス <p>【専門科目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神医学 ・精神保健学 ・精神科リハビリテーション学 ・精神保健福祉論 ・精神保健福祉援助技術総論 ・精神保健福祉援助技術各論 ・精神保健福祉援助演習 ・精神保健福祉援助実習 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクール(学校)ソーシャルワーク論 ・スクール(学校)ソーシャルワーク演習 ・スクール(学校)ソーシャルワーク実習指導 ・スクール(学校)ソーシャルワーク実習 	<p>選択必修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育行財政学 ・学校経営論 ・教育社会学 <p>等</p> <p>教育に関する社会的、制度的又は経営的事項に関する科目から1科目選択</p> <p>選択必修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達心理学 ・教育支援学 <p>等</p> <p>生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、又は幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目から1科目選択</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

3. SSWr.養成カリキュラムと科目

SSWr.は、社会福祉士あるいは精神保健福祉士であることを基礎資格とするため、国家試験受験資格取得のための指定科目（以下、社会福祉基礎科目群）を修得しておくことが基本条件となる。とりわけ、社会福祉基礎科目群の共通科目は、ソーシャルワーカーとしての両資格に共通する基礎科目であるため、SSWr.も修得しておくことが最低限の条件である。

ちなみに、社会福祉士あるいは精神保健福祉士いずれかの資格を取得していることを基本条件にしているのは、SSWr.が学校現場で働く福祉専門職であることから、社会福祉の価値や倫理、それに基づく知識と技術を持ち合わせておく必要があるといったことによる。

ただし、社会福祉士あるいは精神保健福祉士の資格を有していることが、そのまま SSWr. として認められるものではない。なぜなら、SSWr.には、SSW 独自の領域に関する専門知識と技術が必要とされるからである。それは、たとえば、教育に関する法制度や思春期児童の心性の理解に基づいた援助である。言い換えると、社会福祉士あるいは精神保健福祉士いずれかの資格を有していることは、SSWr.になるための必要条件であって十分条件ではないということである。

それゆえ、SSWr.養成カリキュラムは、表 4-1、表 4-2 に示す社会福祉基礎科目群に加えて、SSWr.の専門性を修得する SSW に関する科目（以下、SSW 専門科目群）および教育に関する科目（以下、教育関連科目群）をもって構成される。加えて、SSW の領域の特性から、社会福祉士にあつては、精神保健福祉士の専門科目である「精神保健学」を履修するものとし、精神保健福祉士にあつては、社会福祉士の専門科目である「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」を履修するものとする。(図 4-2)

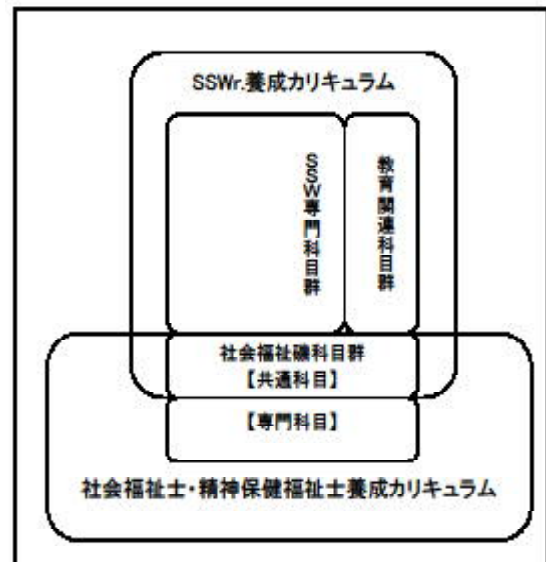


図 4-2 SSW 養成カリキュラム構成概念図

なお、表 4-1、表 4-2 に示した養成カリキュラムには、2009（平成 21）年度から実施される新カリキュラムに基づく科目を載せているが、

現行のカリキュラムによって社会福祉士あるいは精神保健福祉士いずれかの資格を取得した者、あるいは資格を取得しようとする者は、現在のカリキュラムに基づく科目を修得するものとする。

ちなみに、現行のカリキュラムにおける指定科目は次のとおりである。

[社会福祉士・精神保健福祉士共通科目]

社会福祉原論、社会保障論、公的扶助論、地域福祉論、心理学、社会学、法学、医学一般

[社会福祉士専門科目]

介護概論、老人福祉論、障害者福祉論、児童福祉論、社会福祉援助技術論、社会福祉援助技術演習、社会福祉援助技術現場実習、社会福祉援助技術現場実習指導

[精神保健福祉士専門科目]

精神保健福祉論、精神医学、精神保健学、精神科リハビリテーション学、精神保健福祉援助技術総論、精神保健福祉援助技術各論、精神保健福祉援助演習、精神保健福祉援助実習

以下、SSW 養成のためのカリキュラム構成と各群の科目について概要を説明する。

1)社会福祉基礎科目群

以下の科目は、社会福祉士および精神保健福祉士であるソーシャルワーカーが共通し学ぶ基礎科目である。

(1)社会福祉原論

社会福祉の理念や原理・原則を学ぶことを目的としている。また、社会福祉の歴史的経緯や社会福祉に関連する法律や施策について学んでいる。

(2)社会保障論

年金や医療保障制度、介護保険制度等の現代の社会保障制度の仕組みを理解するとによって、社会福祉サービスを総合的に提供することを目的としている。

(3)公的扶助論

生活保護制度の仕組みや低所得者対策としての社会手当等のサービスについて広く学んでいる。

(4)地域福祉論

社会福祉サービスを展開するに当たって、地域（コミュニティ）に暮らしている人に対して、その福祉を増進するためにはどのようなサービスが必要であるか、在宅福祉サービスや社会福祉協議会等を学んでいる。

(5)心理学

社会福祉援助を展開する上で、その人を理解するために心理学を学ぶことは、必要である。たとえば、相談場面においてカウンセリングを行う場合には、クライアントの心理状態を把握する必要がある。

(6)社会学

社会学は幅広く学ぶ要素がある。たとえば、人と社会の関係、社会の中の家族社会と国家等多岐にわたっている。社会と社会福祉は生活を考える上で密接につながっている。

(7)法学

社会福祉の中の法学は、社会福祉関係の法律だけではなく、日本国憲法や民法等人や生活に関わる法律についても広く学んでいる。

(8)医学一般

人間理解のためには、人体の機能や疾病等について学ぶ必要がある。また、福祉サービスを展開するためには、医療関係者との連携が不可欠であるため、医学的な知識も必要である。

なお、2009年度以降に社会福祉士および精神保健福祉士の資格を取得したものについては、以下の10科目を共通科目として学ぶ。

(1)人体の構造と機能及び疾病

人の成長・発達や日常生活との関係を踏まえ、心身機能と身体構造及び様々な疾病障害の概要について学ぶ。たとえば、体の成長や発達、精神の成長や発達についても講義内容として想定されている。

(2)心理学理論と心理的支援

人の成長・発達と心理との関係、日常生活と心の健康との関係、心理的支援の方法実際について学ぶ。たとえば、人の発達段階や発達課題、ストレスマネジメント、カウンセリングの概念とその範囲。また、心理的支援としての精神分析や遊戯療法等の心理療法の概要と実際について学ぶ。

(3)社会理論と社会システム

人と社会の関係や社会問題について広く学ぶ。たとえば、法律や経済と社会システムの関

係、地域社会について、また家族を理解するために、家族の構造や形態、家族の機能について学ぶ。さらに、社会問題の理解として、差別や貧困、児童虐待やいじめ等についても学ぶ。

(4)現代社会と福祉

現代社会における福祉制度の意義や理念、福祉政策との関係について理解することを目的とし、福祉政策と社会問題（貧困や要援護、偏見と差別、社会的背景）について学ぶ。また、福祉政策と教育政策の関連についても学ぶ。

(5)地域福祉の理論と方法

地域福祉の基本的考え方（人権尊重、権利擁護、自立支援、地域生活支援、地域移行、社会的包摂等を含む）について理解する。地域福祉におけるネットワーキング（多職種多機関との連携を含む）の意義と方法及びその実際について理解する。地域福祉の推進方法（ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発、福祉ニーズの把握方法、地域トータルケアシステムの構築方法、サービスの評価方法を含む）について学ぶ。

(6)福祉行財政と福祉計画

福祉の行財政の実施体制（国・都道府県・市町村の役割、国と地方の関係、財源、組織及び団体、専門職の役割を含む）について学ぶ。たとえば、国、都道府県、市町村の役割や、福祉計画について策定方法と留意点等について学ぶ。

(7)社会保障

現代社会における社会保障制度の課題（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む）について学ぶ。たとえば、社会保障制度の一つである家族手当制度の概要等を学ぶ。

(8)保健医療サービス

相談援助活動において必要となる医療保険制度（診療報酬に関する内容を含む）や保健医療サービスについて理解する。また、医師、保健師、看護師といった多職種との連携やリハビリテーションの意義等についても学ぶ。

(9)低所得者に対する支援と生活保護制度

低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要とその実際について学ぶ。また、相談援助活動において必要となる、生活保護制度や生活保護制度に関連する制度等について学ぶ。

(10)権利擁護と成年後見制度

社会的排除や虐待等の権利侵害や認知症等の日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について学ぶ。たとえば、被虐待児童、非行少年、障害児への対応や家庭裁判所や弁護士等の役割についても学ぶ。

2) SSW 専門科目群

上記ソーシャルワーカーとしての共通科目を学んだ後、SSWr.になる場合のために、以下の4科目を専門科目として学ぶ。

(1)スクール（学校）ソーシャルワーク論

今日の学校教育現場にSSWを導入する意義とその必要性を学ぶ。SSWr.の価値と倫理、業務と役割、SSWの支援の理論と実際についてミクロレベルからメゾ、マクロレベルにわたって学ぶ。たとえば、子ども個人に対する直接的な支援のあり方から、不登校やいじ

めが起こる背景（学校・家庭・地域の情勢）とそれらに対する対応をはじめ、特別支援教育等についても広く学ぶ。

科目のねらいと含まれるべき事項及び想定される教育内容は表 4-3 の通りである。

表 4-3

「スクール(学校)ソーシャルワーク論」(30時間)		
シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
<ul style="list-style-type: none"> 今日の学校教育現場にSSWを導入する意義とその必要性を理解する SSWの発展過程について理解する 海外のスクールソーシャルワーカーの役割と活動について理解する SSWの実践モデルについて理解する SSWの支援の実際について理解する スクールソーシャルワーカーへのスーパービジョンの必要性について理解する 	① 今日の学校教育現場が抱える課題とその実態、及びSSWを導入する意義	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域の情勢 SSWの価値・倫理
	② SSWの発展過程	<ul style="list-style-type: none"> アメリカおよび日本のSSWの発展過程の概要
	③ 海外のスクールソーシャルワーカーの役割と活動	<ul style="list-style-type: none"> 海外のスクールソーシャルワーカーの役割と活動の概要
	④ SSWの実践モデル	<ul style="list-style-type: none"> SSWの実践モデルの概要
	⑤ SSWの支援方法	<ul style="list-style-type: none"> SSWの個別および集団支援の実際例(マイクロ・レベル) SSWの学校・家庭・地域の協働支援の実際例(メゾ・レベル) SSWの教育行政への支援(マクロ・レベル)
	⑥ スーパービジョン	<ul style="list-style-type: none"> スクールソーシャルワーカーへのスーパービジョン

(2)スクール(学校)ソーシャルワーク演習

学校における援助技術の展開について知識と技術を習得することを目的とし、具体事例を用いてソーシャルワーク援助や関係機関との連絡、調整のあり方等について学ぶ。また、教育委員会や市町村、学校内のシステムについて学ぶ。

演習の詳細については、表 4-4 を参照されたい。

表 4-4

「スクール(学校)ソーシャルワーク演習」(15時間)		想定される教育内容の例	
シラバスの内容			
ねらい	含まれるべき事項		
<p>①個別事例へのアセスメントのみでなく、ソーシャルワーカーとして、教育行政や学校の動き、地域を把握し、地域アセスメント、学校(地域機関)アセスメントができる力をつける。</p> <p>②SSW実践、特にメゾ・マクロプラクティスについて実際に体験的に習得する。</p> <p>③記録化する手法を持たない学校のなかで、記録化するだけでなく、校内で記録用紙を創造したり、蓄積していく力をつける。</p>	①SWの価値	○福祉の価値、ミッションとは	・多数の教育関係者のなか、福祉の視点を教育と調和させながら示せる安定した福祉の価値観を実践的に獲得する。
	②子どもを取り巻く地域の状況、インフォーマルな機関を含めた地域機関、教育委員会、学校の状況を把握する。	○地域アセスメント、学校アセスメント	・市町村内の資源・サービスをインフォーマル含めて知る ・地域の状況を把握する ・教育委員会が学校のニーズを把握する ・学校の実態や状況、組織システムを把握する ・学校における支援人材や支援方法を知る。 ・これらを踏まえ、SWの展開において地域アセスメント、学校アセスメントの必要性和その手法を学ぶ。
	③マイクロプラクティス	○具体的な問題解決能力を高める。 ○アウトリーチ	・具体的な事例に対するアセスメント、プランニング、援助の実行のプロセスにおいて実際に展開できる力をつける。 ・さまざまなソーシャルワークスキルの活用を行う。 ・接近困難な事例や教員に働きかける視点と方法を学ぶ。
	④メゾプラクティス	○チームアプローチ ○マネージメント ○ケース会議 ○教育行政との協働	・校内あるいは関係機関やNPO含めてチームアプローチを進めたり、マネージメントスキルを獲得する。 ・具体的に校内ケース会議や連携ケース会議を進める手法の獲得。 ・教育行政との協働システムの策定について学ぶ。
	⑤マクロプラクティス	○市町村子ども家庭相談体制に位置づける ○福祉・教育協働の相談体制作り、地域に根ざした活動展開 ○開発機能の意義と実践	・福祉の相談体制に位置づける力を養う。 ・福祉・教育協働の相談体制の策定について学ぶ。 ・学校外の資源を活用し地域に根ざした相談活動の展開方法を獲得する。 ・SSWが広く子どもたちの代弁ができる位置にあることを理解し、新たな仕組みを開発する視点を養う。
	⑥記録、スーパービジョン、評価	○SSWを維持発展させる力をつける ○実証的にソーシャルワーク行為を示す力をつける	・地域でのスーパービジョン体制を策定する意義を理解し、その体制づくりを実践的に学ぶ。 ・記録をつける、データの蓄積を行なうなど説明できる力、効果測定を行う力をつける。

(3) スクール（学校）ソーシャルワーク実習

学校現場や関連機関での実習をとおして、教育現場や児童生徒の現状を理解し、児童生徒の教育と生活を保障するために、教師との連携や SSWr.としてあるべき姿（機能や役割）等について学ぶ。

実習先としては、学校だけではなく、教育委員会、適応指導教室等も想定されている。学校現場での実習指導は、SSWr.による指導以外に、教育相談担当教員や生徒指導担当教員、同和教育担当者等による指導が考えられる。また、実習内容についても、ソーシャルワーク以外に児童生徒の教育に関することや学校の管理・運営等幅広い。

表 4-5 及び図 4-3 は実習の内容を示すものである。

表 4-5

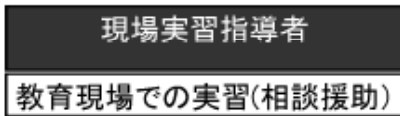
「スクール(学校)ソーシャルワーク実習」(80時間)		
シラバスの内容		
ねらい	含まれるべき事項	
①日々子どもたちが過ごす学校現場を知り、学校組織を体験的に学び、理解を深める。 ②SSWとして求められる資質、技能、倫理から、福祉が一次分野でない教育現場における課題を見つけられる力を養う。 ③教職員ほかとの連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。 ④子どもや家族、教職員から自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。	①学生は、次に掲げる事項について実習指導者(SSWr)による指導、教育委員会や学校の指導を受けるものとする。(Bモデルの場合は、教育委員会や学校等の関係者のみ)	
	②SSW実習指導担当教員は、巡回指導等を通して、次に掲げる事項について学生及び実習指導者(SSWr、教育委員会や学校)との連絡調整を密に行い、学生の実習状況について把握するとともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。	
	ア. 子どもたち、教職員、教育委員会、事例や学校に関する関係者との基本的コミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成	
	イ. 子ども・家族の理解、学校、教育委員会、教育センター、適応指導教室など基本的な理解、そしてそのニーズ把握と支援計画の作成	
	ウ. 子ども・家族、そして学校、教育委員会などとの援助関係の形成	
	エ. 子ども・家族への権利擁護、そして学校、教育委員会など含めての支援(エンパワメント含む)とその評価	
	オ. 校内におけるケース会議や学年会議でのケース検討における進め方の実際	
	カ. 校内や関係機関含めた多職種によるチームアプローチの実際	
	キ. 社会福祉士としての職業倫理、教員など学校関係者の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解	
	ク. 学校運営、学校組織、教育委員会組織の実際	
	ケ. 市町村の子ども相談体制について理解し、学校がどのようにつながっているのか学ぶ。具体的なネットワークキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解	
	*注)実習形態Aモデルの場合は、現場のSSWrによるソーシャルワークの指導が可能であるが、Bモデルの場合は現場によるソーシャルワークに関する指導は困難なため大学の指導教員による指導を強化すること。Bモデルの場合は、SSWrによる指導がないことを前提に、学生自身がSSWの視点を持ち、上記ねらいに関するレポート作成を課題とし、SSW実習指導担当教員が指導を十分行う。	

スクール（学校）ソーシャルワーク実習形態（実習先）

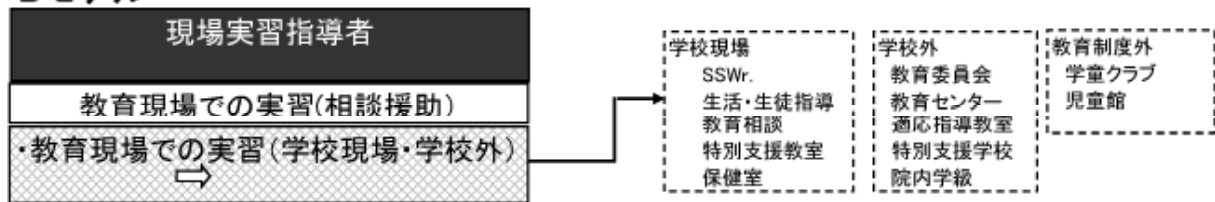
図 4-3

スクール（学校）ソーシャルワーク実習形態

Aモデル



Bモデル



- 1)上記Aモデルでの実習が望ましいが、現状を勘案してBモデルでの実習も認めることとする。
ここでは、Bモデルについて述べる。
- 2)相談援助実習とは、相談援助場面での実習を意味するものであり、ケースを担当して相談援助を行うことではない。
- 3)学校現場での実習は40時間以上とし、学校外及び教育制度外で実習を行う場合は40時間以内とする(トータル80時間)。
- 4)見学実習を実習時間数としてカウントすることができるが、40時間を超えない範囲で認められる。
なお、ここでいう見学実習とは、見学内容について実習指導担当教員の実習指導を受けることを意味する。

(4)SSW 実習指導

実習を行うにあたっては、実習事前指導、実習中指導、実習事後指導の中で専門職として実践できるよう、対人援助における基本的マナー、チームの一員としての連携の持ち方、更には実習を深めるための記録や実習日誌の指導等を行う。

とりわけ、実習指導では、現場で通用する専門職養成を目的に、大学教員によるスーパービジョンを重んじている。

表 4-6 は実習指導のねらいとカバ - すべき事項について示している。

表 4-6

「スクール(学校)ソーシャルワーク実習指導」(15時間)	
シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
①SSW実習の意義について理解する。 ②学校現場を知り、学校組織を体験的に学ぶ。 ③SSW実習にかかる個別指導並びに集団指導を通して学校における相談援助活動やソーシャルワーク実践にかかる知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。 ③教育の場で生かせる社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等総合的に対応できる能力を習得する。 ④具体的な体験や援助活動を専門的援助技術として概念化し理論化し体系だてていくことができる能力を養う。 ⑤用意された現場ではなく社会福祉が展開されるべく新しい現場に入るという意味を十分理解し、開拓の視点を養う。	次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。
	ア. SSW実習の意義
	イ. 学校、教育委員会、教育センター、適応指導教室など基本的な理解
	ウ. 実習先で必要とされる相談援助(子ども、家族、教員対象)に係る知識と技術に関する理解
	エ. 実習先で必要とされるチームで対応する力やケース会議に係る知識と技術に関する理解
	オ. 実習先の市の子ども相談体制について理解
	カ. 現場体験学習(個別面接、ケース会議、連携会議など)、見学実習
	キ. 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務等の理解
	ク. 実習記録ノートへの記録内容及び記録方法に関する理解
	ケ. 実習生、実習担当専任教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成
コ. 巡回指導	
サ. 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理、実習におけるSSW実習としての不足分のレポート、実習総括レポートの作成	
シ. 実習の評価全体総括会	

3) 教育関連科目群

SSWr.になるためには、上記の科目だけではなく、学校の仕組みや管理・運営等について知っておく必要があるため、以下の科目群を選択科目として学ぶ。

(1)「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」に関する科目のうち 1 科目を選択する。

教育行財政学

近代における教育の制度化、国家統括化等について学ぶ。また、教育行政機関の仕組みと教育法令、教職員の職務等について学ぶ。

学校経営論

教育経営の構造、教育経営の基底をなす学校の組織と経営、学校経営改革の動向等について学ぶ。また、組織としての学校の特質やその経営に焦点を当て、教育経営のあり方について学ぶ。

教育社会学

教育を取り巻く社会諸関係を軸に、社会制度や教育制度が個人に与える影響等について学ぶ。

(2)「生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目」または「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む)に関する科目のうち 1 科目を選択する。

発達心理学

生涯を通して変化・成長する人間を心理的、社会的、身体的な視座からとらえ、ライフサイクルにそった発達とそのための条件について、また発達を阻害する要因等について学ぶ。とりわけ、児童生徒の年齢に応じた発達と克服課題等について学ぶ。

教育支援学

教育相談や生徒指導、スクールカウンセラー等児童生徒への支援や指導する部門について学ぶ。

4)追加科目

学校現場においては、家族や社会問題を背景とした問題や児童生徒のメンタルヘルスに関する対応を求められることが多くある。

そのため、SSWr.の基礎資格である社会福祉士あるいは精神保健福祉士を有する者は、それぞれの専門科目である「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」(現行科目では「児童福祉論」)、「精神保健学」を修得することでSSWr.の専門性を高めるものとする。

精神保健学

精神保健福祉士の専門科目である。社会福祉士の追加履修科目とする。

ライフサイクルにおける、各世代のメンタルヘルスの課題と対策や、精神疾患の予防、治療、対策等について学ぶ。

児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度(現行科目では児童福祉論)

社会福祉士の専門科目である。精神保健福祉士の追加履修科目とする。

子どもを社会の一構成員としてとらえ、社会の中で当たり前暮らし、成長していくための方策について学び、児童生徒を取り巻く現代社会の問題と取り組み課題等について学ぶ。

第5章

SSWr.を支える仕組みづくり

1. SSWr.の発展課題

2000年以降より一部の教育委員会で独自的に取り組まれてきたSSWr.事業は、2008年度より文部科学省の「スクールソーシャルワーカー活用事業」として全国的に取り組まれることになった。しかし、わが国においてSSWr.事業が今後さらに発展していくためには、次の5つの課題に取り組んでいく必要がある：

SSWr.の配置と勤務日数の形態

SSWr.の専門性の質

教育委員会のSSWの理解とSSWr.の支援体制

学校の管理職，教員のSSWの理解

関係機関のSSWr.の役割と活動の理解

まず、SSWr.の配置と勤務日数の形態については、現在、多様な状況にある。例えば、a) 教育委員会や教育事務所、教育センターにSSWを配属し、学校の依頼を受けて相談派遣される形態のもの（派遣型）。この形態の場合、対象とする小・中学校数は都市部では膨大となるが、人口規模の小さい町村では約5～8校（中学校1～2校・小学校4～6校）となる。b) 指定校の小・中学校に配置される形態のもの（配置型）。この形態の場合、スクールカウンセラーとの棲み分けが課題となる。c) モデル中学校区での小・中学校を対象とする形態のもの（派遣型，または配置型＋派遣型）。この形態の場合、不登校の中1ギャップを含め小・中学校連携を重視し、関係機関や地域の社会資源との協働のあり方が重視される。d) その他。他方、勤務日数に関しては、週1日～週5日までとかなりのバラツキがある。

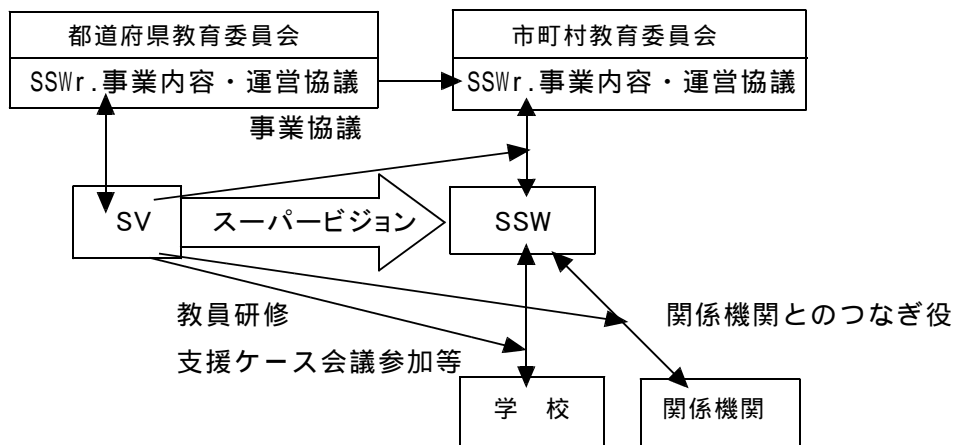
このように、配置と勤務日数の形態のあり方は、自ずとSSWr.の活動のあり方にも影響してくる。SSWr.が支援を要する児童生徒は、家庭環境や地域環境等、学校が多様な関係機関と協働して支援を展開していく必要がある状況を抱えている。そのため、SSWr.が行う活動も子どもとの面談や保護者との関係づくり、関係機関への情報収集、支援ケース会議の開催調整と実施、支援計画の実行と評価等を行っていく必要がある。このような活動を行っていくためには、中学校区を対象とする週5日勤務の形態が望ましいと考える。

さらに、実際、学校教育現場にSSWr.が入っていく場合について、一人で奮闘していくことにある。そのため、SSWr.の専門性の質や、教育委員会のSSWについての理解とSSWr.への支援体制、学校の校長を中心とする教職員のSSWについての理解、関係機関のSSWr.の役割と活動の理解等の課題に対しては、スーパーバイザー（以下、SVと記す）によるスーパービジョン体制を整えていくことになる。そこで、以下ではスーパービジョン体制について述べていく。

2. SVの役割

SSWr.へのSVの支援体制としては、図 5-1 に示すように、SSWr.が活動しやすい環境整備に向けて教育委員会との事業内容及び運営を協議することと、SSWr.へのスーパービジョンがあげられる。

図5-1. SVの支援体制図



1) SSWr.が活動しやすい環境整備

上記に記したように、SSWr.の発展課題では、教育委員会がどのようなSSWr.事業（配置形態と勤務形態等）及び支援体制をつくるかが非常に重要となる。そのため、まずは、当初より事業内容及び支援体制を協議していく場（「運営協議会」）に、SSWr.のSVは都道府県の社会福祉士会や精神保健福祉士協会と協力して取り組んでいく必要がある。

例えば、福岡県では福岡県教育委員会SSWr.事業担当者とSVが当初より協議を行い、モデル中学校区で週5日勤務の案を提示した。当然、SSWr.業務に専念できる給与体系も協議事項の中に入る。また、SSWr.が所属する各市町教育委員会及び学校の管理職・教員に対し、SSWr.の役割と活動について理解してもらうために、福岡県教育委員会編集による冊子『スクールソーシャルワーカーの活用についてQ & A』（平成 20 年 4 月）を協働して作成した。

さらに、福岡県教育委員会を事務局として「運営協議会」を発足させ、構成メンバーには福岡県社会福祉士会、福岡県精神保健福祉士協会、日本学校ソーシャルワーク学会、福岡県臨床心理士会の各代表者が入った。そして、前 3 団体の強固な協力体制のもとで、臨床心理士会とも協働しながらSSWr.事業の実施をしていくことになった。

次に、SSWr.事業の発展では、教育委員会のSSWr.事業担当者がキーパーソンとなる。この担当者の理解と支援があれば、SSWr.は学校にスムーズに入り込め、支援ケース会議の開催等の取り組みも進展していきやすくなる。しかし、この担当者の理解と支援が不十分であれば、SSWr.と学校間の関係性も深まりを欠き、SSWr.自身も自己の業務役割を見出せにくくなり、バーンアウトしてしまう危険性がある。そのため、SVはSSWr.事業担当者との信頼関係を構築しておくことが欠かせない。

さらに、SSWr.が関わりをもつ学校では、教職員や保護者向けのSSW研修を求める場合が

ある。このような場合、SSWr.自身が研修を行う場合もあるが、研修内容によってはSVが研修を行い、これによりSSWr.が活動しやすい環境づくりの一躍を担うことも求められる。また、SVが持つ関係機関や社会資源をSSWr.につなげていくことも必要である。

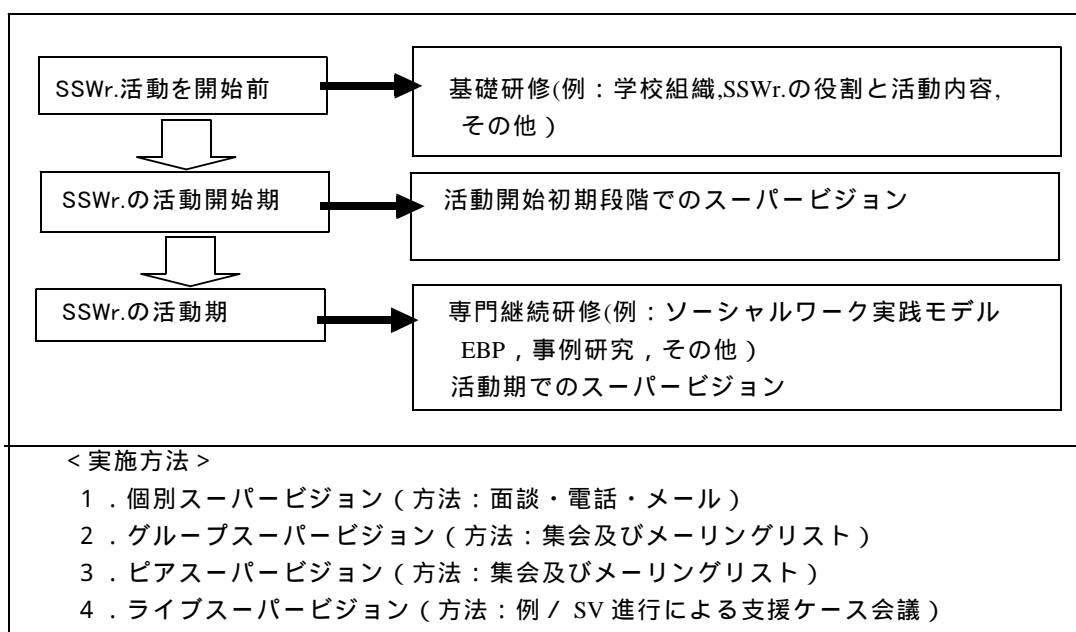
このように、SVはSSWr.が活動しやすい環境づくりに努めていくことが求められる。

2) SSWr.へのスーパービジョン体制

真に専門職として必要とされるSSWr.の専門性を高めていくためには、SSWr.が活動しやすい環境づくりにSVが努めることに加えて、SSWr.へのスーパービジョン体制が欠かせない。

図5-2はSSWr.の専門性の質を高めるためのスーパービジョン体制について、そして表5-1はスーパービジョンの内容例を示したものである。このようなスーパービジョンは、SSWr.が学校に入る前の「活動開始前」、そして学校に入った当初の「活動開始期」、さらに活動が定着していく状況に応じた「活動期」で実施していく必要があるため、「スーパービジョン体制」としてシステム化しておくことが肝要である。そこで、それぞれの時期でのスーパービジョン内容について述べていく。

図5-2. SSWr.の専門性を高めるスーパービジョン体制



<活動開始前>

SSWr.が学校現場に入る前には、基礎研修が不可欠である。内容としては、学校組織について、SSWr.の役割と活動内容について(SSWとは何か、SSWr.はどのような役割と活動をするのか、スクールカウンセラーの活動との違い等)、Plan-Do-Seeの実践としてシートを用いての「教育支援アセスメント」「教育支援計画」及び「評価」のあり方について、などの基礎研修内容があげられる。基礎研修の講師としては、SVや現任の専門性の高いSSWr.が担うのがよい。

<活動開始期>

学校教育現場にSSWr.が入ると、まずは校長を中心として教員スタッフとの関係性を図

っていくことが欠かせない。SSWr.について知識も理解も十分ではない状況では、SSWr.に対する第一印象はその後の人物評価のみならず、SSWr.評価につながっていく。SSWr.が学校職員の一員という認識ではなく、福祉の異業種の認識で学校に入ると教員は距離をおいてしまう。初日から中学校の生徒指導担当と論点の違いで論議をしてしまったSSWr.がいるが、このような出会いをするとSSWr.は学校から相手をされなくなってしまふ。その意味で、学校に入る不安や学校への入り方についてはSSWr.への十分なスーパービジョンが必要となる。

表5-1. SSWr.へのスーパービジョン内容例

	活動開始期(内容例)	活動期(内容例)
教育的機能	<ul style="list-style-type: none"> ・学校現場(文化)への入り方:教師の教育価値を知る ・学校組織と教員校務の知識について ・関係性を築く:教職員,子ども,保護者とのコミュニケーションの図り方 ・SSWの広報活動:全校集会での子どもたちへのSSWの紹介、教職員へのSSWの役割と活動の説明 ・関係機関とのつながり方:関係機関の実務担当者と親しくなる ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援ケース会議の持ち方 ・困難事例に対する取り組み方 ・協働への取り組み方 ・実践の振り返りと見直し ・その他
支持的機能	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に関わりをもつ不安への支援 ・管理職と教員の実践視点の違いについての支援 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の実践に関する心理的支援
管理的機能	<ul style="list-style-type: none"> ・学校スタッフの一員として,及び公的機関に従事することの認識 ・個人情報保護情報,守秘義務等 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校スタッフの一員として,及び公的機関に従事することの認識 ・個人情報保護情報,守秘義務等

他方、各学校にはそれぞれの顔がある。SSWr.が学校教育現場の状況について学ぶ姿勢をもつと、自ずと管理職・教員とも親しくなり、教員の親睦会などにも参加の声がかかる。このような関係づくりをSSWr.が心がけると、「学校通信」でSSWr.の紹介欄が設けられたり、SSWr.への児童生徒に関する相談も増え、校内での支援ケース会議への提案なども受け入れてもらえるようになる。このようにSSWr.が学校に入りこんでいくと、学校にとってSSWr.はスタッフの一員であり、無くてはならない存在となる。

また、学校教育現場では、学校にやってくる新たなスタッフについては児童生徒の全校集会やPTA総会の場で紹介する機会を設けることが多い。これは、学校のスタッフとして受け入れる学校のセレモニーであるが、SSWr.は自分の役割と活動を広報できるチャンスでもある。特に、スクールカウンセラーとの違いについては聞かれる機会が多いため、説明できる準備をしていくことが肝心である。

さらに、これから支援ケース会議を通して、学校と関係機関が協働していく上で、関係機関の実務担当者と親しくなっていくことも必要である。

このように、活動開始期は学校がSSWr.を受け入れるかどうかの重要な期間であるため、SVIはSSWr.と随時、個別スーパービジョンを実施していくことが求められる。

また、SSWr.同士のピアスーパービジョンの機会も必要である。SSWr.同士の「連絡会」などを作り、定期的な集まりやメーリングリストを通して、情報交換や学習、相互の心理的支援を行っていく。この連絡会の集いの場を活用して、SVによるグループスーパービジョンも実施できる。

例えば、カナダのトロント市教育委員会では、1名のチーフ・SSWr.が35名程度のSSWr.に対しスーパービジョンを行う体制となっている。月1回定期的に集って、グループスーパービジョン及びピアスーパービジョンを行っている。

<活動期>

SSWr.の活動が定着すると、児童生徒の相談ケース数も増えてくる。小・中学校8校を担当するあるSSWr.は活動当初、70名の児童生徒の相談依頼を受けた。どれも支援を要する児童生徒の事例であるが、まずは学校・家庭・関係機関の緊急の協働を要する事例24例に絞って家庭訪問、学校・関係機関等との協議を行うことにした。家庭訪問といっても日中保護者は不在の場合が多いため、夕方訪問することになる。このように、相談ケース数が増えてくると、SSWr.一人が対応する事例数にも限界が生じてくる。

また、SSWr.は校長と協議し、教員組織による学校内協働（チーム対応）に取り組んでいく必要もある。実際には、校内での支援ケース会議の開催であるが、SSWr.はソーシャルワークの視点から支援ケース会議を進行し、児童生徒に対する教員とSSWr.の役割分担、または関係機関の役割分担を確認し、協働支援を開始していくことも必要となる。

このように、実践的な活動期においては、SSWr.自身、支援ケース会議の持ち方や困難事例に対する取り組み方、学校と関係機関の協働支援のあり方などへのスーパービジョンを求めるニーズが高く、SVはこれらのSSWr.のニーズに対応していく必要がある。

さらに、SSWr.の専門性を高めるための「専門研修」を継続的に実施していくことも必要である。内容としては、ソーシャルワーク実践モデルやEBP(Evidence-Based Practice)、面接技法、事例研究法、不登校や虐待、発達障害その他、子どもが抱える状況の改善に向けた支援方法等があげられる。

このように、SSWr.へのスーパービジョン体制は、都道府県単位で築かれる必要がある。例えば、福岡県では、3団体（社会福祉士会・精神保健福祉士協会・日本学校ソーシャルワーク学会）共同運営による「福岡県スクールソーシャルワーカー連絡会」（SSWr.18名）を2008年4月に発足し、5月以降から始まり出した活動に対して、SSWr.が学校への入り方や取り組みへの不安などを書き込み、SVがスーパービジョンとして返答したり、相互の情報交換が活発に行われている。この連絡会ではPlan-Do-Seeとして共通のアセスメントシート、教育支援計画シートを用いているため、事例検討会ではこのシートを共通媒体として協議を行っていく。なお、最近では、他県のSSWr.から連絡会やメーリングリストへの参加を望む声が強く、他県のSSWr.の参加者も増えている。

3. 関係機関によるSSWr.への支援づくり

SSWr.を支える仕組みは、教育委員会や学校のSSWr.への理解と支援、及びSVによるスーパービジョンだけではない。地域内に存在する関係機関もSSWr.の支援者となる。

例えば、不登校や非行、児童虐待関係や特別支援教育関係、発達障害児者関係、障害者自立支援法関係等々の連携会議が地域内にはある。これらの会議のメンバーはほぼ同じメ

ンバーである場合があるが、SSWr.が積極的に参加していくことで、関係機関の実務担当者からSSWr.への理解と支援を得ることができる。

また、SSWr.が支援ケース会議で関係機関の参加を求める場合、多忙な状況を割いても実務担当者が出席してもらえる関係性を築いていく必要がある。そのためには、連携会議や関係機関への訪問を機会に、スクールカウンセラー、児童相談所、家庭児童相談員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉相談員、病院の医師や医療ソーシャルワーカー、精神科ソーシャルワーカー、警察少年課、民生委員・児童委員、主任児童委員、その他、地域内の実務担当者との絆を築いていくことも必要である。これらの地道な活動により、SSWr.は子どもへの支援に際して関係機関とパートナーシップを築き、学校と関係機関が協働して取り組んでいけるように推進していく。

以上のように、SSWr.を支える仕組みづくりは、SVが教育委員会との密な関係性を築き、SSWr.事業が円滑に進展していけるように取り組んでいくとともに、SSWr.への定期的なスーパービジョンにより専門性を高めていく体制をシステム化しておくことである。このような体制を整えていくことで、SSWr.は子どもや保護者、学校現場から必要とされる専門職として社会的認知を得ていくことになる。

おわりに

質の高い認定スクール（学校）ソーシャルワーク課程とするために、個々の社会福祉士・精神保健福祉士養成施設が認定スクール（学校）ソーシャルワーク課程を開講するにあたっては、教育の質を担保するために、これらの養成施設を認証する制度を導入することが必要不可欠である。

具体的には、（社）日本社会福祉士養成校協会等が「スクール（学校）ソーシャルワーク課程認証審査委員会」を設置し、各養成機関から提出されたアドミッション・ポリシー、当該教科のシラバス、当該教科の担当者に関して審査し、それぞれの要件を満たした場合に、大学等の養成施設でスクール（学校）ソーシャルワーク課程を置くことを認証し、その科目履修者で、かつ社会福祉士および精神保健福祉士資格取得者に対して、「認定スクール（学校）ソーシャルワーク課程修了」を証明することとする。

但し、社会福祉士や精神保健福祉士の国家試験受験の科目として既に認められている科目、また教職科目として既に文部科学省で認められている科目については、事前に審査が終了しているとみなし、「スクール（学校）ソーシャルワーク課程認証委員会」で審査する必要性はないと考えている。

そのため、「スクール（学校）ソーシャルワーク課程認証審査委員会」は、養成施設の認証を行うだけでなく、定期的にフォローアップを行い、決められた要件を満たさなかった場合には、養成校の認証を取り消すことになる。さらに、本認証審査委員会は、各養成機関の修了者に対して「認定スクール（学校）ソーシャルワーク課程修了」を証明することになる。

なお、申請できる者は、大学等の養成校だけでなく、（社）日本社会福祉士会、（社）日本精神保健福祉士協会および、その支部も実質的に実施可能とすることで、個々の地域での現任研修によって、現在スクール（学校）ソーシャルワーカーとしての水準を高め、資格を授与することとしている。

さらに、社会福祉士や精神保健福祉士の資格取得者で、実際に学校現場で2年以上ソーシャルワーカーとして仕事をしている者については、認定スクール（学校）ソーシャルワーク課程では、既に「スクール（学校）ソーシャルワーク実習」および教職関連科目の選択必修「教育行財政学」「学校経営論」「教育社会学」等、および選択必修「発達心理学」「教育支援学」等は既に理解しているものとし、履修科目から除外することができると考えている。

以上のような対策を講じることによって、スクール（学校）ソーシャルワーク課程教育の質を担保し、現実には学校現場で、即活用できる人材を養成することになる。

なお、実際に社会福祉士や精神保健福祉士の資格取得者でないスクールソーシャルワーカーについても、国家資格取得への支援に加えて、こうした研修を介して、日々の実践についての水準を高められるよう、研修への参加を募る必要がある。

さらに、全体として、今後の課題は、スクールソーシャルワーカーの資質を維持し、日

々高めていくために、更新制の導入も検討する必要があるが、まずは、個々の都道府県レベルで、スクール（学校）ソーシャルワーカーの生涯研修を実施するだけでなく、スーパービジョン体制を構築していくことが必要である。そのため、「認定スクール（学校）ソーシャルワーク課程修了」した者の全国的な組織化の検討も必要となってくる。

さらに、こうした資格取得者で、既にスクール（学校）ソーシャルワーカーとして雇用されている者、また資格取得後スクール（学校）ソーシャルワーカーとして経験を積んだ者に対して、「認定スクール（学校）ソーシャルワーカー」の資格を付与していくことを早急に議論していくべきである。

なお、本事業を次年度より始めていくとすれば、「スクール（学校）ソーシャルワーク課程認証審査委員会」の設置は、短期に準備をしなければならないことを考えると、当分は（社）日本社会福祉士養成校協会が中心となり、（社）日本社会福祉教育学校連盟や日本精神保健福祉士養成校協会が協力団体となるが、最終的には三団体の共同事業として推進することが望ましい。

＜スクール（学校）ソーシャルワーカー育成・研修等事業に関する委員会＞

役職	氏名	所属
委員長	山下 英三郎	日本スクールソーシャルワーク協会会長・日本社会事業大学
委員長代理	山野 則子	大阪府立大学
委員	門田 光司	日本学校ソーシャルワーク学会会長・福岡県立大学
委員	富島 喜揮	四国学院大学
委員	栗原 直樹	社団法人日本社会福祉士会理事・所沢児童相談所
委員	澁谷 昌史	関東学院大学
委員	宮城 孝	社団法人日本社会福祉教育学校連盟事務局長・法政大学
委員	白澤 政和	社団法人日本社会福祉士養成校協会会長・大阪市立大学
委員	市川 一宏	社団法人日本社会福祉士養成校協会副会長・ルーテル学院大学
委員	東條 光雅	社団法人日本社会福祉士養成校協会事務局長・駒澤大学
委員	石川 久展	社団法人日本社会福祉士養成校協会事務局長代理・関西学院大学
委員	潮谷 有二	社団法人日本社会福祉士養成校協会事務局長代理・長崎純心大学
委員	藏野 ともみ	社団法人日本社会福祉士養成校協会事務局長代理・大妻女子大学
オブザーバー	小笹 知彦	社団法人日本社会福祉士会事務局長
事務局	小森 敦	(社) 日本社会福祉士養成校協会
事務局	白男川 尚	(社) 日本社会福祉士養成校協会
事務局	塚越 智子	(社) 日本社会福祉士養成校協会
事務局	鵜川 啓子	(社) 日本社会福祉士養成校協会
事務局	木曾 千景	(社) 日本社会福祉士養成校協会
事務局	岡本 尚子	(社) 日本社会福祉士養成校協会
事務局	栗原 拓也	健康科学大学

＜懇談会開催日程＞

回	日時	場所
第1回	平成20年3月1日（土） 午後6時～	本協会事務局
第2回	平成20年3月23日（日） 午後2時～	本協会事務局
第3回	平成20年4月27日（日） 午後2時～	本協会事務局
第4回	平成20年5月11日（日） 午後3時30分～	本協会事務局
第5回	平成20年6月8日（日） 午後2時～	本協会事務局
第6回	平成20年7月13日（日） 午後3時～	本協会事務局

社団法人日本社会福祉士養成校協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-12 まつもとビル3階

電話 : 03-5369-2737 FAX : 03-5369-2572

E-mail : office@jascsw.jp

ホームページ : <http://www.jascsw.jp>

・専門演習Ⅰ ・専門演習Ⅱ ・専門演習Ⅲ ・卒業論文 ・英語専門演習Ⅰ・Ⅱ

演習・実習

・ソーシャルワーク演習Ⅰ～Ⅴ ・精神保健ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ ・スクールソーシャルワーク演習 ・医療ソーシャルワーク演習 ・コミュニティソーシャルワーク演習 ・コミュニティスタディ演習 ・ソーシャルワーク実習 ・精神保健ソーシャルワーク実習 ・スクールソーシャルワーク実習 ・コミュニティスタディ実習 ・医療ソーシャルワーク実習 ・コミュニティソーシャルワーク実習 ・ソーシャルワーク実習指導Ⅰ～Ⅲ ・精神保健ソーシャルワーク実習指導 ・スクールソーシャルワーク実習指導 ・コミュニティスタディ実習指導 ・医療ソーシャルワーク実習指導 ・コミュニティソーシャルワーク実習指導 ・企業・自治体インターンシップ

専門展開科目

ソーシャルポリシー分野

コミュニティマネジメント分野

ヒューマンサポート分野

- ・地域政策論
- ・地方自治論
- ・地方財政論
- ・地域経済論
- ・都市住宅政策論
- ・人と環境
- ・地域文化政策論
- ・福祉行財政と福祉計画
- ・保健医療サービス
- ・権利擁護と成年後見
- ・更生保護
- ・社会保障論
- ・公的扶助論
- ・福祉国家論
- ・国際福祉論
- ・福祉の思想と歴史Ⅰ・Ⅱ

- ・地域経営論
- ・地域遺産マネジメント論
- ・文化環境創造論
- ・環境教育論
- ・住民参加の手法
- ・非営利組織の運営
- ・社会起業論
- ・地域ツーリズム
- ・レクリエーション論
- ・都市とコミュニティ
- ・農山村とコミュニティ
- ・高齢社会とコミュニティ
- ・居住福祉
- ・コミュニティアート
- ・コミュニティスポーツ
- ・スポーツマネジメント

- ・バリアフリー論
- ・社会福祉施設経営
- ・家族福祉論
- ・生活問題論
- ・社会福祉特講
- ・精神保健福祉論Ⅰ・Ⅱ
- ・精神保健学
- ・精神科リハビリテーション学
- ・地域リハビリテーション

- ・ソーシャルワークⅢ
- ・コミュニティソーシャルワーク
- ・介護福祉論
- ・ケアマネジメント論
- ・セルフヘルプグループ
- ・スクールソーシャルワーク
- ・多文化ソーシャルワーク
- ・精神保健ソーシャルワークⅠ・Ⅱ
- ・精神医学
- ・異文化心理学
- ・教育心理学
- ・家族心理学
- ・学校心理学
- ・障害者心理学
- ・高齢者心理学
- ・芸術療法
- ・発達心理学

専門基幹科目	＜福祉コミュニティ科目群＞		＜臨床心理科目群＞		
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉原理 ・高齢者福祉論 ・障害者福祉論 ・児童福祉論 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワークⅡ ・地域計画論 ・地域の歴史と文化 ・ボランティアアクション 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理学Ⅰ ・コミュニティ心理学Ⅰ ・カウンセリングⅠ 		
専門基礎科目	<ul style="list-style-type: none"> ・地域問題入門 ・社会福祉概論 ・まちづくりの思想 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉論 ・ソーシャルワークⅠ 			
視野形成科目	＜学部共通科目＞ ・基礎演習 ・フィールドスタディ入門 ・現代福祉論				
	＜人文系＞ ・キャリアデザイン論 ・文学 ・文化人類学 ・哲学Ⅰ・Ⅱ ・人文特講Ⅰ・Ⅱ ・現代倫理 ・環境倫理 ・ホスピタリティ学原論 ・現代レジャー論 ・生涯学習論Ⅰ・Ⅱ ・コミュニケーション論Ⅰ・Ⅱ ・女性学 ・心理学				
	＜社会系＞ ・法学 ・日本国憲法 ・社会学 ・社会学特講 ・経済学 ・政治学 ・民法Ⅰ・Ⅱ ・財政学Ⅰ・Ⅱ ・社会思想史Ⅰ・Ⅱ ・職業の世界 ・職業社会論 ・企業と経済の動向 ・社会システム論 ・社会学理論 ・行政法Ⅰ・Ⅱ ・現代福祉特講				
＜自然・スポーツ系＞ ・医学概論 ・生命の科学Ⅰ・Ⅱ ・自然環境論Ⅰ・Ⅱ ・基礎数学Ⅰ・Ⅱ ・スポーツ総合 ・スポーツ種目Ⅰ・Ⅱ					
情報系科目	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ入門Ⅰ・Ⅱ ・Ⅲ・Ⅳ ・社会調査法Ⅰ・Ⅱ 	<ul style="list-style-type: none"> ・統計学 	<ul style="list-style-type: none"> ・WEBデザイン 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉調査 	
言語コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・英語1～10 ・中国語ⅠA・ⅠB～5A・5B ・国際コミュニケーション(英語ⅠA・ⅠB～3A・3B) ・国際コミュニケーション(中国語ⅠA・ⅠB～3A・3B) ・インテンシヴ・イングリッシュ1～8 				

演習・実習	・専門演習Ⅰ	・専門演習Ⅱ	・専門演習Ⅲ	・卒業論文	・英語専門演習Ⅰ・Ⅱ
	・臨床心理実習 ・臨床心理実習指導 ・企業・自治体インターンシップ				

専門展開科目

精神保健・福祉分野	臨床心理分野	教育・社会心理分野
<ul style="list-style-type: none"> ・セルフヘルプグループ ・スクールソーシャルワーク ・家族福祉論 ・精神保健ソーシャルワークⅠ・Ⅱ ・精神保健福祉論Ⅰ・Ⅱ ・精神保健学 ・精神科リハビリテーション学 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理検査法Ⅱ ・臨床心理学Ⅱ ・コミュニティ心理学Ⅱ ・精神分析学 ・発達臨床心理学 ・児童精神医学 ・比較心理療法 ・投映法特論 ・グループアプローチ ・カウンセリングⅡ ・人格心理学 ・芸術療法 ・家族心理学 ・障害者心理学 ・高齢者心理学 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育心理学 ・学校心理学 ・異文化心理学 ・社会心理学Ⅰ・Ⅱ
		認知・学習心理分野
		<ul style="list-style-type: none"> ・心理測定法Ⅰ・Ⅱ ・学習心理学 ・認知心理学Ⅰ・Ⅱ ・精神生理学Ⅰ・Ⅱ

専門 基幹科目	＜福祉コミュニティ科目群＞		＜臨床心理科目群＞
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉原理 ・高齢者福祉論 ・障害者福祉論 ・児童福祉論 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワークⅡ ・地域計画論 ・地域の歴史と文化 ・ボランティアアクション 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理学Ⅰ ・心理検査法Ⅰ ・カウンセリングⅠ ・精神医学 ・コミュニティ心理学Ⅰ
専門 基礎科目	<ul style="list-style-type: none"> ・地域問題入門 ・社会福祉概論 ・まちづくりの思想 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉論 ・ソーシャルワークⅠ ・心理学概論 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理学基礎実験Ⅰ・Ⅱ ・発達心理学
視野 形成科目	＜学部共通科目＞ ・基礎演習・フィールドスタディ入門・現代福祉論		
	＜人文系＞ ・キャリアデザイン論 ・文学 ・文化人類学 ・哲学Ⅰ・Ⅱ ・人文特講Ⅰ・Ⅱ ・現代倫理 ・環境倫理 ・ホスピタリティ学原論 ・現代レジャー論 ・生涯学習論Ⅰ・Ⅱ ・コミュニケーション論Ⅰ・Ⅱ ・女性学 ・心理学		
	＜社会系＞ ・法学 ・日本国憲法 ・社会学 ・社会学特講 ・経済学 ・政治学 ・民法Ⅰ・Ⅱ ・財政学Ⅰ・Ⅱ ・社会思想史Ⅰ・Ⅱ ・職業の世界 ・職業社会論 ・企業と経済の動向 ・社会システム論 ・社会学理論 ・行政法Ⅰ・Ⅱ ・現代福祉特講		
＜自然・スポーツ系＞ ・医学概論 ・生命の科学Ⅰ・Ⅱ ・自然環境論Ⅰ・Ⅱ ・基礎数学Ⅰ・Ⅱ ・スポーツ総合 ・スポーツ種目Ⅰ・Ⅱ			
情報 系科目	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ入門Ⅰ・Ⅱ 	<ul style="list-style-type: none"> ・WEBデザイン 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理データ解析Ⅰ・Ⅱ
言語 コミュニケーション科目	<ul style="list-style-type: none"> ・英語1～10 ・中国語ⅠA・ⅠB～5A・5B ・国際コミュニケーション(英語ⅠA・ⅠB～3A・3B) ・国際コミュニケーション(中国語ⅠA・ⅠB～3A・3B) ・インテンシヴ・イングリッシュ1～8 		

資料5:

福祉コミュニティ学科履修モデル①（社会福祉法人〔高齢者関連施設〕を目指すモデル）

科目区分		1年次	2年次	3年次	4年次
総合教育科目	学部共通科目	☆基礎演習（通） フィールドスタディ入門（後） 現代福祉論（前）			
	視野形成科目	☆スポーツ総合（通） ●医学概論（前） ●社会学（前） ●心理学（前）			
	情報・調査系科目	コンピューター入門Ⅰ（前） コンピューター入門Ⅱ（後）	●社会福祉調査（前）		
	言語コミュニケーション科目	英語1（前） 英語2（前） 英語3（後） 英語4（後） 英語5（後）	英語6（前） 英語7（前） 英語8（後） 英語9（後）	英語10（前）	
専門教育科目	専門基礎科目	☆●社会福祉概論（前） ☆●地域福祉論（後） ☆●ソーシャルワークⅠ（後） ☆地域問題入門（前） ☆まちづくりの思想（前）			
	専門基幹科目		臨床心理学Ⅰ（前） ☆社会福祉原理（後） ☆地域計画論（後） ●高齢者福祉論（前） ●障害者福祉論（前） ●児童福祉論（前） ●ソーシャルワークⅡ（前）		
	専門展開科目		●ソーシャルワークⅢ（後） ●コミュニティソーシャルワーク（前） ●社会保障論（前） ●社会福祉施設経営（前） ●公的扶助論（後） ●権利擁護と成年後見（前） ●福祉行財政と福祉計画（後） ●介護福祉論（後） ●保健医療サービス（前）	地域リハビリテーション（前） 高齢者心理学（後） バリアフリー論（後） 高齢社会とコミュニティ（後） 居住福祉（前） 生活問題論（前） 家族福祉論（前） 住民参加の手法（後） ケアマネジメント論（前）	
	演習・実習		☆専門演習Ⅰ（通） ●ソーシャルワーク演習Ⅰ（後） ●ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（後）	☆専門演習Ⅱ（通） ●ソーシャルワーク演習Ⅱ（前） ●ソーシャルワーク演習Ⅲ（前） ●ソーシャルワーク演習Ⅳ（後） ●ソーシャルワーク演習Ⅴ（後） ●ソーシャルワーク実習（通） ●ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（前） ●ソーシャルワーク実習指導Ⅲ（後）	☆専門演習Ⅲ（通） ☆卒業論文（通）

☆＝必修科目

●＝社会福祉士指定科目

（前）＝前期

（後）＝後期

（通）＝通年

福祉コミュニティ学科履修モデル②（精神保健福祉士受験資格取得を目指すモデル）

	科目区分	1年次	2年次	3年次	4年次
総合教育科目	学部共通科目	☆基礎演習（通） フィールドスタディ入門（後） 現代福祉論（前）			
	視野形成科目	☆スポーツ総合（通） ●※医学概論（前） ●※心理学（前）			
	情報・調査系科目	コンピューター入門Ⅰ（前） コンピューター入門Ⅱ（後）	●社会福祉調査（前）		
	言語コミュニケーション科目	英語1（前） 英語2（前） 英語3（後） 英語4（後） 英語5（後）	英語6（前） 英語7（前） 英語8（後） 英語9（後）	英語10（前）	
専門教育科目	専門基礎科目	☆●※社会福祉概論（前） ☆●※地域福祉論（後） ☆●※ソーシャルワークⅠ（後） ☆地域問題入門（前） ☆まちづくりの思想（前）			
	専門基幹科目		☆社会福祉原理（後） ☆地域計画論（後） ●高齢者福祉論（前） ●障害者福祉論（前） ●児童福祉論（前） ●※ソーシャルワークⅡ（前）		
	専門展開科目		●※ソーシャルワークⅢ（後） ●※コミュニティソーシャルワーク（前） ●※社会保障論（前） ●社会福祉施設経営（前） ●※公的扶助論（後） ●※権利擁護と成年後見（前） ●※福祉行財政と福祉計画（後） ●介護福祉論（後） ●※保健医療サービス（前）	※精神科リハビリテーション学（前） ※精神保健ソーシャルワークⅠ（前） ※精神保健ソーシャルワークⅡ（後） ※精神医学（後） ※精神保健福祉論Ⅰ（前） ※精神保健福祉論Ⅱ（後） ※精神保健学（後）	
	演習・実習		☆専門演習Ⅰ（通） ●ソーシャルワーク演習Ⅰ（後） ●ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（後）	☆専門演習Ⅱ（通） ●ソーシャルワーク演習Ⅱ（前） ●ソーシャルワーク演習Ⅲ（前） ●ソーシャルワーク演習Ⅳ（後） ●ソーシャルワーク演習Ⅴ（後） ●ソーシャルワーク実習（通） ●ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（前） ●ソーシャルワーク実習指導Ⅲ（後）	☆専門演習Ⅲ（通） ☆卒業論文（通） ※精神保健ソーシャルワーク演習Ⅰ（前） ※精神保健ソーシャルワーク演習Ⅱ（後） ※精神保健ソーシャルワーク実習（通） ※精神保健ソーシャルワーク実習指導（通）

☆＝必修科目

●＝社会福祉士指定科目

※＝精神保健福祉士指定科目

（前）＝前期

（後）＝後期

（通）＝通年

福祉コミュニティ学科履修モデル③（大学院進学：スクールソーシャルワーカーを目指すモデル）

科目区分		1年次	2年次	3年次	4年次
総合教育科目	学部共通科目	☆基礎演習（通） フィールドスタディ入門（後） 現代福祉論（前）			
	視野形成科目	☆スポーツ総合（通） ●医学概論（前） ●社会学（前） ●心理学（前）			
	情報・調査系科目	コンピューター入門Ⅰ（前） コンピューター入門Ⅱ（後）	●社会福祉調査（前）		
	言語コミュニケーション科目	英語1（前） 英語2（前） 英語3（後） 英語4（後） 英語5（後）	英語6（前） 英語7（前） 英語8（後） 英語9（後）	英語10（前）	
専門教育科目	専門基礎科目	☆●社会福祉概論（前） ☆●地域福祉論（後） ☆●ソーシャルワークⅠ（後） ☆地域問題入門（前） ☆まちづくりの思想（前）			
	専門基幹科目		臨床心理学Ⅰ（前） ☆社会福祉原理（後） ☆地域計画論（後） ●高齢者福祉論（前） ●障害者福祉論（前） ●児童福祉論（前） ●ソーシャルワークⅡ（前）		
	専門展開科目		●ソーシャルワークⅢ（後） ●コミュニティソーシャルワーク ●社会保障論（前） ●社会福祉施設経営（前） ●公的扶助論（後） ●権利擁護と成年後見（前） ●福祉行財政と福祉計画（後） ●介護福祉論（後） ●保健医療サービス（前）	◎スクールソーシャルワーク（後） ◎発達心理学（前） ◎教育の制度・経営（後） ◎精神保健学（後） 学校心理学（前） 教育心理学（前）	
	演習・実習		☆専門演習Ⅰ（通） ●ソーシャルワーク演習Ⅰ（後） ●ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（後）	☆専門演習Ⅱ（通） ●ソーシャルワーク演習Ⅱ（前） ●ソーシャルワーク演習Ⅲ（前） ●ソーシャルワーク演習Ⅳ（後） ●ソーシャルワーク演習Ⅴ（後） ●ソーシャルワーク実習（通） ●ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（前） ●ソーシャルワーク実習指導Ⅲ（後）	☆専門演習Ⅲ（通） ☆卒業論文（通） ◎スクールソーシャルワーク演習（前） ◎スクールソーシャルワーク実習（通） ◎スクールソーシャルワーク実習指（通）

☆＝必修科目

●＝社会福祉士指定科目

◎＝スクールSW指定科目

（前）＝前期 （後）＝後期 （通）＝通年

福祉コミュニティ学科履修モデル④（公務員・民間企業就職を目指すモデル）

科目区分		1年次	2年次	3年次	4年次
総合教育科目	学部共通科目	☆基礎演習（通） フィールドスタディ入門（後） 現代福祉論（前）			
	視野形成科目	☆スポーツ総合（通） 法学（前） 社会学（前） 経済学（前） 政治学（前） 職業の世界（後）	民法Ⅰ（前） 民法Ⅱ（後） 企業と経済の動向（前）		
	情報・調査系科目	コンピューター入門Ⅰ（前） コンピューター入門Ⅱ（後）	社会調査法Ⅰ（前） 社会調査法Ⅱ（後）		
	言語コミュニケーション科目	英語Ⅰ（前） 英語Ⅱ（前） 英語Ⅲ（後） 英語Ⅳ（後） 英語Ⅴ（後）	英語Ⅵ（前） 英語Ⅶ（前） 英語Ⅷ（後） 英語Ⅸ（後）	英語Ⅹ（前）	
専門教育科目	専門基礎科目	☆社会福祉概論（前） ☆地域福祉論（後） ☆ソーシャルワークⅠ（後） ☆地域問題入門（前） ☆まちづくりの思想（前）			
	専門基幹科目		☆社会福祉原理（後） ☆地域計画論（後） 地域の歴史と文化（前） ボランティアアクション（前） 高齢者福祉論（前） 児童福祉論（前） コミュニティ心理学Ⅰ（前）		
	専門展開科目		地方自治論（前） 地方財政論（後） 都市とコミュニティ（前） 農山村とコミュニティ（前） 地域遺産マネジメント論（前） 環境教育論（前）	地域経済論（後） 都市住宅政策論（前） 高齢社会とコミュニティ（後） コミュニティアート（後） 住民参加の手法（後） 地域政策論（後） 文化環境創造論（後） 地域経営論（後） 地域ツーリズム（前） 非営利組織の運営（後） 社会起業論（前）	
	演習・実習		☆専門演習Ⅰ（通） コミュニティスタディ演習（後）	☆専門演習Ⅱ（通） コミュニティスタディ実習（通） コミュニティスタディ実習指導（通）	☆専門演習Ⅲ（通） ☆卒業論文（通）

☆＝必修科目

（前）＝前期

（後）＝後期

（通）＝通年

資料6:

臨床心理学科履修モデル①（公務員・民間企業就職を目指すモデル）

科目区分		1年次	2年次	3年次	4年次
総合教育科目	学部共通科目	☆基礎演習（通） フィールドスタディ入門（後） 現代福祉論（前）			
	視野形成科目	☆スポーツ総合（通） ☆心理学（前） 社会学（前）	職業の世界（後） 企業と経済の動向（前） 法学（前）		
	情報・調査系科目	コンピューター入門Ⅰ（前） コンピューター入門Ⅱ（後）	☆心理データ解析Ⅰ（前） ☆心理データ解析Ⅱ（後）		
	言語コミュニケーション科目	英語Ⅰ（前） 英語Ⅱ（前） 英語Ⅲ（後） 英語Ⅳ（後） 英語Ⅴ（後）	英語Ⅵ（前） 英語Ⅶ（前） 英語Ⅷ（後） 英語Ⅸ（後）	英語Ⅹ（前）	
専門教育科目	専門基礎科目	☆心理学概論（後） ☆心理学基礎実験Ⅰ（前） ☆心理学基礎実験Ⅱ（後） ☆発達心理学（前） ☆社会福祉概論（前） ☆ソーシャルワークⅠ（後） ☆地域福祉論（後） ☆地域問題入門（前） ☆まちづくりの思想（前）			
	専門基幹科目		☆臨床心理学Ⅰ（前） ☆心理検査法Ⅰ（前） ☆カウンセリングⅠ（前） コミュニティ心理学Ⅰ（前） 精神医学（後） 児童福祉論（前）		
	専門展開科目		心理測定法Ⅰ（前） 心理測定法Ⅱ（後） 認知心理学Ⅰ（前） 精神生理学Ⅰ（前） 社会心理学Ⅰ（前） 家族福祉論（前） 高齢者心理学（後）	人格心理学（前） 家族心理学（前） 発達臨床心理学（前） 精神分析学（後） 臨床心理学Ⅱ（後） カウンセリングⅡ（後） コミュニティ心理学Ⅱ（後） 高齢者心理学（後） 学習心理学（前） 異文化心理学（後） 教育心理学（前）	
	演習・実習		☆専門演習Ⅰ（通）	☆専門演習Ⅱ（通） 臨床心理実習（通） 臨床心理実習指導（通）	☆専門演習Ⅲ（通） ☆卒業論文（通）

☆=必修科目

（前）=前期

（後）=後期

（通）=通年

臨床心理学科履修モデル②（大学院進学：児童・思春期の心理臨床を中心に学習するモデル）

科目区分		1年次	2年次	3年次	4年次
総合教育科目	学部共通科目	☆基礎演習（通） フィールドスタディ入門（後） 現代福祉論（前）			
	視野形成科目	☆スポーツ総合（通） ☆心理学（前） 社会学（前）	職業の世界（後） 企業と経済の動向（前） 法学（前）		
	情報・調査系科目	コンピューター入門Ⅰ（前） コンピューター入門Ⅱ（後）	☆心理データ解析Ⅰ（前） ☆心理データ解析Ⅱ（後）		
	言語コミュニケーション科目	英語Ⅰ（前） 英語Ⅱ（前） 英語Ⅲ（後） 英語Ⅳ（後） 英語Ⅴ（後）	英語Ⅵ（前） 英語Ⅶ（前） 英語Ⅷ（後） 英語Ⅸ（後）	英語Ⅹ（前）	
専門教育科目	専門基礎科目	☆心理学基礎実験Ⅰ（前） ☆心理学基礎実験Ⅱ（後） ☆発達心理学（前） ☆社会福祉概論（前） ☆ソーシャルワークⅠ（後） ☆地域福祉論（後） ☆地域問題入門（前） ☆まちづくりの思想（前）			
	専門基幹科目		☆臨床心理学Ⅰ（前） ☆心理検査法Ⅰ（前） ☆カウンセリングⅠ（前） 児童福祉論（前） コミュニティ心理学Ⅰ（前）		
	専門展開科目		心理測定法Ⅰ（前） 心理測定法Ⅱ（後） 認知心理学Ⅰ（前） 精神生理学Ⅰ（前） 精神生理学Ⅱ（後） 社会心理学Ⅰ（前） 家族福祉論（前） 教育心理学（前）	家族心理学（前） 発達臨床心理学（前） 比較心理療法（後） 精神分析学（後） 臨床心理学Ⅱ（後） カウンセリングⅡ（後） 心理検査法Ⅱ（後） コミュニティ心理学Ⅱ（後） 学習心理学（前） 児童精神医学（後） 投映法特論（前） 精神保健学（後） スクールソーシャルワーク（後）	
	演習・実習		☆専門演習Ⅰ（通）	☆専門演習Ⅱ（通） 臨床心理実習（通） 臨床心理実習指導（通）	☆専門演習Ⅲ（通） ☆卒業論文（通）

☆＝必修科目

（前）＝前期

（後）＝後期

（通）＝通年

資料8： 2008年度ソーシャルワーク実習先一覧(実績)

施設NO	法人名	施設名	代表者氏名	住所	実習期間1	実習期間2	連絡教員	実習生受入人数
1	—	江東区福祉事務所						
2	—	江東区社会福祉協議会						
3	あそか会	特別養護老人ホーム塩浜ホーム						
4	あそか会	亀戸高齢者在宅サービスセンター						
5	あそか会	江東区東陽高齢者在宅サービスセンター						
6	東京都知的障害者育成会	江東区東砂福祉園						
7	東京都知的障害者育成会	江東区あすなろ作業所						
8	東京都知的障害者育成会	江東区第二あすなろ作業所						
9	江東楓の会	江東区亀戸福祉園						
10	かがやけ福祉会	かがやけ共同作業所						
11	財団健和会	みさと健和病院						
12	—	千代田区社会福祉協議会						
13	—	杉並区社会福祉協議会						
14	光明会	杉並学園						
15	いたるセンター	阿佐谷生活園						
16	サンフレンズ	高齢者在宅サービスセンター和泉ふれあいの家						
17	中野区	中野区保健福祉部経営分野						
18	—	中野区社会福祉協議会						
19	世田谷区社会福祉協議会	世田谷区社会福祉協議会						
20	日本肢体不自由児協会	心身障害児総合医療療育センターむらさき愛育園						
21	東京都	児童相談センター						
22	白峰福祉会	町田かたつむりの家						
23	町田市	ひかり療育園						
24	賛育会	第二清風園						
25	町田市	町田市子ども家庭支援センター						
26	町田市	町田市子ども発達センターすみれ教室						
27	福音会	福音会地域包括支援センター						
28	ウイズ町田	赤い屋根						
29	桜実会	桜実会地域包括支援センター、玉川学園高齢者在宅サービスセンター						
30	共助会	サンシルバー町田						
31	基督教児童福祉会	バット博士記念ホーム						
32	—	八王子市社会福祉協議会						
33	—	八王子市福祉事務所						
34	清心福祉会	ファミリーマイホーム						
35	美蘭会	絹の道						
36	緑雲会	地域包括支援センター中野						
37	めじろ会	めじろデイホーム						
38	東京都社会福祉事業団	東京都八王子福祉園						

施設NO	法人名	施設名	代表者氏名	住所	実習期間1	実習期間2	連絡教員	実習生受入人数
39	同胞援護婦人連盟	こどものうち八栄寮						
40	みずき福祉会	八王子平和の家						
41	—	東京都八王子児童相談所						
42	日野市福祉事業団	日野市立はくちょう						
43	日野市福祉事業団	日野市立つばさ						
44	日野市福祉事業団	日野市立希望の家						
45	すずかけの会	すずかけの家						
46	武蔵野会	八王子市中心身障害者福祉センター						
47	敬愛学園	敬愛デイサービスセンター						
48	東京恵明学園児童部	東京恵明学園児童部						
49	生長の家社会事業団	生長の家神の国寮						
50	至誠学舎立川	至誠学園						
51	至誠学舎立川	至誠特別養護老人ホーム						
52	—	立川市社会福祉協議会						
53	すみれ会	武蔵立川学園						
54	府中市社会福祉協議会	府中市立心身障害者福祉センター						
55	—	狛江市福祉事務所						
56	—	狛江市社会福祉協議会						
57	—	調布市社会福祉協議会						
58	二葉保育園	児童養護施設二葉学園						
59	—	調布ゆうあい福祉公社						
60	調布市社会福祉事業団	知的障害者入所更生施設 なごみ						
61	調布市社会福祉事業団	知的障害者通所更生施設 そよかぜ						
62	調布市社会福祉事業団	通所授産施設 すまいる						
63	—	小金井市福祉保健部						
64	東京聖労院	特別養護老人ホームつきみの園						
65	雲柱社	かがわ工房						
66	ときわ会	あさやけ作業所						
67	—	小平市社会福祉協議会						
68	—	小平市健康福祉部高齢者福祉課						
69	東京都社会福祉事業団	東京都むさしが丘学園						
70	武蔵野会	武蔵野児童学園						
71	白十字会	白十字ホーム						
72	—	東村山市社会福祉協議会						
73	和枝福祉会	愛						
74	試行会	奈良地域ケアプラザ						
75	訪問の家	知的障害者通所更生施設 朋						
76	—	児童養護施設 旭児童ホーム						
77	横浜共生会	横浜らいず						
78	—	横浜市中区社会福祉協議会						
79	横浜市社会福祉協議会	東永谷地域ケアプラザ						

施設NO	法人名	施設名	代表者氏名	住所	実習期間1	実習期間2	連絡教員	実習生受入人数
80	横浜共生会	横浜市下田地域ケアプラザ						
81	横浜博萌会	横浜いずみ学園						
82	秀峰会	さくら苑						
83	労働者健康福祉機構	関東労災病院						
84	なごみ福祉会	多摩川あゆ工房						
85	川崎市社会福祉協議会	川崎市多摩区社会福祉協議会						
86	ひまわりの会	緑陽苑						
87	長尾福祉会	長尾けやきの里						
88	和楽会	川崎市特別養護老人ホーム 夢見ヶ崎						
89	新日本学園	新日本学園						
90	—	川崎市中央児童相談所						
91	川崎市社会福祉事業団	多摩川の里						
92	—	神奈川県厚木児童相談所						
93	県央福祉会	パステルファームワーキングセンター						
94	すずらんの会	グリーンハウス						
95	—	相模原市社会福祉協議会						
96	相模原市立陽光園	第一陽光園						
97	上溝緑寿会	コスモスセンター						
98	幸会	幸園						
99	愛翁会	チャオデイサービスセンター						
実習生受入人数合計								

資料9: 2008年度精神保健ソーシャルワーク実習先一覧 (実績)

施設NO	法人名	施設名	代表者氏名	住所	実習期間1	実習期間2	連絡教員	実習生受入人数
1	復光会	総武病院						
2	社団青山会	青木病院						
3	きょうされん	第2リサイクル洗びんセンター						
4	—	東京都立多摩総合精神保健福祉センター						
5	かわせみ会	かわせみの家						
6	群馬会	赤城高原ホスピタル						
7	社団光生会	平川病院						
8	社団根岸病院	根岸病院						
9	積善会	曾我病院						
10	桜ヶ丘社会事業協会	桜ヶ丘記念病院						
11	ときわ会	あさやけ第二作業所						
12	コメット	明和荘タイムス						
13	日野市民たんぽぽの会	たんぽぽの家						
14	富士福祉会	ひあたり野津田						
15	—	東京都立中部総合精神保健福祉センター						
16	地域生活サポートまいんど	鎌倉市地域生活支援センターとらいむ						
17	清心会	藤沢病院						
18	精神医学研究所	東京武蔵野病院						
19	全和会	秩父中央病院						
20	積善会	日向台病院						
							実習生受入人数合計	

資料10: 2008年度 臨床心理実習先一覧(実績)

<臨床心理現場見学>

場所	担当者	組織代表者	参加学生数(人)	見学日程	担当教員
	住所				
池袋カウンセリングセンター					
神奈川県医療少年院					
国立市教育相談室					
相模原市療育センター					
東京慈恵医科大学付属第三病院					
医療法人光生会 平川病院					
瞑想の森内観研修所					
白金台内観研修所					

<臨床心理研修>

研修内容	研修期間	研修者数(人)	担当教員
エンカウンターグループ体験			
フォーカシング体験			

<臨床心理フィールド実習>

実習先	担当者	組織代表者	実習生 受入人数(人)	実習期間	担当教員
	住所				
川崎市総合教育センター (川崎市立小学校における特別支援教育インターンシップ)					
財団法人神奈川県ふれあい教育振興協会 (不登校対策事業「きんたろうキャンプ」)					
社会福祉法人景行会クローバー保育園					
相模原市青少年相談センター(相談指導教室)					
多摩市教育委員会(多摩市立小学校)					
八王子市立緑が丘小学校					